

環境影響評価制度の現状と課題について

環境影響評価制度総合研究会報告書

平成 8 年 6 月

環境影響評価制度総合研究会

目 次

1. はじめに	1
2. 環境影響評価制度に関する内外の動向	2
2-1 国の制度の経緯等	2
（環境影響評価制度の経緯）	2
（現行制度の枠組みと実施状況）	2
（環境基本法・環境基本計画）	3
（行政上の手続等に関する法制度）	4
2-2 地方公共団体の制度の経緯等	5
（環境影響評価制度の経緯）	5
（環境基本条例）	5
（行政上の手続等に関する条例・要綱）	6
2-3 諸外国の制度の動向	6
（1） 環境影響評価関連の制度の整備状況	6
（2） 主要諸国の動向	7
2-4 国際的な取組における動向	9
（1） 全般的動向	9
（2） 国際条約・議定書等	10
（3） 国際機構の決定・勧告・宣言等	11
（4） 開発援助に際しての取組	12
（5） 海外での事業活動に際しての取組	13
3. 環境影響評価制度の現状と課題	14
3-1 早期段階での環境配慮と環境影響評価の実施時期	14
（事業に係る環境影響評価手続の実施時期）	15
（上位計画・政策に係る環境影響評価）	19
3-2 対象事業	20
3-2-1 対象事業を定める形式	20
3-2-2 対象事業を選ぶ視点	22
（国関与要件）	22
（環境影響要件）	24
3-2-3 対象とする事業種と環境影響評価の実施状況	26
3-2-4 国外での事業の扱い	28
3-3 評価対象	29
3-3-1 評価対象等を定める形式	29
3-3-2 評価対象の内容	31

（評価対象とする環境要素）	31
（評価の対象とする行為と環境影響の範囲－特に累積的影響の取扱－）	33
3－4 評価の実施	35
3－4－1 評価書の作成主体	35
3－4－2 評価の視点	37
（我が国の制度の現状－環境保全目標に照らしての評価－）	37
（実行可能な範囲内で環境影響を最小化するものを選ぶという視点）	39
（評価の視点の整理）	40
（事業の公益性・社会的必要性等を含めての評価）	42
3－4－3 評価の前提	43
（調査・予測のための技術手法）	43
（バックグラウンドの状況の調査・予測）	44
（不確実性等の勘案）	45
3－4－4 環境保全対策の検討	45
3－4－5 準備書又は評価書の記載内容	47
（準備書又は評価書の記載事項）	47
（準備書又は評価書の形式・表現内容等）	47
3－5 住民の関与	48
3－5－1 住民関与の位置づけ	48
3－5－2 住民の意見を求める対象	49
（準備書に相当する文書への意見の提出）	49
（準備書作成前の段階での意見の提出）	49
（準備書相当文書への意見提出の後、再度意見の提出機会を設ける例）	50
3－5－3 関係地域の範囲	51
（関係地域の設定方法）	51
（周知手続を行う地域の範囲）	52
（意見の提出を求める住民の範囲）	52
3－5－4 住民への周知の方法	53
（準備書・評価書の公告縦覧の主体）	54
（準備書に関する公告の内容と方法）	54
（準備書・評価書の縦覧期間）	55
（公告・縦覧以外に講じられる周知手続）	56
3－5－5 意見の提出方法	56
（意見の提出先）	57
（意見の提出期間）	58
（意見の提出方法－特に公聴会の扱いについて－）	58
3－6 評価の審査	59
（審査の主体）	59
（第三者機関等の関与）	62
（審査の視点）	63

3 - 7	許認可等への反映	64
	(許認可等への反映方法)	64
	(許認可等への反映結果の公表)	65
3 - 8	評価後の手続	66
3 - 8 - 1	評価後の監視・調査等	66
3 - 8 - 2	事業内容の変更等の取扱い	68
	(事業内容に変更があった場合)	69
	(長期間未着工の場合)	69
3 - 9	国と地方との関係	70
3 - 9 - 1	国の制度における地方公共団体の役割	70
3 - 9 - 2	国の制度と地方公共団体の制度との関係	72
3 - 10	環境影響評価を支える基盤の整備	74
3 - 10 - 1	環境影響評価に関連する情報提供	74
3 - 10 - 2	環境影響評価に関わる信頼性の確保	76
	(環境影響評価の質の向上)	76
	(国民等からの信頼性の向上)	77
3 - 10 - 3	環境影響評価を支える調査研究・技術開発	78
4	まとめ	80
4 - 1	環境影響評価制度に関する内外の動向	80
4 - 2	早期段階での環境配慮と環境影響評価の実施時期	80
4 - 3	対象事業	81
4 - 4	評価対象	82
4 - 5	評価の実施	84
4 - 6	住民の関与	87
4 - 7	評価の審査	90
4 - 8	許認可等への反映方法	91
4 - 9	評価後の手続	92
4 - 10	国と地方との関係	93
4 - 11	環境影響評価を支える基盤の整備	93
4 - 12	今後の検討の方向	95

1. はじめに

環境影響評価制度は、1969年（昭和44年）にアメリカにおいて世界で初めて制度化されて以来、世界各国で、その制度化が進展してきている。我が国においても、昭和47年の閣議了解を嚆矢として、環境影響評価の考え方の重要性が認識され、各種の制度化が進められてきた。

昭和59年に行われた「環境影響評価の実施について」の閣議決定は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価の統一的な手続を定めるものであった。以来、10余年を経過し、環境影響評価の実績は着実に積み重ねられてきている。

また、世界各国においても、さらに、我が国の地方公共団体においても、環境影響評価制度は、急速に普及し、近年では、国際条約等の中でも、環境影響評価がとりあげられるようになってきている。

近年、環境問題は、社会の持続可能性の確保の問題、地球環境問題、事業者や国民の通常の活動に起因する環境負荷の集積の問題など、時間的、空間的、社会的に広がりをもっている。平成5年に制定された「環境基本法」は、近年の環境問題の様相の空間的・時間的・社会的広がりに対応できるよう、環境の保全の基本的理念とこれに基づく基本的施策の総合的枠組みを示すものであり、その中において、環境の保全に関する基本的な施策の一つとして「環境影響評価の推進」が位置づけられた。そして、環境基本法の国会審議や、環境基本法に基づき平成6年に策定された「環境基本計画」において、我が国におけるこれまでの経験の積み重ね、環境の保全に果たす環境影響評価の重要性に対する認識の高まり等にかんがみ、内外の制度の実施状況等に関し、関係省庁一体となって調査研究を進め、その結果等を踏まえ、法制化も含め所要の見直しを行うとの政府方針が示されている。

本調査研究は、当該政府方針に沿って、我が国における国、地方を通じた各種の環境影響評価制度、諸外国等の環境影響評価制度について、環境影響評価制度をめぐる諸課題毎に横断的、総合的に分析整理することを目的とするものである。

本調査研究に当たっては、関係省庁や地方公共団体に対するヒアリング、国内現地調査、海外現地調査、文献調査等を実施し、環境影響評価をめぐる現状と課題について分析整理する作業を行った。

2. 環境影響評価制度に関する内外の動向

2-1 国の制度の経緯等

（環境影響評価制度の経緯）

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解が行われ、「国の行政機関は、その所掌する公共事業について、当該公共事業実施主体に対し、あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容及び程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討を含む調査研究を行なわしめ、その結果を徴し、所要の措置をとらしめる等の指導を行なうものとする」こととされた。

この閣議了解に沿って、昭和48年に、港湾法及び公有水面埋立法の一部がそれぞれ改正されるなど、個別法に基づく環境影響評価の制度化が進められた。また、昭和53年には、建設省により、道路、ダム、宅地開発事業、工業団地開発事業等に関し、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（建設事務次官通達）が出され、昭和54年には、運輸省により、「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について」（運輸大臣通達）（以下「整備五新幹線アセス」という。）が出された。

また、民間事業については、発電所に関し、昭和52年に、通商産業省により、「発電所の立地に関する環境影響評価及び環境審査の強化について」の省議決定（以下「発電所アセス」という。）が行われた。

一方、環境庁長官は昭和50年に中央公害対策審議会に対し、「環境影響評価制度のあり方について」の諮問を行い、同審議会は昭和54年に、速やかに環境影響評価制度の法制化を図りたい旨の答申を行った。これを受け、政府は昭和56年に「環境影響評価法案」（以下「旧法案」という。）を閣議決定し、国会に提出した。

しかしながら、旧法案は、昭和58年の衆議院の解散に伴い廃案となり、当面の事態に対応するため実効ある行政措置を講ずるべく、旧法案をベースとして、昭和59年に「環境影響評価の実施について」の閣議決定（以下「閣議アセス」という。）が行われた。

（現行制度の枠組みと実施状況）

閣議アセスは、多様な事業に関し包括的に環境影響評価手続を規定するものであるが、公有水面埋立法、港湾法等個別法に基づく環境影響評価手続も併せて実施されている。

この際、公有水面の埋立については原則としてすべての事業について公有水面埋立法の手続に基づく環境影響評価が実施されているが、埋立面積が50haを超えること等、閣議アセスの対象となる公有水面の埋立については、公有水面埋立法の手続の前に閣議アセス手続が実施されることとされている。また、港湾法の体系においては、将来の港湾の姿を

示すマスタープランたる港湾計画の策定に際して環境影響評価が行われることとされており、個別事業に関する環境影響評価は港湾法の体系ではなく、港湾内の事業で閣議アセスの対象となるものについて、その実施に際して閣議アセス手続が個別に行われることとされている。

さらに、発電所は、通商産業省省議決定による発電所アセス手続に従って環境影響評価が実施されており、閣議アセスの対象事業には含まれていない。

また、新幹線は閣議アセスの対象事業とされているが、整備五新幹線（東北新幹線（盛岡市～青森市）、北海道新幹線（青森市～札幌市）、北陸新幹線（東京都～大阪市）、九州新幹線（福岡市～鹿児島市）、九州新幹線（福岡市～長崎市））に関し、昭和60年の運輸省通達において、整備五新幹線アセスの手続に従って環境影響評価手続が行われている事業については、引き続き当該手続に従って環境影響評価を実施することとされている。

なお、閣議アセスの対象事業で都市計画に係るものに関しては、昭和60年の建設省都市局長通達「都市計画における環境影響評価の実施について」において、事業予定者は環境影響評価を行うのではなく、都市計画決定権者が都市計画を定める際に都市計画法の決定手続に沿って環境影響評価を行うこととされている。

閣議アセスは、昭和61年度から平成6年度末までに、計279件が実施されており、同期間中に、公有水面埋立アセスは計34件（環境庁長官に意見が求められたもの）、港湾計画アセスは計219件、発電所アセスは計38件、整備五新幹線アセスは計8件実施されている。主要な国レベルの制度における環境影響評価の事業種別の実績は、資料1のとおりである。

（環境基本法・環境基本計画）

平成5年に制定された「環境基本法」は、環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する基本的な施策の方向性を示すものである。環境政策は、環境基本法の制定以前は、昭和42年制定の「公害対策基本法」及び昭和47年制定の「自然環境保全法」の二つの基本的な法律の枠組みに従って行われてきたところであるが、環境基本法の制定により、公害と自然の二つの枠組みを包括した、総合的な環境政策の枠組みが与えられたものである。

環境基本法では、第4条の基本理念において、環境への負荷をできる限り低減すること等の活動が自主的積極的に行われることを通じて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会を構築することを旨として環境の保全を行わなければならないこと、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障を未然に防ぐことを旨として環境の保全を行わなければならないことを規定している。また、同法では、地球環境保全を環境の保全に含めて定義し、第5条の基本理念において、積極的に地球環境保全が

推進されなければならないこととしている。

さらに、同法第14条では、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること、生物多様性を確保し多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること、及び人と自然との豊かな触れ合いを保つことを旨として環境の保全に関する施策の策定及び実施を行うべきことが規定されている。

これらを受けて、同法第20条においては、環境影響評価の推進の規定が置かれている。同条では、「国は、土地の形状の変更、工作物の新築その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする」とされている。

また、第19条では、「国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない」として、施策の策定主体としての国に関する環境配慮規定が置かれている。

環境基本法を受けて、平成6年に策定された、環境基本計画においては、第4章第1節「環境影響評価等」において、「国等の施策や事業の策定・実施に当たって、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことは、総合的な環境保全を図るために極めて重要である。」とされ、環境保全上の配慮を一層徹底するため、①国の施策の策定等に当たっての環境保全上の配慮、②公共事業の計画段階等における環境保全上の配慮、③環境影響評価の実施といった施策を推進することとしている。

（行政上の手続等に関する法制度）

近年、行政手続法、地方分権推進法をはじめとする行政の共通的なあり方を規定する法制度化が進展してきており、環境影響評価制度の検討に当たってこれらの関連諸制度を考慮することが必要となっている。

平成5年には、許認可等の申請に対する処分、不利益処分、行政指導のあり方等、行政手続に関する共通事項を定める「行政手続法」が制定された。許認可等の申請に対する処分については、申請に対する審査基準を定め、原則として公にするとともに、標準処理期間を定める等、迅速かつ透明な処理を確保する観点からの規定が盛り込まれた。また、行政指導については、複数の者に対して行う場合、事案に応じて指針を定め公表すること、求めに応じて書面を交付すること等が定められている。環境影響評価制度は、その趣旨目的が行政手続法とは異なるものの、その検討に当たっては、透明性及び明確性を確保するという行政手続法の趣旨を踏まえることが必要となる。

また、平成7年には、「地方分権推進法」が制定され、国と地方の役割分担等についての考え方が示されている。地方分権推進法に示された地方分権の動きについても、環境影

響評価制度の検討に当たって留意することが必要となる。

2 - 2 地方公共団体の制度の経緯等

（環境影響評価制度の経緯）

昭和47年の閣議了解では、第3項で、「地方公共団体においても、前記に準じて所要の措置が講じられるよう要請することとする」とされていた。地方公共団体においては、昭和51年に川崎市、昭和53年に北海道、昭和55年に東京都、神奈川県が条例を制定するなど、各団体において独自の環境影響評価制度が制定されるようになった。

昭和59年の閣議決定においては、「政府は、地方公共団体において環境影響評価について施策を講ずる場合には、この決定の趣旨を尊重し、この要綱との整合性に配慮するよう要請する」こととされ、本閣議決定が地方公共団体が条例等の施策を講ずることを妨げるものではないが、国、地方を通じた手続等の整合性が必要であるとの認識が示された。

その後、地方公共団体においては環境影響評価の制度化が逐次図られてきたが、平成元年以降、制度化が急速に進展し、この動きは環境基本法に環境影響評価が位置づけられたことと相俟って現在に至るまで引き続いている（資料2）。

この結果、平成7年7月末現在、都道府県・政令市計59団体中、条例制定団体6、要綱等制定団体44、計50団体が、独自の環境影響評価制度を有するに至っている（資料3）。また、現在制度を持たない9団体においても、6団体で制度化の予定を有しており、当面制度化の予定がない3団体も環境基本条例等の策定を踏まえ、又は国の動向を踏まえて検討するとしている。このように、国における閣議アセスの導入の後、地方公共団体における制度化がほぼ全国的に広がり、定着してきていると言える。

都道府県・政令市における環境影響評価制度（以下「地方アセス」という。）は、準備書の作成、住民等の意見聴取、評価書の作成といった大きな流れについては、国の制度に概ね準じたものとなっているが、対象事業の規模を閣議決定要綱より小規模としたり、閣議決定要綱で対象としていない事業を対象事業としているものがあり、また、環境影響評価の実施に当たり事前手続を設ける、知事等の意見を述べるに当たり審議会の意見を聴く、環境影響評価の実施後に調査を行う等、それぞれの団体により特徴がみられる。

（環境基本条例）

環境基本法の制定を受けて、地方公共団体においても、環境の保全に係る基本的な条例等の制定が急速に進んでいる。都道府県・政令市において、平成7年末現在、環境の保全に係る基本的な条例を有する団体は、14都道府県・6政令指定都市の計20団体となっている。また、これらのうち、19団体において環境影響評価の規定が盛り込まれており、

その規定ぶりは、資料４のとおりである。おおむね環境基本法第２０条の規定に沿ったものとなっているが、横浜市のように、計画の立案段階での環境配慮を謳っている例もみられる。

（行政上の手続等に関する条例・要綱）

地方公共団体においても、行政手続条例、情報公開条例をはじめとする行政の共通的なあり方を規定する制度化が進展している。

行政手続条例を公布している団体は、自治省調査によれば、平成７年１１月１日現在で、３３都道府県、９政令指定都市の計４２団体であり、その他の団体においても平成７年度中に措置を行う予定となっている。

また、情報公開条例・要綱を制定している団体は、自治省調査によれば、平成７年４月１日現在で、４５都道府県、２３９市町村、計２８４団体となっている。

２－３ 諸外国の制度の動向

（１） 環境影響評価関連の制度の整備状況

環境影響評価制度を最も早く導入した国は、１９６９年（昭和４４年）に公布され、１９７０年に施行された国家環境政策法に環境影響評価を位置づけたアメリカである。

日本における環境影響評価の実施についての閣議決定（１９８４年）以前に、環境影響評価制度を整備した国は、アメリカの他、オーストラリア（１９７４年）、タイ（１９７５年）、フランス（１９７６年）、フィリピン（１９７８年）、イスラエル（１９８１年）、パキスタン（１９８３年）などが挙げられる。

１９８５年以降、世界各国での環境影響評価制度の整備が急速に進んでいる（資料５）。

１９８５年には、環境影響評価に関するＥＣ指令が採択され、その履行年限が１９８８年とされた。この履行年限以降、数年の範囲で、ＥＵ加盟国を中心として、ヨーロッパ諸国での環境影響評価制度の整備が進んだ。また、１９９０年代に入って、東欧諸国を中心として、さらに環境影響評価制度を整備する国が増加している。

発展途上国では、アジア諸国の取組が、早くから進み、制度を有する国は１９８０年代には、制度化を終えている。一方、中南米諸国では、１９８０年代の後半から、法制化の動きが始まっている。アフリカの発展途上国には、法制化の動きは、まだ広がっていないものの、環境影響評価制度は世界的に定着してきていることが言える。

現在、ＯＥＣＤ加盟国２７カ国中、日本を除く２６カ国のすべてが、環境影響評価の一般的な手続を規定する何らかの法制度を有するに至っている（資料６）。その他の国にお

いても環境影響評価制度の法制化は広がりを見せており、環境庁調査によれば、全世界で50カ国以上が関連法制を備えていることが確認されている。我が国と同様に、主に行政指導によって環境影響評価を実施している国は、香港、ナイジェリア、ネパール、チリ、ジンバブエ、バングラデシュが確認されている。

諸外国における環境影響評価制度は、その形式において大きく次の4つの類型に分けることができる。その内訳は環境庁調査によれば資料7のとおりであり、制度を有している国の間では、環境に関する法律に基づき環境影響評価の一般的な手続を規定している国が約8割である。

- a 環境に関する法律に基づき環境影響評価の一般的な手続を規定している国
 - a-1 環境影響評価に関する単独の法律を制定している国
 - a-2 環境に関する基本的な法律を根拠として、下位の法令を整備する等により、環境影響評価を実施している国
- b 地域計画・建築法等の中で環境影響評価の一般的な手続を規定している国
- c aとbの混合型
- d 環境影響評価に関する一般的な手続を規定する法令を持たず、主に、行政指導によって、環境影響評価を実施している国

なお、近年欧米諸国では、政府機関が行う各種の政策立案、計画策定等についての環境影響評価の重要性が認識されつつあり、戦略的環境アセスメント（SEA）の概念のもとで、その実施例がみられつつある（資料8）（P.19参照）。1994年にECがまとめた「戦略的環境アセスメントの既存の方法論」によれば、「SEAとは、Strategic actionsについて環境影響を考慮すること」と定義づけられており、「Strategic actionsとは、個別の建設事業より上位の段階でのすべての政府の行為を指す」とされている。つまり、事業の環境影響評価が建設事業に用いられることに対して、SEAは建設事業に先立つあらゆる段階の行政の意思決定に用いられるものである。

（2） 主要諸国の動向

諸外国のうち、アメリカ、カナダ、EU、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、中国、韓国の10カ国（以下「主要諸国」という。）の動向は以下のとおりである。

アメリカでは、1970年に施行された国家環境政策法（NEPA）において、環境影響評価制度が導入された。NEPAは、環境影響評価に関する基本的事項のみを定めるものであり、詳細な制度の内容は、NEPAにより設立された環境諮問委員会（CEQ）が1978年に策定した国家環境政策法施行規則に規定されている。NEPAの手続は、事業の決定のみではなく、法案の提出などの行為についても、環境影響評価の対象となりうること、環境影響評価書の作成主体が連邦機関であることなど、他の主要諸国の制度にみられない特徴を有している。

カナダでは、１９７３年に閣議決定によって環境影響評価制度が導入されたが、法的な拘束力や運用条件に係る法的解釈に混乱が生じたこと等により法制化が図られ、１９９２年に「カナダ環境影響評価法」（ＣＥＡＡ）が成立し、１９９５年１月から施行されている。ＣＥＡＡの手続では、あらかじめ指定された既存の評価書を活用して簡易な評価を行うクラス・スクリーニング手続、評価書の内容を第三者たる調停人や委員会のもとで検討する公開審査(public review)手続、評価書等の関連文書・情報を公開する公開登録台帳の設置、公衆参加を促進するための基金の創設などに特色がある。

ＥＣ（現ＥＵ）では、１９８５年に「一定の公的及び民間事業の環境影響評価に関する理事会指令」（ＥＣ指令）を採択した。ＥＣ指令は、環境に対して重大な影響をもたらすおそれのある事業のリストを示し、各加盟国に対し、これらの事業の実施について公的に同意する前に一定の環境影響評価を行うよう、各国において環境影響評価制度を１９８８年までに導入することを求めたものである。なお、現在、ＥＵでは、スクリーニングの導入、代替案の評価書への記載、スコーピング概念の導入等を内容とするＥＣ指令の改正案を検討している。この改正案については、１９９５年１２月のＥＵ環境大臣理事会で合意に達し、欧州議会の同意が得られれば、１９９８年１月に施行される予定となっている。

イギリスでは、地域の土地利用計画の策定、それに基づく開発規制等の事務は、都市・農村計画法により、主に郡（カウンティ）や市（ディストリクト）などの地方自治体が行っており、同法の規則に環境影響評価手続が定められている。一方、幹線道路、発電所等の事業については、幹線道路法、電力法等のそれぞれの法律に基づき、中央政府が自ら許認可事務を行っており、これらの事業に係る環境影響評価の手続はそれぞれの法の規則に位置づけられている。これは、国と地方にまたがる許認可の体系を維持する観点から、個別法のそれぞれにおいてＥＣ指令に対応することとされたためである。最も実施件数の多い都市・農村計画規則に基づく環境影響評価手続では、開発規制に携わる地方計画庁としての地方自治体の役割が大きく、事業者と地方計画庁が初期段階から柔軟に連携を図りつつ環境影響評価手続を進める点が特徴である。

オランダでは、ＥＣ指令を受けて、環境政策に関する許認可等の規定を集成する形で作成されている「環境管理法」の一部として環境影響評価制度が規定された。１９８７年には、対象事業・許認可等を定める環境影響評価令が制定され、同年から運用が開始されている。オランダの制度では、各事業ごとに調査等の範囲を示すスコーピング・ガイドラインが公衆の関与のもとに作成される点、評価書の情報の十分性の審査のために独立の環境影響評価委員会（ＥＩＡ委員会）が置かれている点等に特徴がある。１９９４年には、環境管理法、環境影響評価令が改正され、対象事業の絞り込みを行うスクリーニングの手続等が導入されている。

フランスでは、１９７６年の「自然保護法」及び１９７７年の同法施行令によって初めて環境影響評価制度が導入された。これは、ヨーロッパで初めての環境影響評価に関する

法制度である。フランスの制度では、公共事業、公共機関の許認可が必要となる民間事業、都市計画を対象とし、手続を免除するもの、簡易な環境影響評価を求めるもの、詳細な環境影響評価を求めるものに分類されている。

イタリアでは、E C 指令を受けて、1986年の「環境省設置法」に環境影響評価が規定され、1988年には、一定の事業に対し環境影響評価を義務づける「環境適合性規則」等の関連規則が整備された。イタリアの制度では、環境影響調査実施についての事業者からの通知をもとに初期的な調整が行われる点、環境影響評価書について技術的な事項を審査するため、独立のE I A委員会が置かれている点が特徴的である。

ドイツでは、1975年に「連邦の公の措置の環境影響評価原則に関する閣議決定」が行われ、各種計画確定手続、個別の許可手続において環境影響が考慮されていた。その後、E C 指令に対応するために法律が必要となり、1990年に「環境影響評価法」が制定された。環境影響評価法では、対象事業を列記するとともに、環境影響評価手続を規定し、これらを個別法の許認可手続に組み込むこととしている。

中国では、1979年に公布された「環境保護法（試行）」において、すべての建設事業について環境影響評価を行わなければならないことを規定されている。また、1981年には「基本建設項目環境保護管理弁法」が制定され、環境影響評価手続が具体的に規定されることとなった。中国の制度では、公衆関与の仕組みが法制度上に設けられていないこと、環境影響評価の作業を資格を有する環境影響評価実施組織が行うこと、小規模な事業については簡易な環境影響報告表の記入で足りることとしていることなどに特徴がみられる。

韓国では、1981年に「環境保全法」の改正により環境影響評価の実施が規定され、これは1990年に環境保全法の後継法として制定された「環境政策基本法」に引き継がれた。しかし、制度の実効性が不十分であったことから、1993年に「環境影響評価法」が新たに制定された。韓国の制度は、他の法律による許認可への反映という形式ではなく、環境影響評価の実施を罰則をもって担保する形をとっている点、事業者が評価書の作成を資格を有する代行者に代行させることができることとしている点などが特徴である。

以上の主要諸国における環境影響評価制度の概要は、資料9に掲げるとおりである。

2-4 国際的な取組における動向

（1） 全般的動向

国際的な取組における環境影響評価については、次の4つのカテゴリーに分類して整理することとする。

① 国際条約・議定書等、法的な拘束力を有する国際文書

- ② 国際機構の決定・勧告・宣言等、法的な拘束力を有しない国際文書
- ③ 開発援助に際するガイドライン等
- ④ 海外での事業活動に際してのガイドライン等

なお、②に属する文書であっても、③④に密接に係わるものについては、③④にて取り扱った。

資料１０は、本とりまとめにおいて取り上げた各種文書について年代順にまとめたものである。国際的な場面での環境影響評価は、１９８０年代以降、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）の各種勧告に先導される形で定着してきており、我が国は、我が国が関与したこれらの勧告等を踏まえて政策を行う責務を負っている。また、近年では、各種条約・議定書にも具体的に取り入れられるようになってきている。これらの中には、我が国が批准し（気候変動枠組み条約、生物多様性条約）、また、これから批准しようとしているもの（国連海洋法条約、環境保護に関する南極条約議定書）もあり、批准に伴う具体的な対応を求められることになる。

各種国際文書の中には環境影響評価に関する手続について言及しているものもある。資料１１は、これらについて、手続面の特徴をまとめたものである。スクリーニング、スコーピング、代替案、モニタリング等、我が国の閣議アセス手続にみられない要素について触れられているものが多い。

（２） 国際条約・議定書等

環境影響評価に関する規定を有する国際条約・議定書等としては、国連海洋法条約（１９８２）、越境環境影響評価条約（１９９１）、環境保護に関する南極条約議定書（１９９１）、生物多様性条約（１９９２）、気候変動枠組み条約（１９９２）がある。

「国連海洋法条約」では、「いずれの国も、自国の管轄若しくは管理の下で計画中の活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価する」ものとされ、その結果を自ら又は国際機関を通じて公表することとされている。

「越境環境影響評価条約」は、特に国境を越える環境影響について、環境影響評価を実施し、関係国と協議する仕組みを規定したものである。同条約の締約国は、重大な越境悪影響を引き起こすおそれのある計画や活動について、条約に規定する要件を満たす環境影響評価の手続きを国内的に整備することが求められる。

「環境保護に関する南極条約議定書」では、南極の環境保護が人類全体の利益であるとの観点から、南極条約地域において行われる科学的調査や観光等の活動について、活動計画の実施前に各国内において原則として初期的環境影響評価を行い、その結果当該活動の影響が微小あるいは一時的なものを超える場合には、包括的環境影響評価を実施し、締約国のコメントを求める等の手続をとることとされている。

「生物多様性条約」では、締約当事者は、可能な範囲で、かつ、適当な場合には、生物多様性の確保の観点から、自国の事業計画案に係る環境影響評価手続の導入、計画及び政策に係る環境面の考慮、越境環境影響に係る他国との取り決め・通報等を行う旨が規定されている。

「気候変動枠組み条約」では、締結当事者は、気候変動に関し、関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと、並びに気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が案出し及び決定する適当な方法（例えば影響評価）を用いることを誓約すべき旨が規定されている。

（３） 国際機構の決定・勧告・宣言等

ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）「環境政策に関する宣言」（１９７４）では、「将来の環境悪化を防ぐために、重要な公共及び民間の活動が環境に与える影響を事前に評価することは、国内的、地域的及び地方的レベルに適用される政策の不可欠な要素である」と述べられており、環境影響評価を取り上げた国際的文書の中では最も初期のものに属する。

ＵＮＥＰ（国連環境計画）の「共有天然資源の利用に関する行動原則」（１９７８）では、各国は、資源を共有している他国又は他の国々の環境に重大な影響を与える危険をもたらすおそれがある共有天然資源に関するいかなる活動に従事する場合も、事前に環境影響評価を行うべきであることが規定されている。

ＯＥＣＤの「環境に重大な影響を及ぼす事業の影響評価に関する勧告」（１９７９）は、環境影響評価の手続に係る事項に触れられている勧告・宣言等の中では、最も古いものである。同勧告は、加盟国における環境影響評価手続の内容について、８項目にわたり勧告している。

国連総会決議である「世界自然憲章」（１９８２）は、自然に対する悪影響を最小化するために環境影響評価が確保されるべきこと、及びすべての計画の基本的要素のなかに自然に対する影響の評価を含むべきであり、公衆に公開し協議すべきことが述べられている。

ＵＮＥＰ「環境影響評価の目標と原則」（以下「ＵＮＥＰ目標と原則」という。）（１９８７）では、環境へ重大な影響を及ぼすおそれのある活動を実施し又は許可する決定が行われる前にそれらの活動の環境影響が十分に考慮されることを確立するため、各国における適切な手続の実施を助長するとともに、計画活動が他国の環境へ重大な越境影響をもたらすおそれのある場合における国家間の手続の発展を促進することを目標にして、１３の原則を定めるものである。この文書は、環境影響評価の具体的な手続について述べている点に特色がある。

国連欧州経済委員会（ＥＣＥ）のベルゲン会議で採択された「ベルゲン宣言」（１９９０）では、持続可能な開発における防止の原則の必要性が述べられるとともに、事業の環境影響を事前に評価し公表すること、及び実行可能な限り政策(policy)、計画(plan)、プログラム(program)の環境影響についても同様に行うこと等が述べられている。これは、policy, plan, programレベルの環境影響評価に触れた国際的文書のうち、最も早いものに属する。

環境と開発に関する国連会議（UNCED）（１９９２）において採択されたリオ・デ・ジャネイロ宣言（以下「リオ宣言」という。）では、原則１７において、「国内手段としての環境影響評価は、環境上重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、かつ国内の権限を有する機関の決定に服するように計画された活動について実施されなければならない。」と述べられている。また、原則１９では、越境環境影響への対処についても述べられている。

また、同じくUNCEDで採択された「森林原則声明」（１９９２）では、「国の政策は、諸活動が重要な森林資源に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、かつ正当な権限のある国家機関の決定の対象となる場合には、環境影響評価の実施を担保するべきである」とされている。

（４） 開発援助に際しての取組

世界銀行は、１９８４年に「環境に関する政策及び手続」を採択した。この中では、環境に関する考慮が、プロジェクトの特定及び準備という初期の段階で取り入れられること、それが、審査、交渉、管理及び監督、並びに操業の段階で、さまざまな程度で追加され又は修正されること等が述べられている。また、１９８９年には、世界銀行の職員に、計画された事業に係る環境影響評価を実施するための方針と手続を示すため、環境評価に関する業務指令書を発行した。同指令書は、１９９１年に独立の業務指令書４．０１となっている。

OECDでは、１９８５年に、加盟国に対し、開発援助プロジェクトとプログラムについて、環境影響評価を行うよう勧告し、対象となりうるプロジェクトやプログラムの例を掲げる「開発援助プロジェクト及びプログラムの環境影響評価に関する理事会勧告」を採択した。また、同理事会は、１９８６年に、環境影響評価の手続、組織体制等について取り扱う「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境影響評価の促進に必要な措置に関する理事会勧告」を採択した。

国際協力事業団（JICA）では、OECDの勧告を受けて、海外経済協力基金（OE C F）と協力しつつ、１９８８年に「分野別（環境）援助研究会報告書」を取りまとめた。この報告書では、環境配慮を開発計画のできるだけ早い時期から実施することを環境配慮の実施の基本的な考え方の一つとし、開発調査事業におけるインパクト調査のためのスクリーニング・スコーピングの実施とその手法、並びに事前調査報告書とフィージビリティスタディ（F／S）調査報告書における環境インパクトの評価を含めた環境関連の記述のあり方についての考え方をまとめている。その後、JICAにおいては、本報告書を踏まえて、開発調査に係る２０分野にわたるガイドラインを作成している。

海外経済協力基金（OE C F）では、OECDの勧告を踏まえて、１９８９年に、「環境配慮のためのOE C Fガイドライン」を作成した。これは、借入人が借款申請に先立ち当該案件の計画・準備段階において考慮すべき環境面の諸事項を内容とするものであり、一般的な配慮事項に加え、各セクターごとの環境面でのチェック項目を掲げるものである。なお、OE C Fでは、１９９５年にこれを改定し「環境配慮のためのOE C Fガイドライン（第二版）」を公表した。改訂版では、プロジェクト分類の導入等が行われている。改定後のガイドラインは、１９９７年８月より適用されることとなっている。

(5) 海外での事業活動に際しての取組

OECDでは、1984年に決定した「多国籍企業行動指針」の関連事項についての解釈を示すため、1985年11月に、OECD国際投資・多国籍企業委員会によって「多国籍企業行動指針解釈」が公表された。同解釈では、多国籍企業は、その意思決定に際して、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある企業活動の予見し得る結果を評価しかつ考慮すべきこと等が記述されている。

また、我が国の経済団体連合会（経団連）では、平成2（1990）年に作成した「地球環境問題に対する基本的見解」において、10項目の海外進出に際しての環境配慮事項を作成しており、その中には、「企業進出に当たっては、環境アセスメントを十分に行って、適切な対応策を講ずるとともに、企業活動開始後においても活動実績とデータ等の蓄積を踏まえて、必要に応じて環境状況の事後評価を行い、対応策に万全を期す」ことが述べられている。これは、平成3（1991）年の「経団連地球環境憲章」で再確認された。

3. 環境影響評価制度の現状と課題

3-1 早期段階での環境配慮と環境影響評価の実施時期

事業の実施に至るまでの過程には、さまざまな段階で、政府又は事業者の意思決定が行われており、事業の熟度を高めていくプロセスは各事業種によってさまざまである。

例えば、道路の場合、まず、長期方針や全体事業量を定める道路整備の長期構想や道路整備五箇年計画の策定の段階がある。その後、個別の路線について、さらに、道路種ごとに、さまざまな段階を経て事業の熟度が高められていくこととなる。

また、河川工事の場合、まず、河川法に基づき水系毎に工事実施基本計画が策定される段階がある。その後、計画に沿って、個別の河川工事について、事業熟度を高めていくこととなる。

新幹線の場合は、まず、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画の決定の段階がある。その後、個別の路線について整備計画の決定、工事実施計画書の作成、実施計画の認可という過程を辿ることとなる。

発電所の場合は、まず、政府によって、電源開発基本計画が策定される段階がある。個別の発電所の建設については、事業者によって、立地の検討、計画地点の検討が行われた後に、電源開発調整審議会における調整を経て、着工に至ることとなる。

一方、地方アセスが対象としているような、ゴルフ場などの民間事業の場合は、これらのプロセスはほとんど事業者の内部の手続となっている。

このような事業の実施に至る各段階の意思決定で環境の保全について配慮がなされることが必要となるが、この点について、環境基本法では、土地の形状の変更や工作物の新築等の事業について事業者による環境影響評価を推進するため、国が必要な措置を講ずる旨の規定（第20条）と、国の施策の策定・実施に際して環境の保全に関する配慮を求める規定（第19条）の二つの規定が置かれている。

また、主要諸国では、アメリカにおいて、物理的な建設等の事業の実施のみならず、立法の提案や政策の決定等を含めた連邦政府機関の行為を環境影響評価の対象としているが、EUやカナダにおいては、事業者による物理的な建設等の事業の実施の際の環境影響評価と、政府による政策等の立案の際の環境影響評価を区別し、後者については、戦略的環境アセスメント（SEA）の概念のもとに取組を進めている。

したがって、ここでは、事業に係る環境影響評価手続の実施時期の問題と、上位計画・政策に係る環境影響評価の問題の二つの問題を区分して、さらに整理を加えることとする。

（事業に係る環境影響評価手続の実施時期）

一般的に、事業は、基本的な方針・目標の設定、事業適地の選定、基本的計画諸元の決定、事業実施区域の決定、土木構造物、工作物等の基本的構造等の基本設計、さらには詳細な設計、工事实施計画の策定などのプロセスを順次経て、計画の熟度が高められ、具体的事業内容が絞り込まれていくこととなる。このような過程において、事業者自身により、事業ニーズ、社会条件、自然条件、経済性、実現可能性等に係る調査や検討が行われ、計画内容へのフィードバックが順次行われている。

事業に係る環境影響評価手続は、このような過程において、十分な環境情報が収集・形成され、適正な環境保全上の配慮がなされるように、関係機関や公衆等の事業者以外の者の関与という外部手続を導入するものである。そして、外部手続の成果は環境影響評価書という形に結実することとなる。したがって、事業に係る環境影響評価の実施時期という場合、制度的には、このような外部手続を開始する時点として把握されることとなり、閣議アセスにおいては、評価書の原案たる環境影響評価準備書の事業者による関係機関への提出の時点がこれに相当することとなる。

準備書提出の時期についての内外の制度の取扱は以下のとおりであり、アメリカ等のように一般的な考え方を規定する場合と、我が国やEU諸国のように個別の事業毎に許認可、補助金交付決定をはじめとする制度上の把握が可能な行為を捉えて、その前に行うこととする場合の双方がみられる。

まず、閣議アセスでは、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業の実施前に調査、予測及び評価を一体として行うこととされているが、要綱上、環境影響評価の実施時期については明確に定められておらず、所管省庁により定められる要綱・技術指針においても同様である。ただし、建設省所管事業については、閣議決定要綱に基づく施行通知において、道路区域の決定、補助金の交付決定、許可等を評価書作成の終期としている。

一方、発電所アセスにおいては、環境影響評価手続の開始は、事業者が行う環境影響調査の開始時期とされており、事業者はその調査開始に当たっては、実態上地方公共団体への申し入れを行っている。

また、地方アセスでは、山形県、福島県をはじめとして15団体で評価書相当文書の公告等の環境影響評価手続の終期を事業種ごとに定める例がみられ、広島市で準備書の提出終期を同様に定める例がみられる。

主要諸国においては、例えば、アメリカにおいて、環境影響評価書は政策決定のプロセスにおいて実際に重要な役割を果たし得るよう早期に作成されるものとされ、また、EC指令においても、可能な限り最も早い段階で環境への影響を評価するものとされている。

さらに、カナダでは、連邦省庁は、その計画段階のできるだけ早い時期で取り消し不能な意思決定を行う前に、環境影響評価が確実に実施されるようにしなければならないと規定されている。さらに、韓国では、準備書相当文書の提出時期等について事業種ごとに定められている。

具体的な事業の流れの中で、どのような時期に準備書の提出が行われるかについては、各事業種によってさまざまである。我が国においては、以下のように、準備書が関係機関へ提出される時点では、事業の立地地点や基本的諸元等事業の概略が固まっている状況がみられる。

例えば、国レベルの制度の対象事業のうち、段階的な手続を経て事業の熟度が高められていく公共事業について、事業実施の流れと準備書の提出時期を見れば、次のとおりである。

まず、国土開発幹線自動車道の予定路線である高速自動車道の場合、まず、国土開発幹線自動車道建設法別表において、路線名、起点・終点及び主たる経過地を内容とする予定路線が定められる。その後、内閣総理大臣によって、建設線の区間、建設線の主たる経過地、標準車線数、設計速度、道路等との連結地及び建設主体を盛り込んだ基本計画が策定される。そして、準備書の提出に始まる閣議アセス手続は、この基本計画の策定後に行われる。閣議アセスの手続の後に策定される整備計画には、経過する市町村名、車線数、設計速度、連結位置及び連結予定施設、工事の施工主体、工事に要する費用の概算額等が記述される。

また、河川工事については、河川法に基づき水系毎の工事実施基本計画が策定される。計画には、総合的な保全と利用に関する基本方針、基本高水等河川工事の実施の基本となる事項、河川工事の実施に関する事項（主要な河川工事の目的、種類等）が盛り込まれている。この計画に基づき各種河川工事の熟度を高めていくが、このうち、特定多目的ダム法に基づく多目的ダムであって閣議決定アセスの要件に該当するもの場合には、準備書の提出に始まる閣議アセス手続を経て、当該多目的ダムの建設目的、位置及び名称、規模及び形式、貯留量、建設に要する費用、工期等を記述する特定多目的ダムの建設に関する基本計画が策定される。

さらに、整備五新幹線の場合は、まず、全国新幹線鉄道整備法に基づき基本計画が決定され、路線名、起点・終点、主要な経過地が定められる。そして、走行形式、最高設計速度、建設費概算額等を定めた整備計画が決定され、その後、整備五新幹線アセス手続が行われることとなる。

その他の事業については、環境影響評価手続に先行する制度上の計画策定行為等がない場合が多く、事業計画のどのような段階で準備書の提出に始まる環境影響評価手続が行われるかは明確ではないが、概ね、上に掲げた事業の場合と類似の状況にあると考えられる。

民間事業者が行う発電所の設置については、事業者において環境保全上の観点を含めた発電所適地の検討が行われ、計画地点、施設規模等の基本構想が固められる。その後、環境影響評価のための調査に始まる発電所アセスメントが行われる。その結果を踏まえ、電源開発基本計画が、政府において決定される。

事業計画の概略がほぼ固まった段階で、準備書の提出に始まる環境影響評価手続が開始されることに対しては、環境影響評価手続の結果が事業内容の変更等に反映されにくい等の指摘があり、環境影響評価手続の開始をより早い段階とすべきという意見がある。

環境基本法に謳われているように、環境への負荷を低減し、環境保全上の支障を未然に回避することが重要であり、したがって、環境影響を回避し、最小化することを優先しつつ、環境の保全に配慮していくことが求められている。このためには、地域の環境特性の把握等を行いつつ、立地地点や事業計画の諸元を確定していくことが必要となる。とりわけ自然環境については、具体的な改変が行われてからでは、影響の修正や代償を行うことが困難なことから、このような早期段階で調査を行い、保全すべき自然環境の改変の回避、改変量の最小化の検討を行うことが特に重要となる。

一方、具体的な事業の諸元が明らかにされていない段階では、環境影響の調査・予測に限界が生じるため、効果的な環境影響評価を行うためには、環境影響評価手続が開始される前に、ある程度、具体的な事業の諸元が明確にされることが必要との要請がある。

また、用地取得の前に事業計画を公表することとなる手続を導入することは、事業内容によっては、用地の取得を困難とし、地価の上昇を招くなど、国土が狭隘な我が国においては、結果として事業の遂行を困難とするという意見もある。

このような要請を踏まえて、最も効果的に環境影響評価を実施できるように、準備書を提出する時期を設定することが必要とされている。ただし、上記のように、事業の熟度を高めていく段階は各事業種ごとに異なっていることから、準備書の具体的な提出時期の検討は、各事業種の状況に照らして、各事業種ごとに検討する必要がある。

また、環境影響評価手続の開始の際に、具体的な事業の諸元がある程度固められていることの一因に、現行の制度において、準備書の提出をもって環境影響評価手続の開始としていることが挙げられる。

この点について、内外の制度においては、準備書の提出に至る前に何らかの事前手続を導入し、それをもって環境影響評価手続の開始とすることが広まりつつある。

主要諸国の制度においては、対象事業の絞り込み（スクリーニング：P.21参照）や評価対象の絞り込み（スコーピング：P.29参照）などのために、準備書相当文書の作成前に何

らかの手続を位置づけ、関係機関、関心ある公衆・団体、専門家等に情報や意見を求めることが広がっている。例えば、アメリカでは、環境影響評価作業に着手することを公衆や関係機関に明らかにする手続が置かれるとともに、関係機関や関心ある公衆、団体等の意見聴取の機会を設けるように規定されている。オランダでは、事業概要を記した通知書の主務官庁への提出を求めるとともに、スコーピングの段階で、関係機関、環境影響評価委員会、公衆への意見照会を行うことが規定されている。

また、地方アセスにおいても、環境影響評価手続の中で早期段階から検討を行うことに資するものとして、準備書の作成を開始する前の段階で何らかの事前手続を設けている例が広まりつつある。例えば、事業者による調査・予測・評価を始める前に、実施計画書、事前調査書、調査計画書、自然概観調査の提出などの事前手続規定を盛り込んでいる団体が、制度を有する50団体中28団体にみられ、また、規定を持たないが実態的に事前指導を行っている団体を含めれば、50団体すべてで何らかの事前指導が行われている。

環境影響評価手続を所管する地方の環境保全部局に対して行われた環境庁調査によれば、事前手続に関し、その大半の団体で、調査の手戻りの防止等適切な準備書の作成が行えること、早期段階で環境保全上の問題が明らかにされ事業者での十分な環境配慮の実施が確保できること、以後の手続の円滑化が図られること等の効果が指摘されている。一方、同調査では、環境情報を住民からも得る必要があること、手続を明文化する必要があること等の改善点の指摘や、調査が実施計画書に拘束され柔軟性が失われるおそれがあること、事前指導と異なる点が準備書の審査の場で指摘された場合に問題が生ずること等の問題点の指摘もみられた。

地方公共団体は、公害等のモニタリング、各種調査等により地域の環境の現況に関する情報、地域の計画・目標等の地域の環境保全施策に関する情報、地域全体の開発事業等がもたらす累積的影響に関する情報などを豊富に有しているため、事前にこれらの情報を反映させることは、地域の環境特性を踏まえた、環境保全上重要な地域の改変の回避や最小化等の検討を促進し、また、問題となりそうな事項を絞り込むことを通じて、効率的でメリハリの効いた予測評価を促進することが期待される。

また、地域の教育・研究者、民間団体、農林水産従事者等は多くの環境保全上有益な情報を保有しており、調査等の効果的实施及び早期の環境配慮に活用が可能である。とりわけ、自然環境については、民間団体が作成したレッドデータブックをはじめとする調査研究の成果、自然観察等の民間の環境保全活動に係わる情報も、地域の概況調査や現況調査で重視されてきている。これらの有益な情報を早期に取り入れることにより、作業の手戻りの防止が図られること等の効果も期待される。この場合、情報の客観性、信頼性を確保していくことが重要である。

先に述べたような何らかの事前手続を設けることは、地方公共団体や民間の者が保有する有益な情報を早期に取り入れることを可能とし、論点を絞った予測評価や関係者の理解

の促進、作業の手戻りの防止等の効果が期待される。なお、具体的な案件についての事業実施の流れにおける環境調査の開始時期や準備書の提出時期は、資料１２のとおりであり、事業者による調査の開始から準備書の提出までの間にはかなりの期間を要する場合もあり、提供された有益な情報がこの間に活用できることから、準備書の提出に先立つ適切な時期に事前手続を設けることによって、事業計画の早期段階での配慮という一般の要請にも応えることが期待される。

一方、事前手続において、時間や事務量のいたずらな増大を懸念する指摘もある。また用地取得の前に事業計画を公表することとなる手続を導入することは、前述のように、事業内容によっては、用地の取得を困難とし、地価の上昇を招くなど、結果として事業の遂行を困難とするという意見もある。

事前手続の導入に関しては、先に述べた環境庁調査においても、調査が実施計画書に拘束され柔軟性が失われるおそれがあること、事前指導と異なる点が準備書の審査の場で指摘された場合に問題点が生ずること等の指摘があり、具体的な方策については十分な検討が必要である。

（上位計画・政策に係る環境影響評価）

個別事業段階の環境影響評価については、①経済社会の持続可能性の評価など社会経済活動に伴う環境への影響を総体として評価することができないこと、②個々の事業レベルの活動単位が小規模で事業段階の環境影響評価にはなじまない事業セクターについて、その累積的な影響を検討することが困難であること、③異なる事業主体が実施する事業が集積する地域全体の環境の将来の姿を検討することに限界があることなどから、国際的には、戦略的環境アセスメント（ＳＥＡ）の概念のもとで、政策(policy)、計画(plan)、プログラム(program)の段階からより早く環境アセスメントを実施する動きがみられる。

ＥＵ諸国では、欧州共同体が１９９３年に策定した「第５次環境行動計画－持続可能性に向けて」において、①欧州共同体のすべての政策に環境配慮を組み込むこと、②欧州共同体の政策及び立法過程で環境への影響を評価すること、③加盟国は、計画あるいはプログラムについても環境影響評価を適用することとという方針が示されている。こうした方針を受け、同年７月には、欧州委員会（ＥＣ）規則が改正され、ＥＵ諸国の地域開発基金に当たる構造基金の適用を受ける各国の地域開発計画（国家開発計画等）について事前の環境影響評価が義務づけられている。

また、カナダにおいては、１９９０年に連邦環境アセスメント審査室が「政策及び計画提案に関する環境アセスメント手続」を発表し、連邦政府機関が政策又は計画を内閣に提案する場合に環境影響を評価した文書の添付を求めている。このような取組はオランダ等にもみられ、オランダでは、１９９５年に環境テストと呼ばれる手続を開始し、新しい法令案を作成する際に、エネルギーの利用や交通量に関する影響、原料の利用・供給への影響、廃棄物・有害ガスなどの排出への影響、物理的空間の利用への影響について検討し、

記述させることとしている。

なお、アメリカでは事業の実施に至るまでの各段階の連邦政府機関の行為が環境影響評価の対象となりうるため、上位計画・政策段階及び事業段階を通じて環境影響評価が行われることとなる。この場合、一つの事業について多段階で環境影響評価が行われる場合、先行して行われた検討の範囲の広い環境影響評価書が、後続行為に係る環境影響評価において活用され、検討の反復を避ける方法が取られている。

我が国の地方公共団体においても、政策の立案過程において環境配慮を行う制度を導入している例がある。例えば、川崎市では環境基本条例に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、「環境調査指針」に基づき担当局が環境調査書を作成し、庁内横断的な環境調整会議において審査することとしている。

また、地方アセスにおいて、港湾計画や一定地域の開発計画全体を環境影響評価の対象とし、個別事業の実施段階より早期に、行政が全体としての環境影響評価を行いうるようになっている仕組みがある。例えば、北海道では、苫小牧東部大規模工業基地等の特定地域について、事業者と協議しつつ、知事が当該地域全体について環境影響評価を行う仕組みをもっている。また、港湾計画を環境影響評価の対象としている団体が7団体ある。

さらに、国レベルの制度においては、地域的な開発計画や整備計画について、環境保全面からの検討を行い、環境配慮を図っている例がみられる。例えば、港湾法に基づく港湾計画の策定における検討、総合保養地域整備法に基づく総合保養地域の整備における検討、大阪湾臨海地域開発整備法に基づく開発整備における検討などを挙げることができる。ただし、これらについては、制度上は住民関与等の手続は設けられていない。

前述のとおり、環境基本法においては、事業に関する環境影響評価に関する条項（第20条）の他に、第19条において「国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。」とされているところであり、国際的な動向や我が国での現状を踏まえて、上位計画・政策段階での環境配慮方策をどのように進めていくかを検討することが必要である。

3-2 対象事業

3-2-1 対象事業を定める形式

閣議アセスでは、国が実施し、又は免許等を行う事業で、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものを対象事業とし、閣議決定要綱に掲げられた事業種に関し、主務大臣が環境庁長官に協議して規模要件等を定めることとされている。具体的な規模要件等は全国一律に決められ、地域差は考慮されていない。こうして定められた対象事業は、そのすべてについて詳細な環境影響評価を行うことが求められている。

一方、主要諸国においては、個別の事業ごとに、事業の内容、地域の特性等に関する情報を踏まえて、環境影響の程度を簡易に推定して、詳細な環境影響評価を実施する対象とするかどうかを、関係機関等への意見照会により判断する手続（スクリーニング：ふるい分け）を導入している例がみられる（資料１３）。

例えば、アメリカでは、制度の対象を包括的に規定したうえで、個別の行為ごとに、簡易な環境評価を行い、詳細な環境影響評価を必要とするかどうかを決定するための手続を持っている。

カナダにおいても、幅広く定められた制度の対象のなかで、「包括的調査リスト」に列記され詳細な環境影響評価が必要であるとされている事業以外の事業は、詳細な環境影響評価が必要か否かにつき簡易な検討を行う手続にかけられることとなる。

イギリス（都市・農村計画規則）では、対象事業が、環境影響評価が必ず必要な事業と環境に著しい影響を及ぼすと判断される場合に必要となる事業の２種類に分類されており、後者の事業については、事業者は地方計画庁に環境影響評価を行う必要があるかどうか見解を求めることができる。この場合、事業者は事業の概要、考えられる環境影響等に関する資料を提出しなければならないこととされている。

また、欧州委員会では１９９４年３月にＥＣ指令の改正提案を行っており、この中には付属書Ⅱの対象事業（環境影響評価を実施する必要性を各国が判断する事業）について、スクリーニングを導入することが含まれている。

オランダにも類似の仕組みがあるが、フランス、ドイツ、イタリア等ではなく、スクリーニングを採用している欧州諸国は現在それほど多い状況ではないが、ＥＣ指令の改正にしたがって、今後、スクリーニングの導入が進むこととなる。

また、我が国の制度においても、一種のスクリーニングを導入している例がみられる。例えば、閣議アセスの体系の中での建設省の実施要綱及び発電所アセスにおいて、対象規模に満たない事業についても、特に環境保全に配慮する必要があると認められる事業について環境影響評価を行うことができるとしている例がみられる。また、地方アセスにおいても、長崎県等において、対象事業に満たない事業について、環境影響評価が実施できるとしている団体がみられる。ただし、あらかじめ定められた対象事業以外の事業について個別に判断を行い詳細な環境影響評価を求めるか否かを決定するためには、何らかの形で当該事業についての情報を入手することが必要となるが、これらの制度には、そのための手続は規定されていない。

なお、「ＵＮＥＰ目標と原則」においては、詳細な環境影響評価を求める対象事業を列記するリスト方式を採用する場合には、個別判断により環境影響評価の準備を要求する裁量を残しておくように勧めている。

環境影響評価が必要な事業を限定列記する方式は、事業者に対して予見可能性を与えることができる。一方、環境影響の重大性は個別の事業ごとに異なり、また、事業の行われ

る地域によって大きな差があることから、あらゆるケースについて単純に見極めることのできる基準を作るのは困難であり、個別判断の余地を残さないことは、環境影響が重大な場合を見逃してしまうおそれがある。また、個々の開発計画は基準以下であるものの累加すると基準を超えてしまうという場合や、規模要件ぎりぎりに事業を切りつめあるいは分割して環境影響評価手続の実施を回避するという行為に対処するためにも個別判断の余地を残す必要があるという指摘もある。

前述のイギリスやオランダのスクリーニングは、あらかじめその対象となる事業を列挙することにより事業者の予見可能性に配慮しつつ、個別判断が行いうるものとしたものと考えられる。

我が国の地方アセスにおいては、個別事業ごとの判断は行わないものの、あらかじめ定めた要件を満たす事業について簡易な環境影響評価手続を導入する簡易アセス方式を導入している団体が、岐阜県、鹿児島県をはじめとして9団体でみられる。このうち、岐阜県等7団体では第二種対象事業・協議事業等の名称で住民手続を省略した手続を求める事業リストを定めており、鹿児島県では第二種対象事業について縦覧期間や意見聴取期間の短縮等住民手続の簡略化を行っている。また、静岡県では、事業規模が要綱の対象規模の1/2以上で対象規模未満のものについて、三重県では、敷地面積が20ha以上の事業について、それぞれ簡易な手続を導入している。

詳細な環境影響評価手続を求める事業リストのほかに、簡易な環境影響評価の対象とする事業リストを設ける簡易アセス方式は、事業者に対しての予見可能性を保ち事業者の負担を軽減しつつ、アセスの対象事業を広げることが目的としている。一方、簡易な手続によって明らかとなった環境情報の内容如何によっては、より詳細な環境影響評価が必要な場合があるのではないかと指摘もある。

3-2-2 対象事業を選ぶ視点

閣議アセスの対象事業は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業について、①国が実施し、又は免許等により国が関与するものという要件（国関与要件）と、②規模が大きくその実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるという要件（環境影響要件）の双方を満たすものとなっている。これについては、発電所アセス及び整備五新幹線アセスも類似の考え方をとっている。

（国関与要件）

閣議アセスにおいて、国の関与がある事業を対象としているのは、閣議決定要綱が国の行政指導で実施されるものであることとともに、環境影響評価を行わしめる以上、その結果を国の行政にも反映させる必要があるとされたためである。

この要件は、閣議決定要綱の事業者規定にも反映されており、国又は対象事業を業務と

して行う特殊法人、対象事業の実施に係る許認可等を受けて対象事業を実施する者、国の補助金等を受けて対象事業を実施する者が環境影響評価を実施する事業者として認識されている。この場合、許認可等を受けて対象事業を実施する者、補助金等を受けて対象事業を実施する者には、民間事業者が含まれている。

主要諸国では、ほとんどの国で、国の関与がある事業を対象としている。

アメリカは、連邦政府機関の行為を対象としており、連邦政府機関の行為に関わらない事業は環境影響評価の対象とならない。この点、我が国の国レベルの制度が国が関与する事業に限定していることと類似している。また、カナダもアメリカに類似した制度である。なお、これらの国において連邦政府機関の行為には、財政援助や民間事業に対する許認可等が含まれるので、その場合は、財政援助や許認可の対象となる民間事業について環境影響評価が行われ、民間事業者が環境影響評価の実質的作業を行うこととなる。

E C 指令も、公的及び民間事業の双方を対象としているが、民間事業には行政による承認手続が存在することを前提としており、我が国の制度と類似している。

ただし、主要諸国中、韓国では、対象事業を行政の承認等を受ける事業に限定していない点に特徴がある。他の法令等により政府の承認等を受けることとされている事業者は承認等を行う行政機関を介して環境影響評価の結果を環境処長官と協議するが、承認等を受けることとされていない事業者は直接環境処長官と協議する。この場合、これらの協議結果を履行する義務は環境影響評価法によって創設され、罰則により担保されることとされている。

国際的取組においては、国家の責務として、国内の権限に服する活動に関し、環境影響評価が行われるように求めるという考え方がみられる。

例えば、「U N E P 目標と原則」においては、「国家（権限ある機関を含む。）は、活動がもたらす環境への影響を事前の早い段階において考慮することなしに、当該活動を実施又は許可すべきではない」との大原則を掲げている。また、リオ宣言においては、原則 17 において「国内手段としての環境影響評価は、環境上重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、かつ国内の権限を有する機関の決定に服するように計画された活動について実施されなければならない」とされている。

一方、地方アセスでは、地方公共団体が実施し、又は関与する事業（地方道、二級河川に係るダム等）も対象とするとともに、事業実施自体が法的な許認可等の対象とならない事業（ゴルフ場、スキー場等）も対象としている傾向にある。（資料 14）

この場合、事業実施自体が法的な許認可等の対象とならない事業については、制度的には、環境影響評価の結果を許認可等に反映させるという構成はとられず、事業者によるセルフ・コントロールの範囲内で環境影響評価の手続が行われることとなる。

国の制度において、事業の実施自体に国の関与が伴わないものについて、地方アセスのように、対象事業に含めるかどうかという点については、そもそも事業に係る既存の許認

可が必ずしも環境保全の観点から設けられているものではないため、既存の許認可の枠にとられずに、環境保全の見地から問題となりうる事業については環境影響評価を行うこととするべきであるという考え方がある。

ただし、既存の国の関与がない事業の場合、環境影響評価の適切な実施を期するため、当該事業に対する新たな監督・規制の仕組みが必要となる。

一方、事業実施自体に国の関与が伴わない事業の扱いについては、規制緩和や地方分権の流れとの関連で検討することが必要であり、事業の実施に際して、国による許認可等の制度が備えられているものについて国が責任を負い、その他については国が殊更に関与を設けるべきではないとの考え方がある。

（環境影響要件）

閣議アセスにおいては、規模が大きくその実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象としている。環境影響を評価するものであるから、環境に影響を及ぼすおそれがあるものを対象とするのは当然であるが、「著しい」ものを対象としているのは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業のすべてを対象とするのではなく、国家的見地から国として環境影響評価を行わしめる必要のある事業をとりあげる趣旨である。

閣議アセスでは、このような要件に該当する可能性のある事業種を列記するにあたって、対象事業種ごとに定めた面積等の規模の大きさによって環境に著しい影響を及ぼすおそれについて判断している。ただし、この場合、廃棄物最終処分場、農用地の造成等、対象事業ごとの環境影響の内容を加味して、規模要件を変えている。例えば、一般の面的開発事業については、概ね100haを基準としているところ、廃棄物最終処分場では30ha、農用地の造成では500haが基準とされている。

このように閣議アセスにおいては、主に事業の物理的な規模によって環境影響を判断しているところであるが、内外の他の制度には、事業立地計画地点の環境特性、生ずる環境影響の性質等、その他の要素を加味して環境影響を判断している事例がみられる。

例えば、主要諸国の制度では、EC指令において、環境影響について、事業の規模のみならず、その性質や立地にも着目すべきこととしている。事業の性質については、付属書Ⅰに放射性廃棄物施設、アスベスト関連工場、有害廃棄物処理施設、付属書Ⅱに各種の製造工場を掲げているように、汚染物質の排出等の事業の性質を重視していると考えられる。また、イギリスでは、著しい影響を及ぼすかどうかの判断基準については、イギリス環境省が指針により、①事業の物理的規模が地域的な重要性を上回るものかどうか、②事業が国立公園地域等の重要な地域に立地するものかどうか、③事業が汚染物質の排出等により複雑な又は悪い影響を引き起こすかどうかという3つの基準を示している。なお、具体的に環境影響評価が必要か否かはこの指標を参考としつつ都市・農村計画法に基づき地方計画庁が個別に判断することとなる。さらに、アメリカでは、詳細な環境影響評価を求める

場合の判断の基準となる「重大な」影響という場合、状況（影響を受ける地域等）と強さ（影響の程度）の双方を意味するとされている。

また、国際的取組においても、越境環境影響評価条約、世界銀行・環境評価に関する業務指令書4.01、OECD・開発援助環境影響評価勧告等において、事業が行われる地域、環境影響の性質を加味して対象事業を判断する考え方が示されている。例えば、越境環境影響評価条約では、(a)規模（大規模な計画活動）、(b)位置（環境上重要な地域等）、(c)影響（複雑で潜在的な悪影響を伴う計画活動等）の3つの基準が示されている。また、世界銀行・業務指令書では、計画事業のタイプ、場所（環境上脆弱な地域への近接等）、不安定度（不可逆的な影響、強制移住にかかわる影響等）及び規模、並びに、その潜在的影響の性質及び大きさによるものとしている。さらに、OECD・開発援助環境影響評価勧告では、「特定のプロジェクト又はプログラムが環境に大きな影響をもたらすおそれがあるか否かの判断に際しては、何よりも、当該プロジェクト又はプログラムの所在地として計画されている地域の生態学的条件を考慮することが必要である」とされており、湿地、珊瑚礁等一定の脆弱な環境においては、常に詳細な環境影響評価が必要とされるとしている。

我が国の地方アセスにおいても、基本的には事業の規模と種類によって環境影響の大きさを判断し対象事業を選ぶ傾向にあるが、事業の立地地域によって対象事業の規模要件等を変える例がみられる（資料15）。また、ごみ処理施設、工場、し尿処理施設等について、排ガス・排水量や処理能力等の観点から対象事業の要件を定めている例があり、これらについては、土地改変面積からみた事業規模のみならず、汚染物質の排出等の事業に伴う環境影響の特性に着目しつつ対象事業要件を定めているものと言える（資料16）。

このように、対象事業の選定に当たっては、内外の制度の例を見れば、①事業の規模を勘案する方法（規模）、②事業が行われる地域特性を勘案する方法（地域特性）、③事業がもたらす環境影響の特性を勘案する方法（影響特性）の3つの視点で行われている。

このうち、②については、地域の環境特性によっては同じ事業規模でも環境への影響の程度や内容が変わる可能性があるということであるが、閣議アセスにおいてはこのような視点で規模要件等は定められていない。

また、③については、事業種ごとに規模要件が定められているという意味で閣議アセスにおいて一部取り入れられているが、汚染物質の排出等に着目した事業種の選定は基本的には行われていない。

なお、国際条約等においては、近年、個別の環境分野に係る環境影響評価に関する条項を有するものが現れてきている。例えば、国連海洋法条約では海洋環境に及ぼす影響に係る環境影響評価が規定されている。また、森林原則声明においては、重要な森林資源への影響に係る環境影響評価が謳われている。このような観点を踏まえて対象事業を検討する

ことも必要となっている。

3-2-3 対象とする事業種と環境影響評価の実施状況

閣議アセスでの対象事業種は、次のとおりとなっている。

- ① 高速自動車国道、一般国道その他の道路の新設及び改築
- ② 河川法に規定する河川に関するダムの新築その他同法の河川工事
- ③ 鉄道の建設及び改良
- ④ 飛行場の設置及びその施設の変更
- ⑤ 埋立及び干拓
- ⑥ 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業
- ⑦ 新住宅市街地法に規定する新住宅市街地開発事業
- ⑧ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に規定する工業団地造成事業
- ⑨ 新都市基盤整備法に規定する新都市基盤整備事業
- ⑩ 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務団地造成事業
- ⑪ 特別の法律により設立された法人によって行われる住宅の用に供する宅地、工場又は事業場のための敷地その他の土地の造成
- ⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして主務大臣が環境庁長官に協議して定めるもの

ただし、⑫に基づきこれまでに定められた事業は存在しない。

具体的な対象事業及びその規模要件は、上記事業種ごとに主務大臣が環境庁長官に協議して定めることとされており、現在定められている対象事業及びその規模要件は、資料17に掲げるとおりである。

国レベルの主要な制度に基づく事業種別の環境影響評価の実施件数は、資料1に掲げるとおりであり、環境影響評価の実施件数は事業別に若干のばらつきがみられる。一番件数の多い高速自動車国道については、事業数が多くすべてに環境影響評価が行われることが要因となっている。

また、これらの対象事業に関し、当該事業種全体の実施事業量と対象事業の実施事業量を比較したものが、資料18、当該事業種全体の平均事業規模と対象事業の平均事業規模を掲げたものが、資料19である。

対象事業のうち、湖沼開発（閣議アセス実施以後）と新都市基盤整備については事業自体の実績がない。また、環境事業団事業、農用地整備公団事業については事業実績はあるが、そのすべてが対象規模要件以下であり、環境影響評価の実績はない。

土地区画整理、廃棄物最終処分場及び埋立・干拓は、事業量ベース、件数ベースとも環

環境影響評価のカバー率が低いが、これは環境影響評価の対象となる規模要件よりもかなり小規模な事業が多数行われているためと考えられる。ただし、公有水面の埋立・干拓については、原則すべての事業について公有水面埋立法の手續に基づく環境影響評価が行われている（P.2参照）。また、廃棄物最終処分場、埋立・干拓及び放水路は、件数ベースのカバー率に比べ、事業量ベースのカバー率がかなり高くなっており、これは基本的に小規模事業が多い中で、少数ながら特に大型の事業について環境影響評価が行われているためと考えられる。

一方、地方アセスでの対象事業は、資料14のとおりであり、閣議アセスの対象事業となっていない事業種を対象としている例が多くみられる。閣議アセスの対象となっていない事業種について、当該事業を対象としている地方制度の状況は、資料20のとおりである。

地方アセスでは、前項でみたように、都道府県道・市町村道、二級河川に係るダム等、地方公共団体が実施又は関与する事業や、ゴルフ場等、事業実施に対する許認可等が伴わない事業についても対象事業とされている。一方、地方アセスの中には、発電所、在来鉄道等国の関与が伴う事業であって閣議アセスの対象でない事業を対象としているものもある。

地方アセスにおける対象事業ごとの環境影響評価の実施件数は、資料21のとおりである。地方アセスにおける実施件数は、当該事業を対象事業とする制度数にも左右されるが、件数では、レクリエーション施設の実施件数が最も多く、その大半をゴルフ場が占めている。次いで、各種土地造成事業、さらに、道路事業の実施件数が多い。

対象事業の規模については、地方アセスでは、閣議アセスより小規模な事業まで対象としている例が多い。例えば、飛行場では34制度中20が2500m未満の滑走路を有する飛行場を、埋立・干拓では36制度中17が50ha以下のものを、廃棄物最終処分場では40制度中29が30ha未満のものを対象としている。

また、主要諸国での対象事業は、資料22のとおりである。諸外国の対象事業種を見る際には、中央政府と地方政府との役割分担の違いをはじめとする各事業に対する公的な関与の方式が各国において異なること、各国における社会経済状況の相違により各業種の比重が異なること等、各国間の背景の違いを念頭に置く必要がある。

閣議アセス対象事業種とほぼ同一と考えられる事業種ごとに、その対象規模要件を主要諸国の対象要件と比較すれば、資料23のとおりである。

各国の実施件数を基に国内総生産、人口及び国土面積との比率を算出し、それにより比較すると、資料24のとおりである。我が国と欧米諸国の環境影響評価の実施状況は、母数となる事業の総数、社会経済情勢、さらには環境影響評価制度自体が各国で異なってい

るため一概に比較できないが、我が国の比率は全体的にみればあまり高くない状況と言えそうである。

なお、対象事業の検討に当たっては、社会的要請を考慮することも必要となる。この点に関連し、平成元年１月から６年９月までの間に環境庁が収集した地方情報のうち、開発事業に係る住民等との環境面での紛争情報（約４７００件、事業数にして約１５００）を事業種ごとに分類したものが資料２５である。

３－２－４ 国外での事業の扱い

政府開発援助や民間の海外事業活動に際しての環境配慮については、我が国の国内の環境影響評価制度の対象とされていない。

環境基本法第３５条（国際協力の実施等に当たっての配慮）では、「国は、国際協力の実施に当たっては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するように努めなければならない」とされるとともに、「国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようにするため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする」と規定されている。

これを受けて、環境基本計画では、国際協力における環境配慮については、「引き続き、環境配慮に関するガイドラインを的確に運用するとともに、人材の養成をはじめ環境配慮の実施のための基盤を強化し、国際機関等とも連携しながら、適切かつ効果的な環境配慮を実施する」とされている。また、事業者の海外活動に関しては、「適正な環境配慮が重要であるが、この点に関し民間の自主的な取組が進みつつあり、こうした個々の事業者による取組の進展が図られることが重要である」とされている。

我が国において、開発援助に際しての環境影響評価については、ＪＩＣＡ（国際協力事業団）及びＯＥＣＦ（海外経済協力基金）がそれぞれガイドラインを策定しており、また、海外での事業活動に際しての環境影響評価については、経団連が海外進出に際しての環境配慮事項の中で、環境影響評価に触れている。

主要諸国において、自国の海外活動に関する環境影響評価の取扱いをみると、例えば、アメリカでは、１９７９年の大統領令１２１１４号では、公海や南極等、他の国の主権が及ばない地域で行われる米国の行為は、環境影響評価を実施することを求めている。ただし、アメリカでは、１９９４年に、主権国に対するＮＥＰＡの域外適用は認めない旨の判例が出され、他の主権国の領土内でのＮＥＰＡの域外適用は極めて難しいとの解釈が通説となりつつある。また、カナダでは、カナダ国外の事業の取扱いに関する規則をカナダ環境アセスメント法（ＣＥＡＡ）に基づき作成中である。この規則は、カナダ国外で実施される連邦政府の関与する事業及びカナダ政府が締結する国際的な取り決めに基づいて実施さ

れる事業について、各国の主権を尊重し、かつ国際法の原則と慣例に従って環境影響評価が実施されるように、C E A Aのプロセスに特例を設けようとするものである。

海外の事業の取扱いについては、何らかの形で国内における環境影響評価の対象とすべきとの意見もある。一方、国際協力等の分野では、ガイドラインに基づく環境影響評価がすでに実施されてきていること、他の主権国の管轄下で行われる事業については当該国の法令に従って事業を実施することが求められていること、合意形成プロセスは各国さまざまであること、既に各国に国内的な環境影響評価手続が普及しつつあること等から、海外の事業について、国内事業と同じ環境影響評価手続の対象とする必要はないとの考え方もある。この場合、当該国の環境影響評価の取組を支援する体制の整備が重要との意見もある。

3-3 評価対象

3-3-1 評価対象等を定める形式

閣議アセスでは、調査、予測及び評価は、主務大臣が環境庁長官に協議して対象事業ごとに定める技術指針に従って行うものとされている。各技術指針においては、事業の特性に応じて調査等の対象範囲が具体的に列挙され、実際の予測評価は各技術指針に従って行われている。また、環境庁長官は、関係行政機関の長に協議して、主務大臣が指針を定める場合に考慮すべき基本的事項を定めている。

また、発電所アセスでは、専門分野の環境審査顧問の意見を聞いて通産省が定める環境影響調査要綱において、発電所の類型毎に環境負荷の項目が特定されているという実態に即して、事業者による調査、予測及び評価等の項目が網羅的に定められている。事業者は同要綱の項目について十分調査、予測及び評価等を行うように指導されている。

一方、主要諸国の制度では、アメリカ、イギリス、オランダにおいて環境担当官庁等の公共機関が情報提供の一環としてガイドライン・マニュアル等を公表している例がみられるものの、わが国の制度にみられるような、予測・評価の対象、調査の内容、予測・評価の手法等について詳しく規定した技術的指針を制度上に位置づけているところは見当たらない。

主要諸国では、制度上では調査等の対象とする環境要素や範囲についてその選定の考え方や例示を示すことにより包括的に規定するにとどめ、具体的な評価対象は各案件ごとにその特性に応じて絞り込んでいく手続（スコーピング）が広く取り入れられている。例えば、E C 指令の実施状況報告書によれば、加盟12カ国（報告書当時）中オランダとドイツが制度としてスコーピングを導入しており、その他の多くの国々でも強制的なものではないが、特定のスコーピング制度が作られたり、公式に奨励されている例がある。また、アメリカ、カナダ及び中国においても、制度としてスコーピングが導入されている。主要

諸国におけるスコーピングの概要は、資料 26 のとおりであり、早い段階から関係機関への意見照会や公衆参加を求めるものがみられる点に特徴がある。

地方アセスでは、対象事業種のすべてに適用される形で、調査、予測、評価等に関する技術的事項を技術指針等としてとりまとめることが一般的に行われており、この中で予測・評価等の対象とする要素を定めている。この場合、具体的に評価等を行う環境要素は個々の事案ごとに各事業内容に応じて取捨選択される。地方公共団体によっては、事業種類ごと又は事業段階ごとに関連する環境要素をマトリックスにして示している場合も多い。その場合、地方公共団体があらかじめ取捨選択の方針を示している場合とそうでない場合がある。例えば、山形県、東京都、長野県、山口県、千葉市で用いられているマトリックスは資料 27 のとおりである。

また、地方アセスでは、事業者が環境影響評価実施計画書等を、事業者が調査・予測等を実施する前に提出させ、知事等が、調査等を行う項目やその方法、留意点等につき事業者を個別に指導する機会を確保しているものがある。事前手続に関する規定を有する団体は 28 団体である。また、事前手続に関する規定を有しない場合を含め、制度を有する 50 団体のすべてにおいて、運用上、実施計画書の作成等の事前指導を何らかの形で行っている。

さらに、地方アセスにおける事前指導制度の中には、自然環境に関する事前調査を求めているものがある。これは、自然環境を保全するためには、事業の立地選定が適切に行われることが重要であることから、環境影響評価の実施に先立つ早い段階で自然環境調査が行われるようにし、事業計画と環境影響評価の実施計画がその結果を踏まえて作成されることをねらいとするものと考えられる。

地方アセスにみられるこれらの事前手続は、準備書の作成の前に事業者と行政が準備書の内容について相談するための仕組みであり、諸外国のスコーピングに対応するものと言える。

なお、スコーピングについては、国際的取組においても勧告されている事例がみられる。例えば、「UNEP 目標と原則」においては、環境影響評価の過程で関連する重大な環境上の諸問題が特定され研究されるべきとされ、「適当な場合には、その過程の早い段階においてこれらの諸問題を特定するために、あらゆる努力が払われるべきである」としている。また、「OECD 開発援助環境影響評価促進勧告」では、「合理的な代替案及びそれらに伴う最も著しい環境影響を特定するよう設計された手続による環境評価の内容の決定、その際の可能な限りでの公衆等の参加」を掲げている。

スコーピングに関しては、これを行うことにより、その地域において課題となる環境要素の範囲とそれぞれの重要度を早い段階から明らかにすることによって重点的に調査・予測等を行うことができ、論点が絞られたメリハリの効いた予測評価を行うことができるこ

とが期待される。また、地域住民、専門家、研究団体等の意見・情報を予め幅広く収集しつつスコーピングを行うことにより、より幅広い情報をもとに調査等が実施できるとともに、関係者の理解が促進され、作業の手戻り等を防止することを通じて、無駄な作業を省いた効率的なアセスメントを行うことができることが期待される。

一方、スコーピングにおいて、手続にいたずらに時間を要したり、公衆参加を求める場合に際限のない調査等の要求が出る等、かえって非効率となることを懸念する意見がある。この点については、スコーピングのルールをあらかじめ定めておけば有効に機能するのではないかとの意見があり、地方アセスにみられるように、事業種類ごと又は事業段階ごとに一般的に関連すると考えられる環境要素をマトリックスにして示し、スコーピングの目安とするという方法、第三者機関によるガイドラインの提示、類似事例等に係る情報提供等の対応方策がある（P.50参照）。

3-3-2 評価対象の内容

（評価対象とする環境要素）

閣議アセスでは、対象事業の選定に当たって考慮すべき環境への影響を、「公害（放射性物質によるものを除く。）又は自然環境に係るものに限る」としている。これは、閣議決定当時、公害対策基本法及び自然環境保全法という二つの基本的法律に従って、環境行政が行われていたことに影響を受けている。

また、環境庁長官が定める基本的事項においては、調査、予測及び評価（「調査等」）は、公害の防止及び自然環境の保全について以下のとおり行うものとされている。

- ア 公害の防止については、人の健康の保護並びに人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む生活環境の保全に係る事項について調査等を行うものとする。
- イ 自然環境の保全については、原生の自然地域、学術上、文化上特に価値の高い自然物等のかけがえのないもの、すぐれた自然風景や野生動物の生息地、野外レクリエーションに適した自然地域等の良好な自然等のそれぞれの特性に応じた適正な保全に係る事項について調査等を行うものとする。

さらに、基本的事項では、調査等の対象項目について、次に掲げる12項目の環境の要素に関し、事業の特性に応じて必要な項目を各技術指針で定めることとしている。

- I 公害の防止にかかるもの
大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
- II 自然環境の保全にかかるもの
地形・地質、植物、動物、景観、野外レクリエーション地

これを踏まえ、事業別に示された技術指針では、事業特性に応じ、公害については調査

等の対象が具体的に列挙されて、予測評価を行う対象の選定の考え方が示されており、自然環境保全に係る環境要素については、学術上の重要性、既存法令等の指定状況等をもとに自然環境保全上の重要な保全対象を見いだすこととなっている。

一方、地方アセス、発電所アセス及び整備五新幹線アセスでは、資料 28 に掲げるとおり、これら 12 要素以外に日照障害、電波障害、風害、史跡・文化財、低周波空気振動、廃棄物、水象、気象等を対象としているものもある。

また、地方公共団体の制度では、数は少ないものの、安全、災害、地域分断等の地域社会への影響を対象とするものもある。景観についても、自然景観に限らず歴史的・文化的景観や地域景観との調和、人工的景観も含めた良好な景観の形成といった観点から予測評価を行っている場合がある。

このとき国及び地方公共団体の制度における環境要素の分類方法をみると、次の二種類がある（資料 29）。

- ① 公害等、自然環境、社会・文化環境の区分により要素を列挙する方法（類型Ⅰ：公害・自然区分型）・・・閣議決定要綱及び個別法に基づく国制度並びにほとんどの地方公共団体の制度
- ② 地圏、水圏、気圏、生物圏等、環境を構成する圏毎に要素を列挙する方法（類型Ⅱ：環境圏型）・・・地方公共団体のうち 3 団体（滋賀県、兵庫県及び長崎県）

このとき、①の「公害・自然区分型」は、公害対策基本法及び自然環境保全法の二つの体系を念頭においた枠組であり、②の「環境圏区分型」は、大気、水、土壌等環境の自然的構成要素ごとに相互に関連する影響を考慮する枠組である。

また、国及び地方公共団体の制度において対象としている環境要素ごとに詳細な内容を見ると、資料 30 のとおりである。

主要諸国における環境影響評価における環境要素は、資料 31 に掲げるとおりである。主要諸国の状況を見ると、対象とする環境影響は、人間、動物、植物、大気、水、気象及び景観、並びにこれらの相互作用といったものの他に、エネルギーや資源の消費に関する影響、文化的、歴史的、社会的、経済的影響も含めて対象とするとしている。

評価対象とする環境要素をどのようなものとするかについては、公害対策基本法及び自然環境保全法のふたつの基本法のもとで講じられてきた環境行政が、環境基本法の制定により公害と自然という区分を超えた統一的な枠組みを持つこととなったことを踏まえて検討する必要がある。

従来、自然環境の保全については、学術上の重要性、既存法令等の指定状況等をもとに重要な保全対象を見いだすこととされてきたところであるが、環境基本法、環境基本計画、生物多様性条約、生物多様性国家戦略等にみられるように、生物の多様性（生態系の多様

性、種の多様性及び種内の多様性）の確保、多様な自然環境の体系的保全、自然との触れ合いの場としての保全の視点が必要とされるようになり、近年、大きく要請が変化している。

また、動物と植物との関係、生物とその生育・生息環境である大気、水等の環境の自然的構成要素との関係、野外レクリエーション地等自然との触れ合いの場と環境の自然的構成要素との関係など、要素間の相互関係を考慮に入れる必要性や、水質、水量、水生生物、水辺地等を総合的に水環境として捉え一体的に評価する必要性、健全な水循環機能を維持回復する必要性が求められている。

さらに、地球の温暖化をはじめとする「地球環境保全」が、環境基本法における「環境の保全」に含まれているところであり、また、廃棄物の発生の抑制や再生資源の利用の促進などに関しても、近年、「環境の保全」のための施策と位置づけられている。

近年の国際条約には、新たな評価対象を認識するものも現れている。例えば、生物多様性条約には生物多様性への影響に係る環境影響評価、気候変動枠組み条約には気候変動を緩和し又はこれに適応するための環境影響評価が規定されている。

また、今後、深刻な環境問題が発生するとすれば、これまで認識されてきた環境の分野より、十分には認識されてこなかった環境の分野において発生するおそれがあり、環境影響評価制度はこのような深刻な問題の未然防止に対応できるようにすべきとの意見もある。

このような新たなニーズに適切に対応できるように、評価対象とする環境要素について検討することが課題となっている。

（評価の対象とする行為と環境影響の範囲－特に累積的影響の取扱い－）

閣議アセスの体系では、ある事業に関し、調査等を行う行為の範囲としては、①当該対象事業の実施に係る「工事」（当該対象事業の実施のために行う埋立又は干拓に係るものを除く。）、②工事が完了した後の土地（他の対象事業の用に供するものを除く。）又は工作物の「存在」、③土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の「活動」の三つの範囲が認識されている。

また、調査等の対象とする区域は、「原則として対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む区域又は環境が直接改変を受ける範囲とその周辺区域等とし、予め具体的に定めうる場合はそれを、それ以外の場合には、個別の対象事業に係る調査の実施に際し、当該事業の実施が環境に及ぼす影響の程度について予め想定して設定する」こととされている。

また、整備五新幹線アセスでは、「工事の実施、施設の設置と使用及び列車の走行により環境に著しい影響を及ぼす環境影響項目」を対象としており、「調査地域の範囲は、事業を実施する区域及び事業の実施により直接的な影響があると予想される沿線地域とする」

とされている。

さらに、発電所アセスでは、工事中及び運転開始後の双方について環境影響の予測・評価を行うこととされており、調査は「対象発電所の設置の場所及びその工事の場所並びにそれらの周辺」における環境の現状について行われることとされている。

地方アセスでは、前記のとおり、各事業段階に関連する環境要素をマトリックスにして示し、評価等を行う環境要素を取捨選択する形を採る場合がある（P.30参照）が、その際には、閣議決定アセスのように、「工事」、「存在」、「活動」の三区分を用いている場合と、「自然改変」、「施工」、「供用」等の他の区分を用いている場合がある。また、各区分の細目については、詳細に規定している場合とそうでない場合がある。

主要諸国においては、環境影響の範囲を比較的広く把握しており、特に、事業等の累積的影響について取り扱うことが広く行われている。

アメリカにおいては、NEPA施行規則の「影響」についての定義によれば、「(a)行為によって引き起こされ、同時期に同じ場所で生じる直接的な影響、(b)行為によって引き起こされ、時間的に後になって、あるいは遠く隔たった場所で起こるが、それでもなお十分に予見し得る間接的な影響」の双方が認識されている。このとき、間接的な影響には、「成長を引き起こす影響、土地利用、人口密度、成長率のパターンに及ぼす二次的な影響、大気、水やその他の自然の系（生態系を含む）への関連する影響を含む」とされている。また、環境影響評価書で取り扱うべき影響の範囲を決定するに当たっては、①直接的影響、②間接的影響、③累積的影響の三種類を考慮すべきであるとされている。

カナダでは、「事業により環境に生ずる可能性がある一切の変化」を対象とすることとしており、「その発生がカナダ国内あるいはカナダ国外であることを問わない」こととしている。また、事業が環境に与える影響には、「事業に関連して発生する可能性のある誤動作もしくは事故による環境への影響、並びにこれまでに実施もしくは実施予定であるその他の事業若しくは活動と当該事業の組み合わせにより生ずる可能性のある累積的な環境への影響を含む」こととしている。さらに、事業が建造物に関連している場合、「当該建造物に関して実施される可能性のあるすべての建設、操業、改造、解体、廃棄又はその他の行為について、環境影響評価を実施するものとする」とされており、建造物のライフサイクルにわたる評価を求めている。

EC指令では、附属書Ⅲにおいて、事業者が提供すべき環境情報の記載は、事業計画の直接的影響並びに間接的、副次的及び累積的影響、短期、中期及び長期的影響、永久的及び一時的影響、正及び負の影響を対象とすることとされている。

累積的影響の例としては、①当該事業以外の活動による大気や水質等の汚染の重合、②汚染物質の環境中での蓄積や複合化による影響の発現等が挙げられ、また、近年、国際的には、③大気汚染物質の長距離移動・酸性降下物としての蓄積による影響、温室効果ガス排出による気候変化などの地球規模の環境影響が累積的影響の一つとして認識されるようになっている。

このような累積的影響の取扱いについて、まず、①に関しては、閣議アセスの基本的事項に、「評価に当たっては、必要に応じ、当該事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（国又は地方公共団体から提供される資料等により将来の環境の状態の推定が困難な場合においては、現在の環境の状態とする。）を勘案するものとする。」とされており、バックグラウンドの状況の調査・予測に含めて取り扱われているところである（P.44参照）。

一方、②のように、汚染物質が環境中で蓄積しあるいは複合的に作用する場合に関する累積的影響については、科学的知見が十分でないものも多いため、その複合的作用によって生ずる環境の状態を予測・評価することは困難な場合も多い。また、③に挙げられた地球規模の環境影響や廃棄物の排出量への影響についても、事業に起因する環境の状態の変化を予測評価することが困難である。

ただし、環境の状態を予測評価することが困難なものについても、排出される汚染物質の量、資源やエネルギー消費量、再生資源の利用量、廃棄物排出量、酸性降下物原因物質の排出量等、算定手法等の明確な指標により、環境への負荷段階の予測評価を行うことが可能な場合もあり（P.40参照）、この点の取扱いを検討することが必要となっている。

3-4 評価の実施

3-4-1 評価書の作成主体

閣議アセスでは、事業者は、主務大臣が環境庁長官に協議して定める指針に従って、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を一体として行い、環境影響評価準備書を作成することとされており、準備書の作成は事業者自身が行うこととなっている。同様に、発電所アセスや整備五新幹線アセスにおいても、環境影響評価の実施主体は事業者とされている。

このような仕組みについては、通常次のように説明されている。

- ① 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、事業の実施に伴う環境への影響について自らの責任と負担で配慮することが適当であること。
- ② 事業者が事業計画の作成段階で、調査・予測・評価を一体として自ら環境影響評価を行うことにより、その結果を自らの事業計画や環境保全対策の検討、施行・供用時の環境配慮等に反映できること。

また、閣議アセスの体系では、事業者が自ら準備書の作成を行うという仕組みの例外が、①都市計画決定に係る事業の場合、②国の指示又は命令を受けて対象事業が行われる場合、③2以上の事業者が1つの対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合に設けられている。

まず、都市計画決定対象事業については、環境影響評価の結果を適切に都市計画に反映させる必要があること、都市計画決定後に計画内容が変更になると都市計画の権利制限の働く区域の変更を要することも考えられ法的安定性が損なわれるおそれがあること等のため、都市計画決定権者が事業予定者の協力を求めつつ都市計画決定の際に環境影響評価を行うこととされている。事業予定者が準備書の作成の基礎的作業を行い、都市計画決定権者が評価しとりまとめることにより、準備書・評価書の客観性・公正性が向上されるという利点が指摘される。一方、この場合、対外的な信頼感を確保するためには、準備書・評価書の作成や事業の実施に当たり両者の協力と意思疎通を十分に行う必要があるとの指摘もある。

また、事業者が国の指示又は命令を受けて行う対象事業については、当該指示又は命令を行う国の行政機関が事業者に代わって環境影響評価を行うことができるとされている。例えば、国土開発幹線自動車道の予定路線である高速自動車国道の新設・改築については、建設大臣の施行命令に基づき、日本道路公団が実施することとしているが、環境影響評価は、施行命令の前に、建設省（地方建設局等の長）が行うこととなっている。

さらに、2以上の事業者が、1つの対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合に、これらの事業者の中から代表する事業者を定めたときには、当該事業者が、その余の事業者が実施する対象事業に係るものを併せて環境影響評価準備書の作成を行うことができるとされている。

地方アセスにおいても、国制度と同様に環境影響評価の実施主体は原則として事業者とされている。なお、港湾計画自体を環境影響評価の対象とする場合に港湾計画の策定主体である港湾管理者が、また、苫小牧東部大規模工業基地のように一定地域の開発計画全体を環境影響評価の対象とする場合に知事がそれぞれ環境影響評価を行うこととする制度もみられる。さらに、都市計画決定に係る事業について特例を設け、これらについては都市計画決定の手続の中で、都市計画決定権者が実施することとしている制度が多くみられる。

主要諸国においては、原則として事業者が環境影響評価書の作成を行うものとされている。例えば、E C 指令においては、環境影響に関する必要な情報を適切な形式で提出する責任はプロジェクトの開発事業者にあると規定されている。また、カナダでは、環境影響評価の実施を確保する責任は、連邦政府にあるとされているが、評価書の作成は事業者が行っている。

一方、アメリカにおいては、連邦政府機関が自らの責任のもとに情報を収集し環境影響評価を行うこととされている。この際、民間の事業に対して政府機関が許認可等を行う場合においても、環境影響評価書は政府機関により作成される。当該政府機関は、民間事業者に対して環境影響評価に関する情報の提供に関し協力を求めることができるが、提供された情報の確からしさ等に関する責任は、当該政府機関が持つこととされている。

以上をまとめれば、内外の制度における評価主体の定め方には、個々の制度に応じた例外があるものの概ね次のような形が存在し、ほとんどの制度が①の形式をとっていると言える。

- ① 事業に係る環境影響に関する情報を調査し、収集する主体は、当該事業を行う者とし、事業者によって作成された情報又は評価書を、その審査等の過程で、その確からしさや十分さを検証する方法
- ② 政府機関が、事業者から提供された関連情報を個別にチェックしつつ評価書を作成する方法

環境基本法第20条においては、このような状況を前提として、「事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、」と規定されており、基本法が想定している方法は、上記①の形である。この際、作成主体以外の者による評価の審査等（P.59参照）、調査・予測等に従事する者等についての信頼性の確保（P.76参照）等により、国民等からの信頼性を確保することが重要である。

3-4-2 評価の視点

（我が国の制度の現状－環境保全目標に照らしての評価－）

国内の制度では、環境の保全上の支障を防止するという観点から、各環境要素毎に得られた予測結果を、あらかじめ事業者によって設定された環境保全目標に照らして事業者の見解を明らかにすることを、準備書・評価書における「評価」の内容とするという考え方が基本となっている。

閣議アセスでは、公害の防止に係る項目についての評価は、「人の健康又は生活環境に及ぼす影響について、科学的知見に基づいて、人の健康の保護又は生活環境の保全に支障を及ぼすものかどうかを検討することにより行うものとする」とされている。この場合、「公害対策基本法第9条の環境基準が定められている項目にあっては当該環境基準に照らし、人の健康又は生活環境への影響に関する判定条件等を利用し得る項目にあってはそれらに照らし評価を行うことを基本とする」となっている。

一方、自然環境の保全に係る項目についての評価は、「予測地域における自然環境に及ぼす影響について、科学的知見に基づいて、それが自然環境の重要さに応じた適切な保全に支障を及ぼすものかどうかを検討することにより行うものとする」とされている。

また、整備五新幹線アセスでは、評価は、自然環境に係る予測評価項目と生活環境に係る予測評価項目のそれぞれについて、事業者が設定する環境保全目標等に照らして評価を行うこととされている。発電所アセスでは、「環境影響の評価は、①人の健康を保護するうえで支障ないものであること、②生活環境を保全するうえで支障ないものであること、

③自然環境を適正に保全するうえで支障ないものであることの観点から行うもの」とされている。

さらに、地方アセスにおいても、評価は、事業者が設定する環境保全目標に照らして行うものとされているのが通例である。

環境保全目標については、環境基準値等具体的な数値を示す定量的な目標と、「著しい支障を生じないこと」等のように具体的な数値を示さない定性的な目標の二種類が用いられている。

閣議アセス及び地方アセスでは、環境基準が設定されている項目については、通常、環境基準が環境保全目標とされている。環境基準以外では、保全対象（目的）に合わせて、環境の状態に関する行政上の指針値、水産用水基準、水道水基準など科学的知見に基づいて設定されている基準や指標が用いられている。環境基準がある項目でも、地方公共団体が別途定めた基準や目標を用いる場合もある。悪臭、振動、建設作業騒音等のように環境基準がないものについては、排出口や敷地境界における濃度や振動等のレベルに関する規制基準を環境保全目標としている事例もある。この場合、これを超えれば行政的措置が講じられるようなレベルを目標とすることについて妥当性が問題とされる場合もある。また、地方公共団体等が、公害防止、景観、動植物、緑の量等について計画や目標を策定している場合に、これらとの整合性の確保が環境保全目標とされることも多く行われている。なお、現在の環境基準等の設定状況は、資料３２のとおりである。

一方、生活環境に係る項目において定量的な判定条件によらない場合の環境保全目標は「生活環境に著しい支障を生じないこと」などの抽象的表現であることが多い。

自然環境要素では、多様な価値軸があり、しかも地域特性により価値付けが異なるような要素については、類型化され全国で一律に利用できるような尺度が求め難い。このため、国内の制度では、個別の事例において、調査結果に基づいて、個々の保全対象を見いだし、その重要度を３又は４段階にランク付けを行い、ランク付けに応じた保全水準を設定して、評価が行われていることが多い（資料３３）。また、これらのランクに加え、地域的な価値を有するものについては別途保全目標を設定するとしている技術指針もある。

段階的な保全目標でない場合は、「地方公共団体等の自然環境の保全のための指針や目標に合致すること」、「関係法令・条例に適合すること」など既存の概念を保全目標に用いるもの、「貴重な動植物を保全すること」、「良好な自然環境地を保全すること」など特定対象の保全を目標とするもの、「樹林の保水機能に著しい影響を与えないこと」など機能に着目するもの等が地方公共団体の技術指針に示されている。このほか、緑の量に着目した予測評価を行うとしている指針もある。

具体的な保全目標の設定については、これまでの技術指針では、生物の予測評価では、学術上重要な動植物の種及びその生息・生育環境の保全を重視してきており、景観及び野外レクリエーション地の予測評価では、既存法令等で保全されているものを重視してきて

いる。

一方、環境基本法等にみられるとおり、生物の多様性（生態系の多様性、種間の多様性及び種内の多様性）の確保、多様な自然環境の体系的保全、自然との触れ合いの場としての保全の視点が必要とされるようになっている。このような新しい視点を保全目標の設定に取り入れる場合、動物や植物といった個別要素毎にとらえるのではなく、生物の生息地や自然との触れ合いの場等の自然環境を一体的にとらえること、特定の保全対象のみに着目するのではなくより広域的見地から体系的にとらえること、自然環境と人との関わりを視野に入れてとらえることなどが必要となる。

このようなとらえかたとしては、地域の自然環境及びその利用状況等の特性を踏まえ、学術上の重要性や希少性のみならず、親近性、地域代表性、生態学的重要性等の様々な価値軸によって、保全すべき自然環境（例えば、干潟、都市近郊の雑木林・緑地、湧水、緑の回廊等）を抽出し、これを一体の場とみたときの機能や価値に注目して予測評価や環境配慮を行う方法も有効である。

また、このような場合の予測評価・環境配慮においては、大気、水、土壌等の自然的構成要素の改変が生態系に与える影響、緑の量や改変面積等の量的影響、広域的観点に基づいた保全面積や連続性の確保、生息種の攪乱の回避等の生態学的視点にたった対策、自然との触れ合い等の自然の持つ機能の確保等の対策など、従来あまり考慮されていなかった視点が必要とされる。

なお、現行の制度においては、環境基準を環境保全目標とする場合を除き、具体的な環境保全目標の水準は、事業者自らが設定することとされている。このことに関し、事業者が目標を定め、自己採点することは、環境保全目標の設定が恣意的になるおそれがあるという指摘、地域の環境保全目標は行政主体が明確にしていけるべきであるという意見がある。

（実行可能な範囲内で環境影響を最小化するものを選ぶという視点）

一方、主要諸国の制度においては、我が国のように、「環境保全目標に照らして評価を行うこと」に類するような規定はみられず、評価の力点は、事業者がとり得る実行可能な範囲内で環境影響を最小化するものか否かという点に置かれている。

実行可能な範囲内で環境影響を最小化するものであるか否かを判断する手法として、主要諸国ではどの代替案がより望ましいかという観点で実行可能な代替案の比較検討を取り入れている場合が多い。例えば、アメリカでは、「提案行為を含む代替案の検討は環境影響評価の核心である」としている。主要諸国における代替案の検討の状況は、資料34のとおりである。アメリカ、カナダ、オランダにおいては義務的に、ドイツにおいては必要に応じて代替案を検討させている。一方、イギリスでは、代替案についての検討を評価書に記載することができるとされ、フランスでは、事業の選択理由を記載することとされて

いるが、代替案の検討を明確に義務づけていない。また、E C 指令においては、「必要な場合には、環境への影響を考慮にいて、開発事業者が調査した主要な代替案の骨組み及び開発事業者の選択の主要な根拠」を、事業者による情報（評価書）に記載させることとしている。なお、E C 指令の改正案では、すべての場合について、主要な代替案の概要と、環境影響の観点も含めて、計画案を選択した理由を評価書に記載することを求めている。

代替案の検討が行われる場合、検討される代替案としては、「事業を行わない」、事業目的を達成する手段そのものの代替、事業位置の代替といったかなりな変更を伴うものから、施設の構造やレイアウトの代替、工法や工期の代替、詳細デザインや環境保全設備の代替まで、大きな幅がある。

代替案によって比較される内容には、それぞれの案に伴う環境の状態の変化の程度その他に、環境への負荷の程度が比較される場合もある。特に、地球環境への影響や廃棄物の発生量の抑制等については、事業に起因する環境の状態の変化を予測評価することは困難であり、環境への負荷に関して予測評価を行い、代替案による比較検討を行っている事例がある。

代替案を比較検討する方法としては、評価項目毎に定量的または定性的な評価をマトリックスとして整理する方法、学際的チームの討議により評価する方法、優先すべき評価項目から順に案を比較して各案の優先順位を決定する方法などが用いられている。

代替案の比較検討に当たっては、代替案がもたらす環境保全上の便益と代替案の費用を比較検討する費用便益分析を採用している例もみられる。

なお、国内の制度においても、東京都、大阪府等の一部の地方公共団体において、代替案の検討に関する規定を、技術指針に取り入れているものがある。

例えば、東京都では、評価書案の記載事項に「代替案の概要及びその経過」を掲げ、「事業計画の策定段階において代替案を検討した場合にあっては、代替案の概要、検討の経過、代替案にとどまった理由を記載すること」とされている。大阪府では、「環境保全対策については、影響予測を行った結果により、必要と判断した場合に代替案を含めて検討することとし、その効果を加えて影響予測を行って評価の対象とする影響を把握すること」とし、評価準備書と評価書の「その他参考となる事項」に「代替案の概要（準備書の作成時に代替案を検討した場合）等参考となる事項」を記載することとされている。神戸市では、環境保全対策の中で、代替案の検討を行った場合にはその内容を明らかにするよう求めている。

また、代替案の比較検討によらずに、事業者にとって実行可能な最善の努力が講じられているかどうかを判断する場合もある。例えば、環境への負荷の発生の抑制等に関し適切な環境管理体制が導入されているかどうか、入手可能な最善の技術が用いられているかどうか等の判断が行われる場合がある。

（評価の視点の整理）

このような内外の制度の状況をまとめれば、評価の視点には次のような考え方がみられる。

- ① 一定の環境保全目標を達成するか否かを評価するもの・・・日本
- ② 実行可能な範囲内で環境への影響を回避し最小化するものであるか否かを評価するもの・・・アメリカ、カナダ、オランダ等

国内の制度において、環境基準の達成や貴重な自然の保全を中心とした環境保全目標の達成が基本とされているのは、公害対策基本法及び自然環境保全法の体系を念頭におき、当時の法令等で定義の定まったもの、あるいは、それを中心として、環境影響評価の目標を認識していることに影響されている。

一方、環境基本法の基本理念では、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること、環境への負荷によって人類の存続の基盤である環境が損なわれるおそれが生じてきていることという二つの認識に基づき、環境の保全が適切に行われなければならないこととされている。この基本理念では、公害の防止等環境保全上の支障を防止することのみならず、環境を健全で恵み豊かなものとして維持すること及び環境への負荷をできる限り低減することについても、「環境の保全」の視野に置かれることとなったものである。環境基本法で新しく示された考え方をどのように環境影響評価制度に反映させていくかが課題となっている。

また、環境基準や行政上の指針値を環境保全目標とすることは、環境保全上の行政目標の達成に重要な役割を果たしてきた。特に、大気汚染及び水質汚濁については、他の事業による累積的影響をできる限り考慮に入れた予測評価を行い、汚染の重合がもたらす影響の防止に貢献してきた。例えば、環境汚染の進んでいる地域等の事業で、環境影響評価の結果、高い水準の環境保全対策の導入が促進された場合などが指摘されるところである。

一方、一定の目標を達成するか否かを評価の基準とすることについては、環境影響評価を一種の安全宣言的なものとし、恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷をできる限り低減しようとする自主的かつ積極的な取組に対するインセンティブが働きにくいという考え方がある。さらに、環境保全目標の水準を環境基準や行政上の指針値とすることについては、例えば現況で環境基準より清浄な地域において、そこまでは許容される汚染レベルととられることを懸念する指摘もある。したがって、環境基準や地域の環境保全目標等を踏まえつつ、主要諸国にみられるように、実行可能な範囲内で環境への影響を回避し最小化するものであるか否かを評価する視点を取り入れていくことが必要との考え方がある。

生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全、自然との触れ合いの場としての保全や地球環境の保全など、環境基本法等によって認識されている環境の保全に関する新たなニーズ（P. 33参照）については、画一的な環境保全目標にはなじみ難い場合が多く、この観点から、個別案件に応じて、実行可能な対応がなされているかどうかを評価する手法の導入が効果的であるという考え方もある。また、景観、自然との触れ合い等、環境に接する者の主観に依拠する環境項目については地域住民、学識経験者、関係機関等の意見を

集約しつつ目標を形成するべきであるという考え方もある。

一方、実行可能な範囲内で環境への影響を回避し最小化するものであるか否かを評価する視点を取り入れていくことについては、実行可能な範囲であるかどうかを客観的に評価する手法がない場合においては、事業者に過度の負担が生じるのではないかとの指摘がある。

さらに、画一的な基準による評価になじまない要素について、実行可能な複数の案の環境への影響の相互比較により比較する手法として、主要諸国においてみられる代替案の検討については、多くの評価対象要素を総合的にどのように評価するのか、立地決定の以前に立地に係る代替案を含めて公表して議論を行うことは、我が国の場合、環境影響以外の利害関係を含んだ議論をより際だった形で誘発するおそれや事業内容によって地域間の対立を生じ混乱を発生させるおそれがあるのではないかと等から実際問題として難しいという意見がある。

一方、これに対し、立地決定に至る過程で事業者によって複数の案が環境保全上の観点を含めて検討されることが必要であり、このため検討された代替案の内容、環境への影響等について、準備書等に記載することが重要であるという指摘もある。

なお、主要諸国において代替案が検討される場合、代替案の内容としては、事業位置の変更のみならず、事業内容（建築物等の構造及び配置、環境保全設備、工法、実施時期、供用時期・時間・形態等）の提案・変更などさまざまな範囲が含まれており、わが国における「環境保全対策の検討」（P.45参照）と同様な意味を包含したものである。

（事業の公益性・社会的必要性等を含めての評価）

事業の公益性・社会的必要性等、環境の保全以外の観点に係る評価を併せて評価することも概念上考えられるが、主要な内外の環境影響評価制度においては、環境影響の一環として社会的・経済的影響等を取り扱う制度がみられるものの、事業自体の必要性を直接に評価する枠組みとなっているものは見あたらなかった。

例えば、アメリカでは、人間環境(human environment)の質を向上させ、それに与える悪影響を回避し最小化することを環境影響評価に係る政策の基本的な視点に掲げているが、人間環境とは、自然及び物理的環境並びに人間とこれらの環境との関係を包括的に含める概念とされ、「これは、経済的及び社会的影響はそれ自体として環境影響評価書の準備対象とはされないことを意味する」とされている。そして、「環境影響評価書が作成される場合で、経済的又は社会的影響と自然的又は物理的環境影響が相互に関係する場合に、環境影響評価書はこれらのすべての影響を取り扱う」と規定されている。このようにアメリカでは、制度上、社会的・経済的影響は自然的・物理的環境影響との関連で取り上げられていることとなる。

また、カナダでは、「事業により環境に生ずる可能性のある一切の変化であって、かか

る変化による次の事項（健康、社会経済的条件、物理的・文化的遺産等）への影響」を環境への影響としており、社会経済的な影響は事業による環境の変化が介在する範囲で取り上げられている。

事業の公益性・経済性等まで含めて準備書・評価書の中で検討することとすべきという指摘もあるが、これは、環境影響評価制度の射程を離れ、一般的な行政手続を定める制度の中に総合的なアセスメント制度を組み入れるかどうかという議論につながる事となる。なお、このことについては、国外においては、かえって環境面の情報が経済性等他の情報に埋没することを危惧する指摘もある。なお、内外の環境影響評価制度においては、事業の公益性、社会的必要性、経済性等の観点については、環境影響評価手続によって得られた環境情報を勘案して行われる許認可等における意思決定において取り扱われることとされている。

3-4-3 評価の前提

評価の前提については、①調査・予測・評価のための技術手法、②バックグラウンド状況の調査・予測、③不確実性の勘案の三つの観点から、分析・整理を行うこととする。

（調査・予測のための技術手法）

環境影響評価が科学的知見に基づいて適切に行われるためには、環境影響に関する調査・予測・評価を行う技術手法が重要である。

環境影響評価制度が実施されて以来、既に多くの技術手法が開発され、用いられてきた。国内における、技術手法の近年の発展に関する現状と課題は以下のとおりである。

環境保全上のニーズを背景に、基礎的な現象解明の進展、事例の蓄積、計算機科学の発達、リモートセンシング等の測定技術の向上等に支えられ、特殊な予測条件における騒音や大気汚染の予測、生態系を考慮した水質予測技術、合成騒音の予測評価技術など多くの領域で技術手法が近年発展してきている。また、問題の広がりや個別事業及び地域の特性に応じて、個々の環境影響評価においても手法の開発・適用が行われている。

このような技術手法の発展の成果を環境影響評価においても活用し、よりよい環境配慮が行えるよう、客観的・合理的でかつ効率的な調査予測等を行うため、技術手法に関する情報を収集し、その評価及び検証を継続的に実施し、結果を広く提供して、適切なものについては普及に努めることが重要である。このような例としては、アメリカ環境保護庁が、定期的に多くの大気汚染の予測モデルについて検証を行い、推奨モデルをその利用に関する情報とともに提供している事例がある。

また、農薬等微量化学物質による、地下水、公共用水域、土壌の汚染など新たな環境汚

染については、既に基準等の設定、現況の監視など行政的対応が開始され、調査手法等も整備されているものがある。また、水産用水基準、レッドデータブック等の環境の評価に関する情報や種の保存法等に基づく環境保全上の地域指定も進展がみられている。さらに、悪臭についても官能試験を活用した測定や規制が開始されている。このような近年の環境保全行政の取り組みの拡充については、既に実際の環境影響評価において対応がなされている事例もあるものの、大部分の技術指針の策定時以降の進展であることから、技術指針等での扱いを検討する必要がある。

（バックグラウンドの状況の調査・予測）

対象事業による大気汚染、水質汚濁等の環境への影響を定量的に評価するためには、当該事業が行われる地域における環境の現況を調査し、当該事業以外の活動による環境影響を含んだ環境の状態（バックグラウンド）の推移を併せて予測することが一般に必要とされる。また、動物、植物等では、保全対象と同様なものの事業対象地域以外における分布やその将来動向が保全対象の価値付け、予測結果の評価において重要な意味を持っている。

この点について、閣議アセスの体系では、「評価に当たっては、必要に応じ、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（国又は地方公共団体から提供される資料等により将来の環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状態とする。）を勘案するものとする」とされている。これに関連して、関係都道府県知事及び関係市町村長に対して、事業者の求めに応じ、地域の実情等から準備書又は評価書の作成に必要と認められる範囲において、既に得ている資料を提供し、必要に応じ助言を行うよう、協力を依頼している。

また、バックグラウンドの状況の調査・予測に関し、我が国の制度では、事業者は、自らの事業に伴う環境影響の予測・評価に当たって、行政主体等他の主体が実施する環境保全対策を勘案することができることとされている。例えば、閣議アセスの体系では、「国又は地方公共団体等が実施する公害の防止及び自然環境の保全のための施策を勘案することができるものとする。」とされており、予測は「国等が行う公害の防止及び自然環境の保全のための措置又は施策を踏まえて行うことができるものとする。」とされている。また、地方公共団体においても、同様の規定が置かれている場合がある。これは、環境基準等の環境保全目標の達成を念頭に置いて評価等を行う場合、例えば自動車排ガス規制の強化等の施策の進展も考慮することが合理的であると考えられたためである。

一方、主要諸国の制度においても、ゼロ代替案（「事業を行わない」代替案）等の名称で、事業が行われない場合の環境の状態の推移を予測・評価させている場合がみられる。また、制度上の規定は特にみられないが、アメリカやイギリスにおける実際の予測評価に当たっては、他の主体による環境保全対策も勘案されている。

我が国においては、このようなバックグラウンドの調査・予測については、事業者にと

って困難である場合も多く、現況と同じと仮定することも多く行われているところであり、国あるいは地方公共団体による情報提供の一層の充実が必要とされている（P.75参照）。

（不確実性等の勘案）

閣議アセスをはじめとして、我が国の国レベルの制度においては、調査・予測・評価に係る不確実性の内容や情報の限界を明らかにするよう直接に求めている規定はみられない。

予測結果には、知見や情報等の限界、手法そのものに起因する不確実性、環境の条件の変化や社会条件の変化等事業者の管理や予測が困難な外部要因があることなどから多かれ少なかれ不確実性や情報の限界が伴うものである。主要諸国の制度では、影響の重大性の判断において不確実性や情報の限界を考慮することを求めている場合もある（資料35）。例えば、アメリカでは、NEPA施行規則において、「環境影響評価書において人間環境に対する予見し得る重大な悪影響を評価中であるにもかかわらず、この分野に関する情報が不十分又は入手不可能な場合には、情報が欠如していることを必ず明らかにしなければならない」とされており、このことは、評価書に記述することが求められている。また、EC指令では、附属書Ⅲにおいて、事業者による情報（評価書）の内容に、「必要とされる情報をまとめる際に事業者が見いだした問題点（技術上の限界及び実務知識の欠如）」を記載するべきであるとしている。

予測結果の正しい理解、影響の重大性や事後調査の必要性の判断等、意思決定における不確実性を適切に扱うために、不確実性の程度や内容を明らかにすることが重要である。このため、予測の不確実性を踏まえてこそ、信頼性の高い評価が可能となることを関係者が理解した上で、諸外国でみられるような、情報の不足や技術的困難点の評価書への記載、不確実性の要因の分析や感度解析の実施等の方法を検討する必要がある。

3-4-4 環境保全対策の検討

環境影響評価手続の中で明らかにされる情報に基づいて環境保全対策を検討することは、環境影響評価制度の本旨である。この点については、環境基本法第20条においても、事業者が、調査・予測・評価の結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを国が推進することとされている。

閣議アセスでは、予測は事業者が行う公害の防止及び自然環境の保全のための措置又は施策を踏まえて行うことができるものとされている。また、整備五新幹線アセスでは、「現状の把握、予測及び評価の結果、必要に応じ工事の実施、施設の設置と使用及び列車の走行時における環境保全対策を検討する」こととしている。発電所アセスでは、「対象発電所の設置及びその工事に関し、環境保全のために講じようとする対策を踏まえた影響の予測及び評価を」行うこととしている。地方公共団体の制度でも、必要な環境保全対策を検討することとしているものがほとんどである。

このように、わが国の制度では、環境影響評価の手続の中に環境保全対策の検討が位置づけられている。

主要諸国の制度でも、環境への影響を緩和するための措置の検討が環境影響評価に含まれている（P.42参照）。

例えば、アメリカでは、NEPA施行規則において、緩和手段の定義が次のように置かれており、下記の(a)から(e)の順で緩和措置に優先順位を設けている。

- (a)行為の全部又は一部を実行しないことによって影響を回避すること（回避）
- (b)当該行為及びその履行の程度あるいは規模を制限することによって影響を低下させること（最小化）
- (c)影響を受けた環境を修復、復興、回復することによって影響を取り除くこと（修正）
- (d)その行為が続く間、保護及び維持活動によって影響を低下させるかあるいは除去すること（軽減）
- (e)代わりとなる資源又は環境と交換するか、あるいはこれを提供することによって影響の埋め合わせをすること（代償）

また、カナダでは、「技術的及び経済的に実行可能であり、事業が環境に与える深刻な悪影響を緩和するための措置」を検討することとされている。さらに、EC指令では、「著しく重大な不利益をもたらす影響を回避し、削減し及び可能な場合には修復するために予定する措置」について評価書に記載するよう事業者に求めている。

近年開発事業に際しては、沿岸域埋立における干潟、海浜の整備、陸域土地改変におけるビオトープの整備などが行われるようになってきている。環境基本計画にもみられるとおり、これら事業における自然的環境の整備、または、環境の回復が環境保全上の課題となっている。これに対応し、事業の環境影響評価においてもこれらの代償的措置をどのように評価するかが課題となる。

環境基本法に見るように、環境への負荷を低減し、環境保全上の支障を未然に防止することが重要である。この観点からは、アメリカの事例のように、回避や最小化が最も優先すべき対策であり、代償的措置は他の対策がとれない場合の措置として考えるべきものとなる。

また、代償的措置の検討に当たってはその内容を適切に評価することが求められる。このためには、他の優先すべき対策が困難であることを明らかにするとともに、保全または回復すべき価値に照らして失われる環境と創造される環境を総合的に比較し、評価することが求められる。これについては、アメリカで開発されているような生物の生産性、多様性の維持、レクリエーション機能等の様々な観点から環境の状態を指標化して比較することなどの方法がある。また、実効性の確認・担保方策が評価の時点で重要であるが、これについては、既存事例等による効果の確認、事後調査による確認、到達目標の設定や維持管理計画の策定などの方法がある。また、代償の実効性を確保するためモニタリングや代償効果の確認を事業の許可要件とすることも行われている。

3 - 4 - 5 準備書又は評価書の記載内容

（準備書又は評価書の記載事項）

閣議アセスでは、準備書に必要な記載事項として、

- ① 氏名及び住所等
- ② 対象事業の目的及び内容
- ③ 調査の結果の概要
- ④ 対象事業の実施による影響の内容及び程度並びに公害の防止及び自然環境の保全のための措置
- ⑤ 対象事業の実施による影響の評価

を定めている。また、評価書に必要な記載事項としては、上記のほか、

- ① 関係地域内に住所を有する者の意見の概要
 - ② 関係都道府県知事の意見
 - ③ ①及び②の意見についての事業者の見解
- を定めている。

地方アセスにおいても、準備書（評価書案）の記載事項は、基本的に閣議決定要綱を踏襲したものとなっている。なお、東京都等においては、調査、予測等の委託を受けた者の氏名等についても記載を求めている事例がみられる（P.78参照）。

一方、主要諸国の記載事項一覧は資料36のとおりである。主要諸国においては、代替案の記載を求めるもの（P.39参照）、不確実性の存在・情報の欠如に関する記載を求めるもの（P.45参照）、事後のフォローアップに関する記載を求めるもの（P.67参照）、調査等に従事した者の名前等の記載を求めるもの（P.78参照）がみられる。また、主要諸国中、アメリカ、カナダ、EC指令、イギリス、オランダ、フランス、イタリア及びドイツにおいては、住民等に対して平易に記載内容を伝えるための平易な概要(non-technical summary)の記載を義務づけている。

（準備書又は評価書の形式・表現内容等）

閣議アセスでは、準備書の表現内容等についての規定は特に設けていないが、環境庁局長通知において、「準備書は住民に対する周知の対象となるものであるため、わかりやすい記述も望まれるところであり、例えば準備書の内容を平易に記載した概要書を必要に応じ別途作成することも実際的な方法である」と述べられている。

また、地方アセスにおいては、分かりやすい記述、概要版の作成、技術資料等の添付、出典の明記を求めている事例がある。例えば、北海道環境影響評価条例に基づく、環境影響評価の技術的方法等の一般的な指針においては、環境影響評価書の表現内容に関して、

①地域住民に理解できるような記述内容とする、②図表などを効果的に用いて、内容が簡明になるよう配慮する、③資料等には、実施主体、実施時期、実施方法その他必要な事項を明記するとの要件を設けている。

主要諸国においては、アメリカでは、評価書のページ数の制限が設けられており、最終環境影響評価書の本文は、通常150ページ以下とし、特に内容が広範か複雑な提案については通常300ページ以下とするとされている。また、アメリカでは、評価書は平易な文章で書くこと、適当な図表を用いること等、文章表現についての規定もみられる。さらに、アメリカ、イギリスでは、参考資料がある場合には、付属資料やテクニカル・ドキュメントの添付を行う旨規定されている。イタリアでは、評価書相当文書に、適切な縮尺の地図、技術に関する文書、引用した情報源等を添付する旨が規定されている。

準備書・評価書については、専門的かつ大部にわたるものが多く、幅広い参加を求めるためには、より平易な記述が行われることが必要である一方、専門的な検討のためには、調査・予測・評価の基礎となる専門的な情報を付属資料等によって十分に提供することが求められるという指摘がある。また、個別のデータの出所について明確にすることが必要であるとの指摘もある。

3-5 住民の関与

3-5-1 住民関与の位置づけ

閣議アセスにおいては、関係地域内に住所を有する者から、公害の防止及び自然環境の保全の見地からの意見を聞くこととされている。

この意見の内容としては、生活体験に基づく地域の環境情報や環境影響についての懸念等が想定されており、事業そのものに対する賛否に関する意見を問う趣旨のものではない。また、意見の提出・事業者による検討のプロセスを通じて、公害の防止等についての配慮が行われるとともに、関係住民の理解が深まることも期待されている（昭和60年環境庁局長通達）。

地方アセスにおいても、何らかの形で住民関与を定めており、準備書等について、住民が環境保全（あるいは公害の防止及び自然環境の保全）の観点から意見を述べることができる旨の規定が置いている制度が一般的である。

主要諸国においても、中国を除き、住民関与が位置づけられているが、この場合、環境影響評価は主に環境を配慮した合理的な意思決定のための情報の交流を促進する手段としてとらえられており、個別の事業等に係る政府の意思決定そのものへの住民の参画は環境影響評価制度とは別の制度で取り扱われていると考えられる。住民関与の趣旨を明確に規定している条項は少ないが、例えば、アメリカでは、NEPA施行規則において「NEPAの手続は、事業等に関する意思決定が行われる前に、環境情報を公務員や市民に提供さ

れるよう保証しなければならない」(1500.1(b))とされ、主務官庁は「関心を有し、又は影響を受ける人や団体の意見を求めなければならない」(1503.1)とされている。

また、カナダでは、カナダ政府資料において、カナダ環境アセスメント法に基づく公衆の関与の目的について、次の諸点が挙げられている。

- ・ 公衆の環境影響評価に関する関心と価値評価を把握すること
- ・ 公衆からより多くの関連情報を収集すること
- ・ 公衆に対し、代替案やその価値評価に関する情報を提供すること
- ・ 双方向のコミュニケーションを構築すること
- ・ 公衆との信頼関係を構築しそれを維持すること
- ・ 意思決定プロセスを改善すること

EC指令においては、「アセスメントは、事業者によってもたらされる適切な情報を基礎として行われなければならない。この情報は、当該事業に係りのある行政当局や人々(the people who may be concerned by the project in question)によって補完されるだろう。」(指令前文)とされている。

さらに、イギリスでは、環境省の手引きにおいて、公衆の関与によって、情報不足によって生み出される公衆の不安を和らげ、地方計画庁が意思決定に当たって検討しなければならない現実的な問題点を把握することができると記述されている。

3-5-2 住民の意見を求める対象

(準備書に相当する文書への意見の提出)

国の環境影響評価では、準備書に相当する文書について、住民の意見提出の機会が与えられている。すなわち、閣議アセスでは、準備書に対する意見の提出の機会を認めており、発電所アセスでは、準備書に相当する環境影響調査書、整備五新幹線アセスでは、同じく環境影響評価報告書案について意見の提出機会が与えられる。

また、地方アセスにおいても、準備書に相当する文書について、住民意見の提出を求めている。

主要諸国の制度においては、アメリカ・韓国を除き、準備書及び評価書の二段階の書類の作成は位置づけられていないが、環境影響について調査・予測等を行った文書(準備書相当文書)について住民の意見の提出機会を設ける点については、我が国の制度と同様となっている。

このように準備書に相当する文書への意見の提出機会を設けることは、環境影響評価手続の核となる部分である。

(準備書作成前の段階での意見の提出)

主要諸国の制度においては、事業者が調査・予測・評価を実施する前の段階において、意見の提出機会を認めている場合がある。

例えば、アメリカでは、後の段階での参加が見込まれる場合には、主務官庁は、関心のある個人・団体(interested private persons and organizations)等と早い段階で協議を開始することとされているほか、スコーピングの段階で関心を有する者(interested persons)の参加を呼びかけることが規定されている。

また、オランダでは、各案件ごとに調査・予測等の範囲について定めるスコーピングガイドラインを作成する際に、公衆に対し、配慮すべき環境要素の指摘、事業者の提案に対する代替案の提示等を内容とする意見の提出を求めることとされている。

さらに、カナダでは、スクリーニングの段階で、主務省庁が公衆の参加が適当であると考えする場合等において、公衆への告知を行い、スクリーニング報告書等についてコメントの機会を提供することとされている。イギリスでは、調査予測項目について、必要に応じて住民と相談することとしている。

また、地方アセスでは、埼玉県、千葉県、滋賀県、千葉市、名古屋市、神戸市の6団体において、準備書作成前段階の書類を周知の対象としており、このうち、埼玉県では、調査計画書に対する意見の提出を認めている。

事業者が準備書を作成する前の段階で、調査・予測・評価すべき内容等について住民の意見を聴くことは、調査・予測・評価の手戻りを防止し、効率的でメリハリの効いた予測評価を行うことが可能となる。ただし、このことについては、際限のない調査等の要求が出ることにより、かえって非効率的なものになるおそれを懸念する意見もあり、事業種類ごと又は事業段階ごとに一般的な調査・予測・評価の考え方を示して目安とするという方法、オランダの環境影響評価委員会のような第三者機関で適切な絞り込みを行う方法(資料26)、既存事例やガイドライン等の情報を提供する方法などの工夫を併せて行うことが必要である(P.31参照)。

(準備書相当文書への意見提出の後、再度意見の提出機会を設ける例)

閣議アセスでは、準備書に対する意見の提出を踏まえて作成された評価書は住民に周知されるが、評価書に対する住民意見の提出は求めている。

地方アセスにおいては、準備書に対する知事又は市長の意見が出される前に、二回の住民意見の提出機会を設けている事例がある。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、大阪府、千葉市、名古屋市及び大阪市の9団体において、意見書に対する事業者による見解書を周知の対象としており、このうち、東京都、神奈川県及び岐阜県の3都県では、見解書について、再度、意見を提出する機会を認めている。また、横浜市では、準備書に対する住民意見を踏まえて作成された評価書について、再意見の提出を認めている。さらに、川崎市では、住民意見を踏まえて作成された修正報告書について、公聴会の開催を通じて再度住民が意見を述べる機会を設けている。これらの5団体は、知事又は市長が審査を行う前に、二回にわたり住民意見の提出機会を認めている例である。

また、愛媛県では、知事の審査が終了した後に、評価書段階に相当する「報告書」につ

いて、住民の意見書の提出を認めている。

主要諸国においては、準備書相当文書への意見提出の後に、必要な場合に、再度、住民関与を求めることとしている例もみられる。

例えば、アメリカにおいては、連邦機関が事業に関する最終的な決定を行う前に、最終環境影響評価書について意見を求めることができるとされている。

また、カナダにおいては、準備書相当文書である包括的調査報告書に対する意見の提出を受けた後に、環境大臣は、公衆の関心が高い場合や環境保全対策を実施しても著しい環境影響が見込まれる場合等においては、公開審査を行うこととしている。公開審査は、調停と委員会審査の二種類があり、調停は、独立の第三者である調停人のもとで、住民等の関係者が合意形成を図る手続である。また、委員会審査は、独立の委員がヒアリング等を行い調査報告書をまとめる手続である。これらの結果は、環境大臣及び主務省庁に報告され、主務省庁の決定に反映されることとなる。

一方、E C 指令をはじめとし、欧州の主要諸国においては、準備書・評価書という二段階の仕組みは設けられておらず、評価書について住民意見が述べられた後に、再度、意見を求めることとはされていない。

再度の意見提出機会を設けることは住民の理解を得るために効果があるという考え方がある。一方で、準備書に対する意見の提出を通じて住民が保有する必要な情報は入手できるため、再度の意見の提出機会を設けることは必要がないという考え方がある。また、事業者の見解と住民の見解の相違を埋めるための手続は、環境影響評価手続の中ではなく、紛争の処理のための手続において取り扱われる事柄であるとの考えもある。

3 - 5 - 3 関係地域の範囲

環境影響評価手続における関係地域の範囲については、まず、現行の制度において、関係地域がどのように設定されているかを分析した後、①周知手続を行う地域の範囲と、②意見の提出を求める住民の範囲の双方の観点から検討を加えることとする。

（関係地域の設定方法）

閣議アセスにおいては、事業者は、関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に準備書を送付し、説明会の開催を関係地域内で行うとともに、準備書について、関係地域内に住所を有する者の意見を把握に努めることとしている。このとき、関係地域の範囲は、事業の実施が環境に影響を及ぼす地域であって、当該地域内に住所を有する者に対し準備書の内容を周知することが適当と認められる地域（昭和60年環境庁企画調整局長通知）とされており、関係地域の設定は事業者が行うこととされている。

関係地域の単位は、閣議アセスでは、地域の実情を踏まえ、当該地域を含む住居表示による町、丁目、字等の区画等を用いて定めることができるとされている（前出局長通

知)。また、発電所アセスでは、関係市町村として対象発電所の立地地点の所在する市町村及び隣接市町村を対象としている。

地方アセスにおいて、関係地域の定義を有する団体は、47団体あり、「環境に影響を及ぼすと認められる地域」に類する定義を有する団体が24団体、「準備書の内容を周知することが必要と認められる地域」という閣議アセス型の定義を有する団体は23団体である。

関係地域の設定方法を定めている団体について、その設定方法をみると、設定に当たって知事又は市長が関与している団体が大部分である。すなわち、地域設定に当たって、知事（市長）が個別に関与する団体が37団体（知事自ら設定：15、知事意見のもとに事業者が設定：22）であり、知事（市長）の個別関与がない団体が8団体（知事の基準に従い事業者が設定：3、事業者が設定：5）となっている。

関係地域を定める手続は、旧法案では、主務大臣が、環境庁長官に協議して、環境に影響を及ぼす地域に関する基準を定め、都道府県知事がこの基準に該当する地域を、事業者の意見を聴いた上、定めることとしていたが、閣議決定となった際に、知事の関与を規定することができなかったため、現行の閣議アセスでは、事業者が定めることとなっているものである。

（周知手続を行う地域の範囲）

閣議アセスの手続きの中では、準備書を作成した事業者は、関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長の協力を得て、準備書を作成した旨の公告を行い、準備書を縦覧に供することとされている。

また、事業者は、準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の説明会を開催することとされている。

地方アセスにおいても、後述のように、47団体において、説明会の開催の規定がみられるが、そのすべてにおいて、説明会は関係地域内で行われることとされている。

主要諸国においては、評価書の縦覧は、イギリスでは開発が行われる地域、ドイツでは事業計画が影響を与えられると思われる地域、韓国では対象事業の実施によって環境影響を受けることとなる地域で、それぞれ行われることとされている。

このように、周知手続を行う地域の範囲は、事業に関係する地域において行われるのが一般的であると言える。

（意見の提出を求める住民の範囲）

閣議アセスでは、意見の提出を求める者は、関係地域内に住所を有する者とされている。

その他の国レベルの制度でも、地域を定めて意見提出者の範囲を限定する方法が採られている。すなわち、整備五新幹線アセスでは、関係地域の住民とされている。また、発電所アセスでは、地元住民等とされており、対象発電所の立地地点の所在する市町村及び隣接市町村（以下「関係市町村」という。）に住所を有する人のみでなく、関係漁協、農協の組合員等地元関係者も含め対象としている。

地方アセスにおいても、関係地域の住民に限って意見提出の機会を与えている団体が多いが、神奈川県、滋賀県、大阪府、兵庫県、川崎市、名古屋市及び神戸市の7団体は、誰でも文書での意見の提出ができることとなっており、東京都及び岐阜県の2団体は、当該地方公共団体の住民なら誰でも意見の提出ができることとなっている。この場合、実際にどの程度の範囲から意見が提出されているかを見ると、資料37のとおりである。

一方、主要諸国の制度では、意見提出者について、関心を有する者であれば特に限定を置かないものがみられる。

例えば、アメリカ及びカナダでは、特に意見を聴く地域を限定していない。アメリカでは、意見提出者について、関心を有する個人や団体(interested persons and organizations)としており、カナダでは、公衆(public)のコメントを求めることとしている。

また、EC指令では、関係する公衆(the public concerned)との用語を用い、その範囲は、各国が定めることとしており、加盟国の制度を見ると、例えば、イギリスでは、申請に対して意見のある者は誰でも(any person wishing to make representation)意見を提出できるとされている。また、オランダでは、「何人も」(eenieder)意見を述べるものとされている。さらに、イタリアでも、すべての国民が意見を提出できるとされている。ドイツでは、事業計画によって影響を受ける者は誰でも意見を提出できるとされている。

一方、韓国では、環境影響評価対象地域内の住民についての意見を集約することとされており、閣議アセスの考え方に近い。

例えば自然環境に係る情報など、地域の環境情報は、関係地域の住民のみではなく、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家や民間団体、関係地域に通勤する者、関係地域で産業活動やレクリエーション活動を行う者等によって、広範に保有されていることを考慮すれば、意見の提出者の範囲を限定しないことによって、有効な環境情報が収集できることが期待される。また、意見の提出を求める範囲を関係地域に限定することは、地域の利害関係を離れた客観的かつ専門的な意見を聴く機会を失うこともあるという意見もある。しかし、一方で区域を明確にしない場合、意見の件数が増加することにより事業者等においてその対応に多大な負担を要することを懸念する意見もある。

3-5-4 住民への周知の方法

住民への周知の方法については、①準備書等の公告縦覧の主体、②準備書に関する公告の内容と方法、③準備書等の縦覧期間、④公告・縦覧以外に講じられる周知手続の四つの

観点から分析・整理することとする。

（準備書・評価書の公告縦覧の主体）

閣議アセスの手続きの中では、準備書と評価書の公告・縦覧の主体は事業者とされている。ただし、公告・縦覧に当たっては、関係知事及び市町村長の協力を得ることとなっている。

なお、閣議アセスにおいても、都市計画に係る建設省所管事業に関し環境影響評価を行う場合には、都市計画法に基づき都市計画案を縦覧する際に、準備書を同時に縦覧することとしており、縦覧の主体は都市計画決定権者たる都道府県知事又は市町村長となる。

地方アセスでは、21団体が、準備書の縦覧の主体を知事又は市長としており、事業者が準備書の縦覧主体となっているのは、23団体である。一方、評価書の縦覧の主体は、24団体が知事又は市長、22団体が事業者としている。

主要諸国の中では、イギリス及びイタリアが、評価書等を作成した旨の公告等の主体を事業者としている。一方、アメリカ、オランダ、フランス、ドイツ及び韓国では、所管官庁が、カナダでは、環境アセスメント庁が、公告等を行うこととされている。

準備書・評価書の公告・縦覧の主体については、旧法案においては知事が公告・縦覧を行うこととされていたが、閣議決定の形を取ることもなった際に、知事に義務づけることは法制的にできなかったため、閣議アセスでは事業者が公告・縦覧の主体となったとの経緯がある。手続の節目となる準備書・評価書の公告・縦覧については、地方公共団体が何らかの形で関与することで、住民に対する周知を効率的に行えること、手続の進行に関する信頼を得やすいこと等の効果が期待されるとの指摘がある。また、事業者自身が公告・縦覧を行うことによってもこれらの効果は十分に確保できるとの指摘がある。

（準備書に関する公告の内容と方法）

閣議アセスでは、環境庁局長通知において、準備書の公告は、住民が関与する手続が開始されることを告知するものであり、関係住民が通常その内容を知りうる方法により行われるものであるとされている。また、その内容には、以後進められる手続の趣旨、内容を伝えるため、関係地域の範囲、縦覧の場所、期間及び時間、意見書を提出できる期間、提出先等の事項を含むこととしている。

閣議アセスに基づく各省庁の要綱では若干詳細に公告方法を記述している例がある。例えば、建設省要綱では、事業者は、関係都道府県知事及び関係市町村長の協力を得て、①関係都道府県の公報その他広報紙への掲載、②関係市町村の公報その他広報紙への掲載のいずれかの方法により公告するものとし、これらの方法により難しい場合には、新聞又は折り込み広告等への掲載その他事業者の利用できる適切な方法により公告するものとされて

いる。

発電所アセスでは、縦覧する旨の周知の方法に関し、新聞広告、電気事業者等の広報紙への掲載を、関係市町村の協力のもとに行われるその公報への掲載とともに行うこととされている。

主要諸国では、準備書相当文書に関する公告について、新聞への公告の掲載等の手段を掲げる事例がある。

ＥＣ指令では、公衆への通知方法の例示として、当該地域での掲示、地方紙における公表、説明会の開催を挙げている。ＥＵ各国の制度においても、イギリスでは地元地方紙への掲載、イタリアでは当該地方における最も広範に発行されている日刊の地方紙及び全国紙への公告の掲載、オランダでは複数の日刊紙への掲載を、周知方法のひとつに含めている。

また、韓国では、２紙以上の地方日刊紙に意見提出時期、方法、説明会又は公聴会の開催公告を掲載しなければならないとされている。

さらに、アメリカでは、国内全体の関心事となりそうな行為の場合と、地方レベルでの関心事となりそうな行為の場合に区分し、国内全体の関心事となりそうな行為の場合は、官報に掲載するとともに、関心を有するであろう団体に個別に通知を出すこととされている。一方、地方レベルの問題の場合には、地域の情報センターへの通知や関心を有する団体等への通知のほか、地方紙への掲載などを通じて市民参加を喚起するものとされている。

（準備書・評価書の縦覧期間）

閣議アセスにおいては、準備書・評価書とも、その縦覧期間は、１月とされている。ただし、都市計画に係る建設省所管事業に関しては、前述のとおり、都市計画法に基づく都市計画案を縦覧する際に、準備書を同時に縦覧することとされており、その縦覧期間は２週間となっている。

地方アセスにおいては、準備書の縦覧期間については、ほとんどの団体で１月又は３０日としているが、神戸市は４５日としている（資料３８）。評価書の縦覧期間については、大部分が１月又は３０日とされているが、１５日が７団体、３週間、２週間、７日がそれぞれ１団体ある。また、神戸市は縦覧期間の限定を有していない（資料３９）。

主要諸国においては、アメリカでは、評価書案は最低４５日間、評価書は最低３０日間縦覧することとされている。また、韓国では、評価書案は３０日以上縦覧されるが、評価書についての縦覧は手続に定められていない。その他の主要諸国では、前述のとおり、評価書のみの作成が位置づけられており、評価書は、イギリスでは２１日以上、オランダでは１月以上、ドイツでは１月間縦覧されることとされている。カナダ、フランス、イタリアでは、法文上縦覧期間は明記されていない。なお、フランスでは、公聴手続法の適用を受ける場合は１月以上、２月を越えない範囲で縦覧されている。

以上のように、内外の制度において、準備書・評価書の縦覧期間は、概ね、1月～45日程度となっており、閣議アセスにおける1月という期間は、概ねこの傾向に沿ったものとなっている。

（公告・縦覧以外に講じられる周知手続）

閣議アセスでは、前述のとおり、事業者は、準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の説明会を開催することとされている。ただし、事業者の責めに期することができない理由で説明会を開催することができない場合は、他の方法による周知に努めることとなっている。

なお、旧法案では、事業者が説明会を開催しようとするときは、事業者が、その開催予定の日時及び場所を定め、関係都道府県知事に通知するとともに、これらを説明会の開催予定の日の一週間前までに公告するという手続を定めていた。

地方アセスにおいては、準備書相当文書に係る説明会の開催は、37都道府県と7政令指定都市の44団体において義務づけられている。また、北海道、岡山県及び川崎市では、必要に応じて開催することとされている。説明会の開催方法については、ほとんどの団体で事業者が開催することとされているが、北海道では知事が開催する説明会に事業者の出席を求めて説明させることとなっている。また、東京都は、事業者による見解書に関しても説明会の開催を義務づけている。

さらに、地方アセスでは、周知の方法について、事業者と知事（市長）との間で調整するための規定を有する場合がある。例えば、滋賀県及び神奈川県では、事業者に対し、周知計画書の提出等を通じて、説明会を含む周知方法について事前に知事了解を受けることを求めている。また、千葉県及び千葉市では、説明会開催日程について知事・関係市町村長又は市長と協議をすることを求めている。さらに、栃木県、東京都、富山県、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市及び神戸市では、周知計画書等を事前に提出させることとしている。このうち、名古屋市では、準備書周知計画を準備書とともに縦覧の対象としている。なお、横浜市等一部の団体では説明会等の終了届の提出を事業者に求めている。

主要諸国においては、E C指令では、公衆への通知方法の例示として、当該地域での掲示、地方紙における公表に加えて、図表、グラフ、模型などを用いた説明会の開催が例示されている。また、カナダでは、環境影響評価手続に関する文書は、公開登録台帳に登録することとされており、関係文書への公衆の簡便なアクセスを保証している。必要な場合に説明会を開催する旨の規定は、アメリカ、韓国にもみられる。

3 - 5 - 5 意見の提出方法

意見の提出方法については、①意見の提出先、②意見の提出期間、③意見の提出方法（特に公聴会について）の三つの観点から整理を行う。

（意見の提出先）

閣議アセスにおいては、事業者に意見を提出することとなっている。この点については、発電所アセスも同様である。一方、整備五新幹線アセスでは、知事が、関係地域の住民の意見を反映させた知事意見を作成することとされており、住民意見の提出先は知事とされている。

地方アセスにおいて、準備書に関する意見を事業者に提出することとしているのは、35団体である。一方、北海道、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市及び神戸市の11団体では、知事又は市長に提出することとしている。また、大阪府は、関係住民の意見は事業者又は知事に提出し、関係住民以外の者の意見は知事に提出することとされている。兵庫県は、事業者又は知事のいずれかに提出することとされている。

住民意見が、事業者に提出される場合、すべての団体で、事業者は住民意見の概要を知事又は市長に送付することとされている。また、ほとんどの団体で、事業者は、評価書に、住民意見に対する見解を記載することとされている。なお、埼玉県及び岐阜県では、事業者は、評価書作成の前に見解書を作成することを求めている。これは、埼玉県においては、事業者は、見解書を当該意見を提出した者に個別に送付させるためである。ただし、この場合、見解書の送付が著しく困難な場合で知事の承認を得たときには、公告・縦覧に替えることができるとされている。また、岐阜県においては、事業者が見解書を縦覧し、住民の再意見の提出機会を与える手続を持つためである。

一方、住民意見が、知事又は市長に提出される11団体では、意見書提出後に、知事又は市長が住民意見に対する事業者の見解を聴くための何らかの手続を有している（資料40）。

まず、千葉県等の9団体では、事業者に見解書の提出を求め、それを踏まえて準備書への知事（市長）意見を形成することとしている。また、北海道では、知事が説明会を開催して事業者の出席を求め、その場で事業者から見解を聴取することとしている。滋賀県では、公聴会に事業者の出席を求めることとしている。

一方、横浜市と川崎市では、事業者に準備書相当文書の修正を求め、それに対して市長意見を公表することとしている。すなわち、横浜市では、市長は、住民意見を事業者に送付し、その意見を勘案して「評価書」を提出することを求めている。そして、市長は「評価書」を再度縦覧し、住民意見の提出を求めた上で、「評価書」を審査することとしている。事業者は、市長の審査書を受けて、それに対する見解を記載した「報告書」を市長に提出し、手続が終了することとなる。川崎市も、横浜市と類似しており、住民意見の送付を市長から受けた事業者は、「修正報告書」を市長に提出することとされ、市長の審査は

「修正報告書」に対してなされることとなる。

主要諸国においては、意見の提出先は、アメリカ、カナダ及びE C指令のいずれもが、主管官庁等の公共機関とされている。ただし、韓国においては、意見の提出先は、事業者とされており、日本の閣議アセスに近い。

（意見の提出期間）

意見の提出期間は、閣議アセス及び発電所アセスでは、準備書の縦覧期間（1月）及びその後2週間である。一方、都市計画に係る建設省所管事業に関し環境影響評価を行う場合には、意見提出期間は、2週間の縦覧期間満了までとされている。整備五新幹線アセスでは、意見提出期間は規定上明記されていない。

地方アセスでは、準備書に関する意見の提出期間は、ほとんどの団体で、約45日の期間を確保している。兵庫県については、30日となっている。

主要諸国における準備書相当文書への意見提出期間は、45日以上とするアメリカから、21日以上とするイギリスまでである。

内外の制度における準備書に相当する文書に係る意見提出可能期間をまとめると、資料41のとおりである。わが国における都市計画決定手続きに基づくアセスが一番短く2週間となっており、全体の傾向としては、概ね、1月～45日程度の期間が確保されている。閣議アセスにおける約45日という期間は、概ね、この傾向に沿ったものとなっている。

（意見の提出方法－特に公聴会の扱いについて－）

閣議アセスでは、書面による意見聴取を想定しており、公聴会についての規定は設けられていない。なお、発電所アセスでは、書面及び説明会開催時に口頭で住民の意見を聴いている。なお、旧法案においては、都道府県知事が、知事意見の形成のために特に必要があると認めたときは、関係住民の意見を聴くための公聴会を開催することができる旨の規定が置かれていた。

地方アセスにおいても、書面による意見聴取が基本となっているが、公聴会の規定を置いている団体は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、千葉市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市の20団体である。

このうち、埼玉県、東京都及び神奈川県の3団体は、公聴会の開催を義務づけており、その他の団体では、必要に応じて開催することとされている。必要に応じて開催するとしている団体では、知事が意見書を作成する際に必要と認めるときに開催することとしているものが大部分であるが、川崎市、名古屋市及び神戸市では、住民からの開催要請を受

けて市長が必要と認めるときに開催することとしている。

公聴会は、規定のあるすべての団体で、知事又は市長が開催することとされており、公聴会は、知事又は市長が準備書を審査し、事業者に意見を述べる際に、住民の意見を把握するという観点から行われている。

なお、地方アセスでは、技術委員会、審査会、審議会等の第三者機関を設け、環境影響評価手続に関与させている団体があるが、川崎市では、唯一、そのような機関への市民参加を明記しており、町内会連合会、商工会議所、労働組合、環境団体等から、委員が選ばれている。

また、主要諸国において、書面による意見提出の規定のほかに、公聴会の開催規定をもつものがあるが、すべての場合に公聴会を義務づけている例は少ない。また、行政手続法等の他の法令の定めに従って公聴会を行うこととしている例もみられる。

例えば、アメリカでは、提案に対して相当な議論や関心のある場合や関係省庁によって法的な根拠をもって開催の要請があった場合には、評価書案について公聴会を開催しなければならないこととされている。カナダにおいては、委員会審査を受ける場合に公聴会が開催されることとされている（P.51参照）。イタリアでは、火力発電所及びガスタービン発電所事業に限って公聴会が開催される。韓国では、30人以上から要請があった場合等、一定の要件を満たす場合に公聴会が開催される。

また、フランスでは、別に定められた公聴手続法の適用を受ける事業については、準備書相当文書を添付して当該手続を行うこととされている。ドイツでも、行政手続法に基づいて公聴会が開催される。

一方、オランダでは、環境影響評価手続の中で、詳細な環境影響評価書が検討されるすべての場合について公聴会の開催が義務づけられている。

なお、公聴会において、十分な議論がなされ、その機能を果たすためには、公聴会に参加する者がその趣旨を十分に理解することが必要であるという指摘がある。

3-6 評価の審査

評価の審査については、①審査の主体、②第三者機関等の関与、③審査の視点の三点を中心に整理することとする。なお、ここでいう審査とは、準備書や評価書の環境情報について、十分なデータ、分析等が記載されているかどうか、環境の保全についての適切な配慮がなされるものであるかどうかを、科学的かつ客観的に審査するものであり、事業そのものの可否について論ずるものではない。

（審査の主体）

閣議アセスでは、まず、事業者によって作成された準備書は、関係都道府県知事及び関係市町村長に送付され、これらの地方公共団体のレベルで実質的に審査が行われ、関係都道府県知事意見として事業者に伝えられることとなる。関係都道府県知事の意見は事業者

によって準備書が修正され、評価書が作成される際に反映されることとなる。

次に、事業者により作成された評価書は、対象事業の免許等権者によって審査を受け、免許等権者は免許等に際し審査の結果に配意することとされている。この審査に当たって、環境庁長官が意見を述べている場合には、その意見に配意して審査等を行うこととされている。

閣議アセス対象事業であっても、都市計画手続において環境影響評価が行われる場合には、都道府県知事（又は市町村）の都市計画の決定に関して、建設大臣（又は都道府県知事）が認可（又は承認）を行う場合に、建設大臣（又は都道府県知事）が都市計画決定権者が作成した評価書の記載事項について審査を行うこととされている。また、この審査に先立ち、都道府県知事が都市計画決定権者である場合には、関係市町村及び環境担当部局に意見を聴くこととされているとともに、都市計画の案が都市計画地方審議会に付議されるときに評価書が添付され、説明されることとなっている。

国レベルのその他の制度のうち、発電所アセスでは、住民意見とそれに対する事業者の見解を踏まえて通商産業省が審査を行うこととされている。通商産業省の審査においては、専門家からなる環境審査顧問の意見を聴く手続を有している。また、環境審査報告書の作成に先立って電源開発調整審議会が開催され、都道府県知事の同意を得るとともに、環境庁をはじめとする関係省庁との調整が行われる。通商産業省が作成する環境審査報告書は公開され、これを踏まえて事業者において環境影響調査書につき所要の修正が行われることとなる。

地方アセスでは、準備書相当文書が提出されてから評価書相当文書作成までの段階で、知事又は市長によって、住民意見や関係市町村長意見を踏まえた審査が行われ、その結果は、審査意見書等の形で、事業者に伝えられることとされている。なお、知事等意見を踏まえて作成された評価書等について、再度審査を行う旨の規定を有する団体は、北海道、千葉県及び千葉市の３団体である。

一方、主要諸国では、許認可等の意思決定に先だって、事業者が作成した評価書の内容について審査する何らかの手続きを有しており、当該事業の免許等の権限を有する機関と環境担当機関の双方が審査に関与している場合がほとんどである。

アメリカでは、最終評価書（F E I S）の作成に至る間に、主導連邦機関と他の関係連邦機関との間で協議が行われ、その中で、環境保護庁に意見を申し述べる機会が与えられている。なお、F E I Sの作成の段階で協議が整っていない場合には、大統領府に置かれた環境諮問委員会（C E Q）に調整を申し立てることができることとされている。

カナダでは、主務省庁によって作成され、また、受理された包括的調査報告書（評価書）は、さらに、環境アセスメント庁の審査を受けることとされている。また、環境アセスメント庁の審査の結果、必要と環境大臣が認める場合には、調停・委員会審査からなる公開での審査に付されることとなる。

イギリスでは、都市・農村計画法の許可対象事業の場合、評価書は、地方計画庁におい

てその内容がチェックされる。ただし、地方計画庁の判断の前であれば、公衆等は環境大臣に直接処理（コールイン）の申し立てができることとされている。

オランダでは、評価書は、まず、所管官庁によって受理される段階で審査を受けE I A委員会に送付される。E I A委員会では、専門家からなるおおむね3～7人のグループが審査に当たることとなっている。

フランスでは、評価書は許認可機関によって審査される。ただし、環境大臣は、自己の権限又は他者からの要請により、あらゆる評価書等の審査を行うことができるとされている。

イタリアでは、評価書は、まず、独立のE I A委員会によって審査を受ける。この結果は環境省に伝えられ、これを踏まえて、環境大臣と文化遺産・環境資源大臣は、当該事業の環境との両立性に関する意思決定を行う。この結果は、事業者を経由して事業の所管官庁に伝えられることとなる。

ドイツでは、事業者による情報（評価書）、公衆等の意見、独自の調査などを踏まえて、所管官庁が「環境影響の総括的報告書」を作成しなければならないこととされている。

韓国では、評価書は所管官庁が事前に審査を行った後に、環境部に送付される。環境部では、必要に応じて、公聴会公述人や中央諮問委員会環境影響評価分科会委員等の専門家の意見を聴いて、審査を行うこととされている。

閣議アセスメントにおいて、環境庁長官は、環境庁長官に評価書が送付され、かつ、主務大臣がその意見を求めた場合に、意見を述べることとされており、①免許権者等が都道府県知事であり評価書が知事のレベルに留まる場合、②主務大臣が環境庁長官の意見を求めない場合は環境庁は審査プロセスに参画しないこととなる。これまで、環境庁長官に意見が求められた事例は、平成6年度末までに手続が終了した閣議アセス279件中、道路事業16件にとどまっている。

この点について、旧法案では、環境庁長官は必要に応じ意見を述べる旨規定されていたところであるが、閣議決定要綱では既存の法的権限の枠内で主務省庁が自らの事業について行政指導を行う立場から全体が構成されているため、法律に基づかずに環境庁に主体的な意見提出権限を与えることは見送られ、環境庁は主務省庁の求めに応じて意見を述べる立場に置かれたという経緯がある。

また、閣議アセスでは、国の機関の審査が行われる前に、関係住民及び地方公共団体の意見のみによって、必要に応じて準備書を修正して、評価書の作成が行われることとされている。したがって、完成された評価書に対して述べられる環境庁長官の意見は、許認可等へ反映されるのみで、評価書の内容の改善には反映されないこととなる。この点について、閣議アセスの対象は国の関与があるものとされており全国的な視点からの意見も必要であることなどから、環境庁をはじめとする国の機関の意見を評価書の内容改善に反映させることができる手続とすることが望ましいとの考え方もある。一方、国の機関の意見を評価書に反映させることができる手続とすることに対しては、地域の環境の現況、地域の環境保全施策等に関する情報を豊富に有している地方公共団体が審査すれば十分であると

の意見もある。

（第三者機関等の関与）

閣議アセスでは、審議会等の第三者機関の関与は規定されていない。ただし、都市計画決定にかかる事業の場合は、前述のとおり、都市計画審議会にかけられることとなる。

また、発電所アセスでは、前述のとおり、環境審査顧問の審査を受けるとともに、電源開発調整審議会に付議されることとなる。

地方アセスにおいては、審議会等第三者機関を設置している事例が多くみられる。審議会等第三者機関の設置の趣旨については、知事又は市長意見の形成に際して、環境保全上の見地から、技術的、専門的な事項について意見を求めるためとしている団体が多い。

平成7年7月末現在、審議会等第三者機関については、制度を有している団体50団体（41都道府県・9政令市）のうち、9割が設置しており（36都道府県・9政令市）、また、約3割の団体（10都道府県・6政令市）が義務的に開催することとしている。

審議会等の主な審議対象としては、技術指針、準備書に対する知事意見の他、環境影響評価に関する重要事項、環境影響評価に関する技術的事項等とされている。また、26都道府県・6政令市の計32団体において、技術指針の策定等について審議対象としている他、「実施計画書」（岐阜県及び大阪市）、「事後調査報告書」（東京都及び三重県）等が対象とされており、神戸市においては、見解書も審議の対象とされている。

環境部局における意見形成に際して、第三者機関や環境の保全に関する専門家の関与を求め、技術的・専門的事項について、環境保全の見地からの意見を聴取することは、環境影響評価手続の信頼性の確保に寄与するものと考えられる。

主要諸国では、前述のとおり、オランダ及びイタリアにおいて、環境影響評価書の審査のための第三者機関が設置されており、韓国では、専門家からの意見聴取の規定を有している。

オランダでは、EIA委員会が環境管理法に基づいて設置されており、議長1名（環境大臣及び農業大臣が指名、内閣が任命）、副議長4名（委員会から選出）、委員として技術者、科学者が200名、その他の助言者100名から構成されている。EIA委員会は、スコーピングガイドラインの作成に当たって主務大臣に助言を行うこと、アドバイザーの助言と公衆のコメントを踏まえ、環境影響評価書の質と完成度を科学的に審査し、所管官庁に勧告を提出すること等を任務としている。

イタリアのEIA委員会は環境省に設置され、環境影響評価書の審査を専門に行う機関であり、委員は、大学、公共機関・公営企業及び専門的知識をもつ専門家から選出されている。EIA委員会は、環境省から依頼を受け、特に技術的側面から環境影響評価書の審査を行う。

また、韓国では、環境大臣が評価書を検討するに当たり、必要と認めるときは、公聴会において住民が推薦した専門家や、関連する審議会委員等の意見を聴くこととされている。

（審査の視点）

閣議アセスでは、国レベルの審査は、「免許等に際し、当該免許等に係る法律の規定に反しない限りにおいて、評価書の記載事項につき、当該対象事業の実施において公害の防止及び自然環境の保全についての適切な配慮がなされるものであるかどうかを審査することとしている。また、地方公共団体の意見は、公害の防止及び自然環境保全の見地からの意見を求めることとしている。

発電所アセスでは、通産省が環境審査指針を定めており、個別の審査はこの審査指針に従って審査がされる。審査指針においては、「環境審査は、環境保全のために講じようとする対策及び環境に及ぼす影響の予測方法のそれぞれの妥当性を評価したうえ、①人の健康の保護、②生活環境の保全、③自然環境の適正な保全の観点から対象発電所の立地に伴う環境影響を評価することにより行う」とされている。

主要諸国では、審査の基準を明らかにしている事例がみられる。

例えば、アメリカの環境保護庁（EPA）は、評価書案（DEIS）や最終評価書（FEIS）の段階で審査を求められるが、その場合に用いるためのEISの採点ランク付けのための基準を作成している（資料42）。この基準では、環境影響の評価内容が適切かどうかを判断するためのクライテリアと、EISの記載情報が十分かどうかを判断するためのクライテリアの双方を定めている。

また、オランダのEIA委員会における審査に当たっては、次の3つの段階を踏んで審査されている。第一に、評価書に不足している点の抽出の段階である。この検討に当たっては、①スコーピングガイドラインによって示された事項、②類似の既存の環境影響評価の検討結果、③法律の現状、環境基準・目標、技術水準の現状等の一般的クライテリアの三つを考慮に入れることとされている。また、第二の段階では、第一の段階で発見された不足点が許認可決定に対し重要かどうかを検討する段階である。第三の段階は所管官庁に対し、勧告を行う段階である。

さらに、イタリアでは、EIA委員会の審査結果を踏まえて、環境大臣と文化遺産・環境資源大臣は、当該事業の環境との両立性に関する意思決定を行うが、その際の審査に当たっては、①環境影響調査書の完全性、②環境上の基準への適合性、③原料及び天然資源の使用の一貫性、④分析・判断の方法、予測技術等の適切さなどについてが勘案されることとされている。

このような審査の視点は、評価の視点に応じて適切に設けられることが必要となる。

なお、環境面のみではなく、他の公益等をも勘案して総合的に審査を行うべきであるという意見もあり、他方、他の公益等の勘案については、許認可等の段階で、許認可等権者によって考慮されるべき事項であり、環境影響評価手続における審査は、必要かつ十分な環境情報が許認可等権者に提供されるものであるかどうかという点に特化すべきであると

の考え方がある。

3-7 許認可等への反映

（許認可等への反映方法）

閣議アセスは、事業者自身による環境保全対策の検討等を通じた環境配慮（事業者のセルフコントロール）に加えて、事業者によって適正な配慮が確実になされるように、環境影響評価の結果を免許等の国の行政に反映させることとされている。このため、閣議アセスでは、対象事業の免許等を行う者は、免許等に当たり、当該免許等に係る法律の規定に反しない限りにおいて、評価書の記載事項を審査し、その結果に配慮することとされている。

この点については、旧法案では、「この場合においては、当該免許等に係る法律の規定にかかわらず、当該規定に定めるところによるほか、当該審査の結果を併せて判断して当該免許等に関する処分を行うものとする」という、いわゆる横断条項が盛り込まれていたが、閣議決定の形をとることとなったゆえに、「当該免許等に係る法律の規定に反しない限りにおいて」との制約条件が必要となったものである。したがって、現在の閣議アセスにおいては、個々の免許法に基づく行政処分の裁量の範囲内で許認可等における配慮を求めているものといえる。

地方アセスにおいては、①対象事業の許認可等を知事（市長）が行う場合に、当該許認可等に際し、評価書の内容を配慮する旨の規定を有する団体は33団体、②対象事業の許認可権者等が知事（市長）以外の場合に、当該許認可権者等に対し評価書の内容の配慮を要請する規定を有する団体は37団体となっている。なお、対象事業の項で整理したように、地方アセスにおいては、事業実施に関する許認可等の権限の有無に関わらず、対象事業を選定しており、許認可等への反映の規定が存在しても、対象事業によっては、そもそも許認可等にかからないものがあるところである（P.23参照）。

地方のアセス条例のうち、横断条項類似の規定を有するのは、神奈川県条例である。同条例では、知事が許可等権限を有する場合で、当該権限が機関委任事務に基づくものでないときには、許可等を行うに当たり、当該評価書の内容について配慮するものとする定められている。

なお、川崎市条例では、事業者は、評価書の審査の結果に基づき市長が作成した審査書を遵守しなければならない旨の規定を有しており、審査書が遵守されていない場合には市長による勧告がなされることとされている。

主要諸国においては、いずれの国においても許認可等の行政に反映させることとしており、主要諸国の環境影響評価関連の法規にはそのための条項を設けているものがみられる。

例えば、E C 指令第 8 条では、開発事業者が提出する環境影響評価に関する情報等を、許認可等の開発承認手続の中で考慮することを求めている。

E U 加盟主要諸国の法令では、例えば、イギリスでは、都市・農村計画規則等の個別法において、それぞれ許認可等権者は環境情報を考慮せずに計画許可を承諾してはならない旨が規定されている。オランダにおいては、環境管理法第 7. 35 条において、一定の場合には、許認可等の決定の基礎となる法令に基づいて適用される制約にかかわらず、環境を保護するために条件等を付すことができることや事業の実施を認めない結果となる決定を下すことができることが規定されている。また、ドイツにおいては、環境影響評価法は、環境影響評価導入法に基づき制定されているが、環境影響評価導入評価法では、第 2 ～ 12 章において、環境影響評価を 11 のそれぞれの個別法に基づく許可手続に組み込むことを規定しており、環境影響評価は個別法の許認可手続と一体化したものとして位置付けられている。

アメリカでは、国家環境政策法第 102 条（1）において、「合衆国の政策、規則及び公法は、本法に定める政策に沿って解釈され、執行されること」と規定している。

カナダでは、環境影響評価法規則に、環境影響評価手続を必要とする事業に関する許認可等の根拠条項を法律リストとして掲げており、リストに列記された条項に基づいて許認可等を行おうとする者は、環境影響評価手続を経た後に行わなければならない旨が規定されている。

韓国では、許認可等を行う行政機関は、環境大臣による評価書の検討結果が事業計画等に反映されているかどうかを確認し、反映されていない場合にはそれを反映するようにしてから許認可等を行わなければならないと規定されている。

現行の閣議アセスは、行政指導によって実施された環境影響評価の結果を、許認可等に反映させる形となっているが、この点については、平成 5 年の行政手続法の制定に伴い、その限界が明確となっている。

まず、行政手続法第 5 条では、「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとする」とされ、許認可等の審査基準は、許認可等を定める法令の定めに従う範囲で具体的に定め、公表することが義務づけられている。

一方、同法第 34 条では、「許認可等をする権限又は許認可等に基づき処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。」とされている。

したがって、個々の許認可等を定める法令に環境の保全の観点が含まれておらず、かつ、行政手続法第 5 条に規定される審査基準にも環境の保全の観点を含めることができない場合、環境影響評価の結果によっては許認可等を与えないこととなる可能性があるとの行政指導を行うことは、同法第 34 条の規定に示されているような限界が存在することとなる。

（許認可等への反映結果の公表）

閣議アセスにおいて、免許等権者の審査の結果については、免許等権者がその免許等に反映することとしており、反映結果についての公表の規定は、閣議アセス手続の中には定められていない。

主要諸国では、環境影響評価手続を踏まえて行われる許認可等の決定に関し、その条件や決定の理由等について公開する旨を環境影響評価手続の中に定める制度が多い。例えば、アメリカでは、連邦機関が事業について意思決定を行った段階で記録を残すこととしている。また、カナダでは、環境アセスメントを終了した後に主務官庁が行う決定に関して公開する旨の規定がある。具体的には、もし開発計画に対して支援を行わないことになった場合には、そのような決定にいたった経緯を説明する文書を、また、支援を行うことになった場合には、その決定や必要とされる環境への悪影響を緩和するための措置、フォローアップ・プログラムについて、それぞれ公開しなければならないこととされている。さらに、E C指令においては、所管機関が決定を行ったときに、決定の内容及びその付帯条件を関係する公衆に対して公開するとともに、加盟国の法令で定めるときは、決定が根拠にした理由及び審査結果を公開することとされている。なお、韓国では、主務省庁が事業計画について承認した場合に環境庁長官に通知する旨の規定がある。

主要諸国の制度にみられるように、許認可等に当たって、国のレベルでの審査の結果等について、何らかの形で明らかにすることは、国民等の理解の促進に寄与するとともに、事業の実施前に行われる環境影響評価手続によって得られた情報と環境保全対策の実施等事業の実施後の対策の連携を明確にする効果を有するとの考えもある。また、許認可等への反映結果として公表する内容については十分検討する必要がある。

3 - 8 評価後の手続

3 - 8 - 1 評価後の監視・調査等

事後調査は、工事中や供用後の環境の状態、環境への負荷、事業やその環境保全対策の実施状況を調査することであるが、予測の不確実性に鑑み、影響の重大性や不確実性の程度に応じ、予期し得なかった影響を検出し、必要に応じて対策を講ずるため、このような事後調査が、内外で広く行われている。

閣議アセスでは、事業者は、評価書に記載されているところにより対象事業の実施による影響について考慮すると定められており、事業着手後の手続については具体的に定められていない。ただし、事業所管省庁が策定した技術指針の中には、必要な場合には追跡調査の実施方法等について検討しておくことなど事後調査について記述している例がある。なお、主務大臣が事業の実施決定又は許認可等の決定を行う際の環境庁意見においては、意見を述べた20案件のすべてにおいて事後調査等の必要性について触れている。（資料43）

一方、その他の国レベルの制度には、何らかの事後手続が規定されている。発電所アセスでは、事業者は、環境影響調査書において、環境保全上重要な項目について環境監視に関する計画を明らかにすることとされている。また、整備五新幹線アセスでは、環境影響評価報告書において、環境管理という項目のもとに、工事中及び開業後の環境の状態を把握し、適切な環境管理を行い得るよう、その措置、方針を明らかにするよう求めている。

地方アセスにおいては、27都道府県・6政令市の計33団体が事後手続の関係規定を有しており、また、規定の有無に関わらず何らかの事後手続・指導を行っている団体はのべ40団体となっている。このうち、事後調査計画書の提出を求めている団体は、東京都、岐阜県、三重県、滋賀県、名古屋市、神戸市、横浜市の7団体であり、埼玉県では事後調査報告書の提出を求めている。その他の団体では、知事又は市長が必要と認めるときは報告を求めることができることとされている。また、名古屋市、神戸市では、事後調査報告書（神戸市はその概要）を縦覧の対象としており、三重県、滋賀県では、必要に応じてこれらを縦覧している、さらに、東京都では、事後調査報告書の写しを関係市町村に送付するとともにその概要を公示している。

地方アセスの所管部局に対する環境庁調査によれば、事後手続については、評価書の内容の遵守徹底が図れる、事前調査で分からなかった影響に対応を講じることができる、事後調査を通じて得られた情報によって予測手法の改善が図れる、環境保全対策の実施状況やその効果が確認できる等の効果があるとの回答が得られている。一方、事後調査に関する統一的な手法を定める必要がある、実施期間の明確化が必要である、事業主体が変更となった場合や解散した場合の責任主体を明確にする必要がある等の課題も指摘されている。

また、地方アセスにおいては、30都道府県・8政令市の38団体において、事業着手後の指導・勧告（37団体）や公表（22団体）の規定を有している。

平成6年に国内で実施された環境影響評価事例における事後調査の実施状況は、環境庁調査によれば、資料44のとおりである。実施件数177件のうち、約6割において、工事中あるいは供用後の段階で事後調査を行っている。

主要諸国においては、その半数において、事後手続に関する規定を環境影響評価手続の中に規定している。

例えば、アメリカにおいては、主導連邦政府機関は、最終環境影響評価書（FEIS）の縦覧期間満了後、当該行為を実施するかどうかの最終的な意思決定を行い、一連の行為、手続等を記録することとされており、その記録（ROD:Record of Decision）に、環境影響評価後の環境保全対策の実行計画及びモニタリングを含めることとされている。この場合、政府機関は重要な事案については、モニタリングを行わなければならないとされている。

ＥＣ指令では、環境影響評価後のモニタリングについて、特に規定していない。ＥＣ指令の実施状況報告書によれば、モニタリングへの対応にはばらつきがあるが、加盟１２か国中（当時）、イタリア、オランダ及びスペインはＥＣ指令の国内法整備に当たって独自にモニタリングを制度化している。

オランダにおいては、環境管理法に基づき事業認可の決定を行った所管省庁は、事業の工事中及び共用後の環境影響を調査し、評価書で予測した以上に環境影響が大きいことが判明したときは、環境影響を抑制する又は回復する措置（許可条件の強化等）を講じることが義務付けられている。また、事業者は、必要とされる情報を所管省庁に提出し、調査に協力する義務を負っている。事後調査の報告書については、所管省庁は、事業者、ＥＩＡ委員会及びアドバイザーに送付するとともに、公表することとされている。

また、カナダでは、包括的調査及び公開審査における環境影響評価において、主務省庁は、フォローアップ計画の必要性又はその要求があるかについて検討し、必要と認めた場合に、フォローアップ計画を策定することとされている。策定されたフォローアップ計画は、主務省庁の許認可等に際して、許認可等の内容とともに公開され、事業者に実施させた結果についても主務省庁により公開されることとされている。なお、カナダにおいて、フォローアップ計画の実施が適切と考えられる場合は、次のような場合であるとされている。

- ・ 事業が新規又は未検証の技術を含んでいる場合
- ・ 事業が新規又は未検証の環境保全対策を含んでいる場合
- ・ 経験が豊富であるか日常的な事業であっても、新規又は未経験の環境において実施することが提案された場合
- ・ 環境影響評価の分析が新しい環境影響評価技術又はモデルに基づいて実施された場合
- ・ 事業のスケジュールが環境影響次第で変更される場合

さらに、韓国では、事後環境影響調査を行う必要のある対象事業、調査項目、調査期間等をあらかじめ定めており、該当する事業を行う事業者には事後環境影響調査結果を環境部及び承認機関に提出することが義務づけられている。

事後調査は、評価書の内容について事後的に検証を図ることができる、予測し得ぬ要因による環境影響の回避や周辺住民とのトラブルの防止が可能となる、予測手法等の改善につながる、環境保全対策の実施状況や効果の確認が可能となるなどの観点から効果が期待できる。また、事後調査が環境影響評価において一体的に計画されれば、事後調査の実施を考慮した調査、予測、対策の内容の決定が可能となる。

一方、事後調査については、その目的、その調査手法や期間の考え方、事業主体が変更・消滅した場合の対応等を明確にする必要がある。

３－８－２ 事業内容の変更等の取扱い

環境影響評価後、①事業実施までの間あるいは事業実施段階において事業内容に大幅な変更が生じる場合、あるいは、②長期間事業が未着工であった場合には、予測評価の前提もくずれることから、再度環境影響評価の手続が行われる場合がある。

（事業内容に変更があった場合）

事業の内容に大幅な変更があった場合には、再び、環境影響評価手続を行うことが必要となる。

この点について、閣議アセスの体系においては、評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施しようとする場合は、軽微な変更をして実施される場合を除き、原則として再度環境影響評価の手続を実施することとされている。軽微な変更の範囲については、例えば、建設省所管事業においては、閣議決定要綱に基づく施行通達において、以下の内容を挙げている。

- ・事業の規模が事業施行区域内において単純に縮小されるもの
- ・対象事業の規模の拡大その他の変更で、その実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれのないもの
- ・対象事業に係る公害の防止又は自然環境の保全のために行われる緑地、環境施設帯、緩衝空地等の整備であるもの

また、同様の規定は、環境事業団事業や地域振興整備公団の地方都市開発整備事業に係る環境影響評価においても定められている。また、運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価や厚生省所管事業に係る環境影響評価においてもそれぞれ「その変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがない場合」、「その変更が軽微なものであるとき」という内容の規定が置かれている。

地方アセスにおいては、４７団体において、事業内容が変更された場合の対応方針を有しており、その内容については、基本的に国制度と同様の取扱をしている。

主要諸国の制度においては、アメリカでは、提案行為に対して環境問題に関係のある大幅な変更を加える場合や重要な新しい状況又は情報が生じた場合は、評価書案から手続をやりなおすか、あるいは補足の評価書を作成することとしている。また、韓国では、事業規模が１００分の３０以上又は対象事業となる最小事業規模を超えて増加する場合等においては、環境影響評価手続をやり直すことを求める旨の規定がある。

（長期間未着工の場合）

種々の事情により、具体的な工事等への着手が遅れ、環境影響評価書の作成後、長い年月が経過する場合等、事業が長期間未着工である場合、その期間に環境自体にも変化が生じ、予測評価の前提もくずれることが予想され、環境影響評価手続の一部又は全部について再び行う「再評価」の必要性の検討を求めている制度もみられる。ただし、閣議アセス

においては、事業が長期間未着工の場合の再評価の仕組みは設けられていない。

地方アセスにおいては、事業が長期間未着工の場合の取扱いに関し、東京都、岐阜県、滋賀県、三重県及び大阪市の5団体で、再評価の規定を設けている例がみられる。例えば、東京都においては、知事は評価書の縦覧期間満了後、工事着手までに5年が経過した場合において、関係地域の状況が縦覧期間満了時に比較して著しく変化し、環境保全上の必要があると認めるときは、手続の全部又は一部の再度実施するよう求めるものとしている。

主要諸国においては、オランダで、環境影響評価の基礎とされた状況に重大な変化が生じたために、環境影響評価書に記載された情報を決定の基礎として利用することが合理的でなくなった場合には、主務官庁はその決定を行ってはならないとの規定がみられる。また、アメリカでは、事業が長期間未着工の場合、環境諮問委員会の質疑応答集によれば、経験的にいって5年以上経過した評価書の場合は、再評価が必要かどうかを決定するために注意深く検討すべきとしている。一方、その他の主要諸国では、関連規定はみられない。

3-9 国と地方との関係

3-9-1 国の制度における地方公共団体の役割

閣議アセス手続において、地方公共団体については、以下の役割が位置付けられている。

- ・ 関係都道府県知事及び関係市町村長は、事業者の求めに応じ、準備書又は評価書作成に必要と認める範囲において、資料の提供について協力すること。
- ・ 関係都道府県知事及び関係市町村長は、準備書及び評価書の送付を事業者から受けるとともに、これらを公告、縦覧する場合に協力すること。
- ・ 関係都道府県知事は、事業者から、準備書についての環境保全上の見地からの意見を、関係市町村長の意見を聴いた上で、住民意見の概要の送付を受けた日から3か月以内に述べるよう求められた場合に協力すること。
- ・ 都道府県等は、事業者との協議に基づき、説明会の開催等の委託を受けること。

事業者に対する資料提供については、事業者が環境影響評価準備書を作成するに当たり、事業者が把握することが困難な情報もあり、また、関係都道府県知事及び関係市町村長が地域の環境に関する広範な情報を有していることから、事業者の求めに応じ、関係都道府県知事及び関係市町村長による、準備書又は評価書の作成に必要と認める範囲における資料の提供について協力を依頼しているものである。

また、事業者が実施する公告については、地方公共団体が公報等公告に適した手段を有すること、これまでの環境影響評価の経験において地方公共団体が公告を行っている場合があること等から、また、縦覧についても、地方公共団体が庁舎等縦覧に適した場所を有していること、これまでの環境影響評価の経験において地方公共団体が縦覧を行っている

場合があること等から、それぞれ関係都道府県知事及び関係市町村長に対し協力を依頼しているものである。

なお、旧法案においては、環境影響評価手続の信頼性の確保の観点から、準備書及び評価書の公告・縦覧を都道府県知事が行うこと等環境影響評価に関する手続の進行管理の役割が位置づけられていたところであるが、閣議アセスについては、閣議決定という形式のため、旧法案のように都道府県知事の事務として位置づけるのではなく、これらは事業者が行い、地方公共団体はそれに協力する立場とされている（P.54参照）。ただし、この点については、地方分権の動きに留意しつつ検討する必要がある。

関係都道府県知事に対し、準備書に対する意見を求めることとしているのは、地域の環境保全に関する事務を所掌する関係都道府県知事及び関係市町村長の意見は、事業者が手続を進める過程において公害の防止等の配慮を行う上で重要なものであるからである。

また、関係市町村長の意見については、閣議アセスの対象事業が、大規模で広域にわたること、関係都道府県知事は地域の環境保全の要であり、関係市町村長の意見を踏まえた広域的見地からの意見が期待できること等から、関係都道府県知事に対して述べることとされている。

以上のように、閣議アセスの手続において地方公共団体は、地域の環境保全に関する事務を所掌し、地域の環境について広範な情報を保有する立場から、準備書に意見を述べ、関連情報を提供するとともに、関係住民への周知手段を有し、その利用の便宜を図れる立場から、公告、縦覧及び説明会の手続に協力することが期待されている。

また、閣議アセスにおいて、都市計画に係る建設省所管事業に関し環境影響評価を行う場合には、都市計画決定権者たる都道府県知事又は市町村長が都市計画を定める手続等により環境影響評価を実施することとなる。

閣議決定要綱以外の国レベルの制度においては、整備五新幹線アセスにおいても、準備書に相当する環境影響評価報告書案について知事等の意見提出が位置付けられている。具体的には、事業者は環境影響評価報告書案を関係都道府県知事に送付し、関係市町村長及び関係地域の住民の意見を反映させた関係都道府県知事の意見を求めることとされている。関係都道府県知事及び関係市町村長の意見は、閣議アセスと同様に事業者に対して提出される。なお、関係都道府県知事の意見提出期間は規定上明記されていない。

一方、発電所アセスにおいては、閣議アセスとは異なり、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見提出手続は規定されていないが、情報の交換、各種手続に関する連絡等関係自治体との連携の確保の規定や環境影響調査書及び修正環境影響調査書等の写しの送付の規定はある。

また、発電所の立地に関しては、通産省の環境審査の過程で開催される電源開発調整審議会の審議を経る必要があり、その際に関係都道府県知事の同意が要件とされている。

3-9-2 国の制度と地方公共団体の制度との関係

昭和59年環境事務次官通知においては、閣議決定要綱と地方公共団体の施策について、「本閣議決定は、地方公共団体が環境影響評価制度について条例等の施策を講ずることを妨げるものではなく、地方公共団体が環境影響評価について施策を講ずるか否か、またその内容については、地域の実情に応じ、当該地方公共団体が自主的に判断するものであるが、環境影響評価の円滑な実施を図るためには、国、地方を通じた手続等の整合性が必要である。このため、地方公共団体に対して、政府として統一した手続等を定めた閣議決定の趣旨を尊重し、条例等の施策について実施要綱との整合性に配慮するよう要請するものである。」とされている。

このように閣議決定要綱は、地方公共団体における環境影響評価条例等の制定を妨げるものではないが、手続の二度手間を避ける観点から、地方公共団体に閣議決定手続との整合性を図るよう求めている。

なお、旧法案においては、法対象事業については法律のみが適用され、条例の該当部分は法令に抵触するものとして失効するとの解釈が示されていた。具体的には、法対象事業と同一の事業種で対象規模要件にも該当するものに関する環境影響評価手続の上乗せについては、法令に抵触するものとされ、法対象事業と同一の事業種で対象規模要件未満のもの（裾だし）と法対象事業以外の事業（横だし）については、条例で必要な手続を定めることができるとの解釈であった。また、日照、電波障害等、公害の防止及び自然環境の保全以外の観点から行われる環境影響評価については、法令に抵触しないこととされていた。

昭和59年の閣議決定以降、地方公共団体が環境影響評価制度について条例等の施策を講ずることを妨げるものではないとの次官通知の趣旨も踏まえて、各都道府県・政令市において、環境影響評価条例等が順次制定され、現在、条例6団体、要綱等44団体の計50団体で環境影響評価制度が導入されている。また、現在制度を持たない9団体においても、6団体で制度化の予定を有しており、当面制度化の予定を持たない3団体も環境基本条例等の策定を踏まえ、又は国の動向を踏まえて検討することとしている（P.5参照）。

地方アセス所管部局に対する環境庁の調査（複数回答）によれば、地方制度の制定理由をみると、50団体のすべてが「国で対象とならない事業をアセスするため」との理由を挙げたほか、19団体で「国制度より幅広い評価項目でアセスするため」、15団体で「国制度の対象事業に地方公共団体の関与を徹底するため」、8団体で「国制度より住民関与を徹底させるため」との理由が挙げられた。

地方アセスにおいて、同一の事業に閣議決定要綱手続をはじめとする国制度と地方制度手続が重複してかかる場合の調整について、関係規定を有する団体は、制度を有する50都道府県市の74%に当たる37団体（31都道府県と6政令市）である。また、関係規

定がなくとも運用上主体的に調整している団体が12団体ある。

具体的な調整の方法は、資料45に掲げるとおりであり、国の制度で行われたものについては地方の制度を適用しないこととする（地方制度で行われたものと見なすものを含む）団体が26団体ある一方、事業者との協議等により何らかの手続の調整を行うこととしている団体が、運用上調整している場合を含め、22団体みられる。

また、閣議アセスの対象事業か否かに関わらず、国又は特殊法人が行う事業について、地方公共団体がどのように関与するかという点について、調整規定を有する団体は、全体の9割に当たる45団体（38都道府県と7政令市）である。

具体的な調整の方法は、資料46に掲げるとおりであり、ほとんどの団体が知事（市長）と国の機関等との協議により定めることとしている。

さらに、都市計画における環境影響評価については、昭和60年の建設省局長通達において、都市計画を定める者（都市計画決定権者）が、都市計画を定める際に行うこととされており、この場合についても、手続きの重複関係が生ずるおそれがあるが、このための調整規定を有している団体は、全体の82%に当たる41団体（35都道府県と6政令市）である。

具体的な調整の方法は、資料47に掲げるとおりであり、都市計画手続に従って実施し、当団体の制度は適用しないとする団体が多いが、二つの手続を併せて行うこととしている団体が7団体、何らかの調整を行っている団体が12団体みられる。

これらのように、現在、国の制度と地方の制度との間でさまざまな調整が行われているが、国の制度が行政指導にとどまっているため、その調整に統一的なルールがなく、また、案件により複数の手続が重複して行われる場合もあり、国の制度と地方の制度の分担・調整のあり方について検討することが課題となっている。

国と地方の役割分担については、平成7年5月に制定された「地方分権推進法」において、「国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理する」との観点が示されている。

また、地方アセス所管部局に対する環境庁の調査によれば、国に対する要望として、地域の実情に応じた環境影響評価が可能となるように配慮すること、地方公共団体の主体性と自主性を尊重すること、地方公共団体における環境影響評価制度が後退することのないように配慮すること等の意見が多くみられた。

国の制度と地方の制度の分担・調整のあり方の検討に当たっては、これらの状況や、地方公共団体において独自の制度化がほぼ行き渡ったという状況の変化等を踏まえて検討す

ることが必要となる。

3-10 環境影響評価を支える基盤の整備

3-10-1 環境影響評価に関連する情報提供

閣議アセスの体系においては、他の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態を把握するために、事業者は国又は地方公共団体が提供する資料を勘案することとされているが、国又は地方公共団体による情報の提供に関する具体的な施策は制度上に位置づけられていない。なお、旧法案では、国又は地方公共団体は、事業者から資料の提供を求められた場合は、必要と認める範囲において、既に得ている資料を提供する旨の規定が置かれていた。

一方、主要諸国の中には、カナダにおいて、評価書等の資料の収集、記録、保存、提供等が制度上に位置付けられている例がみられる。

カナダでは、主務省庁又は環境アセスメント庁は、環境影響評価が実施されるすべての事業に関して、環境影響評価に関係した記録に対して公衆がアクセスを容易にできるための公開登録台帳(Public Registry)を作成し、管理することとなっている。公開登録台帳には、環境影響評価に関するすべての報告書、環境影響評価に関係して公衆により提出されたすべてのコメント、フォローアップ計画の作成及び準備を目的として主務省庁により作成されたすべての記録、すべてのフォローアップ計画の実施の結果作成されたすべての記録、実施すべき対策を要請するすべての文書等を含むことが規定されており、公衆のアクセスを保たなければならないことが定められている。

なお、アメリカでは、環境影響評価の実施、評価書等の縦覧等について公告を求めているが、官報(Federal Register)に掲載されたこれらの公告は、EPA(環境保護庁)により電子化され、インターネット上で提供されており、通信によりインターネットに接続しているコンピューター端末から環境影響評価書案及び評価書の概要、意見提出、問い合わせ先等を知ることができる。

また、欧州各国では、政府機関や大学等において環境影響評価実務を支援するためのセンターが設置されており、環境影響評価に関する学術的・技術的文献、環境影響評価書等の公表文献及び未発表文献の検索サービスや提供が行われている。

地方アセスにおいては、知事等の責務として、情報の収集・整理・提供を規定している例がみられる。

また、地方公共団体によっては、条例等の規定に基づき、情報の提供に関する具体的な措置を講じている場合もある。例えば、大阪府においては、環境影響評価要綱に規定された知事の責務規定に基づき、大阪府環境情報コーナーを設置し、既存の環境影響評価書を含めた環境関連資料の閲覧、提供等の情報提供が行われている。

現在、何らかの方法で環境影響評価を公表している地方公共団体は、59団体中、31団体あり、特にルールを定めずその都度公開の範囲、程度を検討して対応している団体は

21 団体、環境影響評価に必要とした関連資料を一部又は全て公開している団体は6 団体ある。

なお、環境庁では、地方公共団体の審査等の支援に資するよう、地方公共団体の審査担当部署が把握している環境影響評価事例の概要につき、データベースを作成し、提供している。

国あるいは地方公共団体による適切な情報の提供は、①事業者による適切な調査・予測・評価の実施、②住民による適切な意見の形成、③地方公共団体における適切な審査の実施等の観点から重要である。

具体的には、①累積的な環境影響を評価するためのバックグラウンド濃度や他の事業者による事業計画等に関する情報の提供、②生物の生息状況等多様な自然環境の現状に関する情報の提供、③過去の環境影響評価事例に関する情報の提供、④新しい調査予測手法等環境影響評価の技術手法に関する情報の提供等を推進することが重要である。

①については、特に地方公共団体は、公害等のモニタリング、各種調査等により地域の環境の現況に関する情報、地域の計画・目標等の地域の環境保全施策に関する情報、地域全体の開発事業等がもたらす累積的影響に関する情報などを豊富に有しており、積極的な役割を果たすことが期待される。この点について、開発等における環境配慮を事業者に促すための環境情報書等を整備している地方公共団体もある。

②については、地域の研究者、農林水産業従事者、民間団体が保有しているものに重要なものも多く、調査の段階でヒアリング等が行われることが多い。これらの所在に関する情報が整理されておらずアクセスが困難な状態にある。また、自然環境に関する情報については、地方公共団体や民間団体等が作成したレッドデータブックや調査研究等、ナショナルトラストや自然観察等の環境保全活動などに関わる情報も近年地域概況調査や現況調査において重視されてきている。

③については、環境影響評価は、新たな環境情報が得られるとともに、新たな問題を発見して対処方策を見いだしている場合も多い。例えば、環境影響評価時の調査及び事後調査、対策の技術や事例等の情報の収集、整備、解析、提供により、環境影響評価で得た知見や経験を社会に還元し、社会の環境保全能力の向上に資することも期待できる。

④については、技術手法の発展の成果を環境影響評価においても活用し、よりよい環境配慮が行えるよう、客観的・合理的でかつ効率的な調査予測等を行うため、技術手法に関する情報を収集し、その評価及び検証を継続的に実施し、結果を広く提供して、適切なものについては普及に努めることが重要である。特に、予測や環境保全対策の技術手法に係る一般的な情報については、技術指針やマニュアル等が所管省庁や地方公共団体から発行されているが、個別具体的な技術手法やそれに必要なデータについては、必ずしも十分整理がなされていない。このため、有用な情報が使用されず問題が生じることもある。主要

諸国においては、アメリカ環境保護庁が、定期的に多くの大気汚染の予測モデルについて検証を行い、推奨モデルをその利用に関する情報とともに提供している事例がある。

また、国が保有している情報や事業者等の民間が保有する情報で評価書等に記載されていないものにも、環境影響評価に有益なものがあるが、それぞれバラバラに保有されていたりすることから活用できない場合があるとの指摘もあり、これらについて、情報源情報を整備するとともに、可能なものは収集・整理・公開を進めていくことが重要である。

さらに、海外への開発援助において環境影響評価を行わせる場合、外国の手法を用いることとしている場合が多く、我が国からも技術や知見を、諸外国へ提供していくことが重要である。

上記の諸点を考慮しつつ、事業者、関連機関、国民等の情報へのアクセス性の向上を図るため、関連する情報の所在についての情報源情報の整備、環境影響評価書及びその関連資料を含めた環境影響評価事例に関する情報、事後調査結果、生物の分布や生態に関する情報、予測に必要な原単位や排出量等の情報をはじめとした情報を国が中心となって組織的に収集、整備及び提供することが必要である。

3-10-2 環境影響評価に関わる信頼性の確保

環境影響評価に関わる信頼性の確保を図るためには、①科学的かつ合理的な調査が的確に行われ、環境影響評価の質の向上が図られるようにするとともに、②透明性を確保すること等により国民等からの信頼性を向上させるための努力を行うことが必要である。

（環境影響評価の質の向上）

環境影響評価において、具体的な調査等については、環境影響評価を業務とするコンサルタント、調査会社が委託を受けて実施する場合が多くみられる。現在、我が国の主要なコンサルタント、調査会社が環境影響評価に係る技術情報の交換や手法の向上を行うための研究を行う団体として、日本環境アセスメント協会があるが、この協会に加盟しているコンサルタント、調査会社は約250社である。

こうしたコンサルタント、調査会社による調査が的確に行われ、その内容、質についての向上が図られるためには、幅広い知識と技術を備えた調査等の従事者の育成、確保を図ることが重要である。

国内においては、技術士、環境計量士等の個人の技術的な能力を認定する資格制度があり、これらの会社においては、資格の取得を奨励する例が多くみられる。また、会社自体が組織として資格を保有することや、調査等の外注の選択先として、資格を有していることを条件としている場合もある。

また、環境要素の内容によっては、人材を確保することが困難な場合がみられる。例えば、生物関係及び地形・地質の調査については、フィールド調査能力を養成する学校教育が十分ではないこと、生物相が地域によって大きく異なることなどを背景に、職業として専門的に調査する人材が不足しており、教育、研究機関やN G Oの人材に依頼して調査等を行う例が多い。この場合、調査が可能な者の所在やその能力の把握が課題となっており、このため、環境影響評価に係わる人材に係る情報の提供等の方策も考えられる。

調査等の遂行、とりわけ生物関係の調査の精度の確保は、これらに従事する者の能力に負うところが多い。また、個々の要素の調査能力のみならず、調査結果等を総合的に判断し、対応を考えることができる人材の育成が重要である。環境影響評価に係わる人材の能力の確保のためには研修等を推進するとともに、事業の計画、調査予測等の実施及び事業の実施のそれぞれの段階で、このような人材を活用するような仕組みが重要である。

なお、環境影響評価に関する研修制度の事例としては、我が国では、国立環境研究所環境研修センター（環境庁）において、関係省庁、地方公共団体及び民間の環境影響評価の実務者のための研修を実施している例が挙げられる。また、諸外国においては、欧州各国の政府機関や大学等が設置している環境影響評価センター等の機関において、研修が実施されている。

（国民等からの信頼性の向上）

環境影響評価に関しては、調査等が科学的・合理的に行われることはもちろんのこと、これらが国民等から信頼されることも重要である。信頼性の向上に資する制度としては、①環境影響評価の調査等に従事する者や組織に関する資格制度、②調査等に従事した者の名前等を評価書に記載する規定、③関連する情報へのアクセスを提供することなどがあげられる。

我が国においては、環境影響評価の業務に直接関連した資格等は制度化されていないが、諸外国においては、環境影響評価の調査等を行う能力を認定して資格を与えている事例がみられる（中国、タイ等5ヶ国）。

特色としては、明確な資格制度としてよりも、むしろ登録制度的な運用がなされていること、また、資格付与の対象としては、コンサルタント等団体を対象としている事例が多いこと等が挙げられる。

住民の懸念を払拭するため、最終的な評価は事業者が責任を持って行うとしても、調査・予測等といった客観性が求められる部分について、調査・予測等の作業を行う専門家の行為の適正性及び公正性を何らかの形で客観的に担保する仕組みを導入するといった方策も考えられる。

また、委託を受けて調査、予測等に従事する者の氏名等を準備書等に明記させることも、

調査・予測等の信頼性向上に資する方策である。

閣議決定要綱においては準備書に必要な記載事項として、氏名及び住所等を定めているが、地方アセスにおいては、東京都において、調査、予測等の委託を受けた者の氏名等についても記載を求めている事例がみられる。また、主要諸国においても、アメリカ、フランスにおいて、環境影響評価書等への調査等に従事した個人あるいはその責任者をその経歴等とともに記載し、責任の所在を明確にすることとしている事例がみられる。

さらに、国民等からの関連情報へのアクセスの向上を図ることも、環境影響評価の信頼性の向上に寄与する。前述のとおり、地方公共団体によっては、条例等の規定に基づき、情報の提供に関する具体的な措置を講じている場合もある（P.74参照）。また、諸外国では、情報の収集、整備、提供に関し、①環境影響評価に関する情報や技術を提供する環境影響評価センターの活動、②環境影響評価に関わって作成された全ての情報（環境影響評価書、その資料、公衆関与の記録等）へのアクセスを保証するための公開登録台帳制度の整備（カナダ）、③環境影響評価事例やその経験、技術情報等を提供するための通信ネットワークの活用（カナダ、オーストラリア、アメリカ）、④評価書等に詳細なテクニカルドキュメントを添付することによる技術情報の提供、⑤生態系に関する情報を官民間わず標準的様式で収集、整備し、共有するネットワーク（CDCネットワーク）をはじめとした生態系関連の様々な情報交換・情報整備プログラムなどの取組がみられる。環境影響評価の信頼性の向上という観点からも、情報の提供に関する取組は重要である。

3-10-3 環境影響評価を支える調査研究・技術開発

生物の多様性の確保や生態系の保全の必要性、地球環境の保全の必要性、累積的影響の予測の必要性など、環境影響評価をとりまくニーズは高度化、複雑化してきており、これに効果的に対応できるよう、環境影響評価の調査予測等の技術手法の開発・改良が必要となっている。

また、複雑条件下での大気拡散、特殊構造部の道路騒音、生息環境の改変が特定の生物種に及ぼす影響、従来知られていなかった特定の生物種の生活史の解明など、複雑な条件下の問題や特定の場の固有の問題に関する調査予測等の手法については、従来より、その開発が望まれている。

さらに、生息・生育環境変化に対する動植物の分布や行動への影響予測技術、より適用条件の広い数理モデルなど、従来から用いられてきている調査予測等の技術手法については、精度や信頼性の向上、利用性や効率性の向上のため、さらなる改善が必要である。

また、調査・予測等の技術手法に加えて、環境保全対策に係わる技術についても、生物多様性を保全するための敷地計画、ビオトープ等の創生などのいわゆるエコアップ（環境創生）技術、汚濁発生が少ない工法などの環境影響の緩和に関連する対策技術等の面で、これまで実施されてきた事例の分析等を踏まえて、新たな関連技術の開発を進めるとも

に、その効果について適切に評価することが求められている。

これらのニーズに対応するため、調査・予測等の技術手法、環境保全対策の技術手法など、環境影響評価を支える技術手法のレビュー作業を継続的に行い、技術手法や知見の進展を環境影響評価制度の中に迅速に取り入れていくとともに、新しい関連技術手法の開発を図っていくことが必要である。

このような調査研究及び技術開発を総合的に推進するための方策としては、国が中心となって研究開発や技術レビューを行う体制の整備、個々に進められている調査研究の収集や情報整理の推進、研究者の支援などの方策が挙げられる。

なお、環境影響評価に関する調査・研究に関して、内外の制度には、制度上に位置づけている例もみられる。例えば、カナダでは、カナダ環境アセスメント法において設立された環境アセスメント庁の任務として、環境影響評価に関連する調査研究や関連技術等の開発の奨励を位置づけている。また、地方アセスにおいては、北海道条例、川崎市条例において、環境影響評価の手法の開発や調査研究の体制の整備を、知事等の責務としている事例がみられる。

4 まとめ

これまで、環境影響評価に関する内外の動向を概観し、環境影響評価をめぐる現状と課題を分析・整理した。以上を踏まえて、今後の我が国の環境影響評価制度のあり方を検討する上で重要と考えられるものについてまとめると、次のとおりである。

4-1 環境影響評価制度に関する内外の動向

昭和59年に行われた「環境影響評価の実施について」の閣議決定（閣議アセス）は、制定以来、10余年を経過し、その実績は着実に積み重ねられてきている。

閣議アセスは、多様な事業に関し包括的に環境影響評価手続を規定するものであるが、現在、公有水面埋立法、港湾法等個別法に基づく環境影響評価手続、通商産業省省議決定による発電所アセス手続、運輸大臣通達による整備五新幹線アセスの手続も行われている。

地方公共団体においては、平成7年7月末現在、都道府県・政令市計59団体中、条例制定団体6、要綱等制定団体44、計50団体が、独自の環境影響評価制度を有するに至っている。また、現在制度を持たない9団体においても、6団体で制度化の予定を有しており、当面制度化の予定がない3団体も環境基本条例等の策定を踏まえ、又は国の動向を踏まえて検討するとしている。このように、国における閣議アセスの導入の後、地方公共団体における制度化がほぼ全国的に広がり、定着してきている。

諸外国では、現在、OECD加盟国27カ国中、日本を除く26カ国のすべてが、環境影響評価の一般的な手続を規定する何らかの法制度を有するに至っている。その他の国においても環境影響評価制度の法制化は広がりを見せており、環境庁調査によれば、全世界で50カ国以上が関連法制を備えていることが確認されている。なお、近年諸外国では、政府機関が行う各種の政策立案、計画策定等についての環境影響評価の重要性が認識されつつあり、戦略的環境アセスメント（SEA）の概念のもとでその実施例がみられつつある。

国際条約・議定書、国際機構の決定・勧告・宣言、開発援助に際するガイドライン、海外での事業活動に際してのガイドライン等、国際的な取組においても、環境影響評価の考え方は、1980年代以降、定着してきており、また、近年では、各種条約・議定書にも具体的に取り入れられるようになってきている状況にあり、我が国としても対応を求められている。

4-2 早期段階での環境配慮と環境影響評価の実施時期

我が国の環境影響評価は、事業の立地地点や基本的諸元等事業の概略が固まった段階で、手続が開始されているが、この段階では環境影響評価の結果が事業内容の変更等に反映されにくい等の指摘がある。とりわけ、自然環境については、具体的な改変が行われてから

では、影響の修正や代償を行うことが困難であり、早い段階から調査を行い、対策を検討することが重要となる。一方、具体的な事業の諸元が明らかにされていない段階では、環境影響の調査・予測に限界が生じるため、効果的な環境影響評価を行うためには、環境影響評価手続が開始される前に、ある程度、具体的な事業の諸元が明確にされることが必要との要請がある。事業の熟度を高めていく過程は各事業種ごとに異なっており、最も適切に環境影響評価を行う時期を各事業種ごとに具体的に検討する必要がある。また、主要諸国や我が国の地方公共団体においては、環境影響評価準備書の作成のための調査を開始する前にスコーピング手続や環境影響評価の実施計画書の提出などの事前手続を導入することが広まりつつある。このような事前手続は、論点を絞り、効率的でメリハリの効いた予測評価や関係者の理解の促進、作業の手戻りの防止等の効果が期待されるとともに、調査の開始から準備書の提出までの間にはかなりの期間を要する場合もあり、提供された有益な情報がこの間に活用できることから、事業計画の早期段階での環境配慮に資することが期待される。一方、事前手続において、時間や事務量のいたずらな増大を懸念する指摘もある。また、用地取得の前に事業計画を公表することは、事業内容によっては、用地の取得を困難とし、地価の上昇を招くなど、国土が狭隘な我が国においては、結果として事業の遂行を困難にするという意見もある。

また、主要諸国においては、個別事業段階での環境影響評価については、経済社会の持続可能性の評価など社会経済活動に伴う環境影響の総体としての評価や累積的な影響の把握などに限界があることなどから、国際的には、上位計画や政策レベルでの戦略的環境アセスメントへの取組が進みつつある。このような国際的動向や我が国での現状を踏まえて、上位計画・政策段階での環境配慮方策を検討することが必要である。

4-3 対象事業

（対象事業を定める形式）

環境影響評価が必要な事業を限定列記する方式は、事業者に対して予見可能性を与えることができる。一方、環境影響の重大性は個別の事業や事業の行われる地域によって大きな差があることから、個別判断の余地を残さないことは、環境影響が重大な場合を見逃してしまうおそれがある。この点に関して、主要諸国においては、個別の事業ごとに、事業の内容、地域の特性等に関する情報を踏まえて、環境影響の程度を簡易に推定して、詳細な環境影響評価を実施する対象とするかどうかを、関係機関等への意見照会により判断する手続（スクリーニング）が取り入れられつつある。

（対象事業を選ぶ視点）

閣議アセスの対象事業は、①国が実施し、又は免許等により国が関与するもの、②規模が大きく、その実施により環境に著しい影響を及ぼすものという二つの視点で選定されている。①については、主要諸国のほとんどで国関与要件を備えているが、地方アセスでは、ゴルフ場やスキー場のように事業実施自体が法的な許認可等の対象にならない事業も対象

としている例がみられる。事業に係る既存の国の関与は必ずしも環境保全の観点から設けられているものではないため、既存の許認可の枠にとらわれずに、環境保全の見地から問題となりうる事業については、環境影響評価を行うこととするべきだとの考え方がある。この場合、既存の国の関与がない事業については、環境影響評価の適切な実施を期するため、当該事業に対する新たな監督・規制の仕組みが必要となる。一方、この点については規制緩和や地方分権の流れを踏まえて検討することが必要であり、国による許認可等の制度が備えられているものについて国が責任を負い、その他については国が殊更に関与を設けるべきではないとの考え方がある。②について、内外の制度を見ると、事業規模、地域特性、影響特性という三つの視点で対象事業が選定されている。閣議アセスについては、事業種ごとに規模要件が定められているが、地域特性を勘案した規模要件等は取り入れられていない。また汚染物質の排出等に着目した事業種の選定は基本的には行われていない。

（対象とする事業種と環境影響評価の実施状況）

閣議アセスにおいては、11の事業が対象とされ、平成6年度末までに279件の環境影響評価が実施されている。地方アセスにおいては、レクリエーション施設や廃棄物処理施設等、国の制度で対象としていない事業や、国の制度に比べ小規模なものも対象となっているが、その実施状況を見ると、ゴルフ場を中心とするレクリエーション施設の実施件数が最も多く、各種土地造成事業、道路事業などがそれに引き続いている。

我が国と欧米諸国の環境影響評価の実施状況は、母数となる事業の総数、社会経済情勢、さらには環境影響評価制度自体が各国で異なっているため、一概には比較できないが、各国の実施件数を国内総生産、人口、国土面積との比率で見ると、我が国は全体的にみればあまり高くない状況と言えそうである。

（国外での事業の扱い）

我が国の開発援助に際しての環境影響評価については、国際協力事業団等がガイドラインを策定して取り組んでいる。また、企業の海外進出に関しては、経済団体連合会が定めた地球環境憲章において、環境アセスメントを十分に行って適切な対応策を講ずるものとされている。主要諸国における自国の海外活動に関する環境影響評価の取扱としてはアメリカでは他の主権国の領土内でのNEPAの適用は極めて難しいとの解釈が通説となりつつある。カナダでは、各国の主権を尊重しつつ、カナダ環境アセスメント法の特例を設けることを検討中である。

4-4 評価対象

（評価対象等を定める形式）

閣議アセスでは、主務大臣が定めた技術指針に調査等の対象範囲が具体的に列挙され、

実際の予測評価は、各技術指針の枠内で行われている。一方、主要諸国では、制度上は調査等の対象とする環境要素やその範囲についてその選定の考え方や例示を示すことにより包括的に規定するにとどめ、具体的には各案件ごとにその特性に応じて絞り込んでいく手続（スコーピング）が広く取り入れられている。また、地方アセスにおいても、環境影響評価実施計画書の提出等を通じ、調査等を行う項目やその留意点等につき、事業者を個別に指導する機会を確保している例がみられる。このようなスコーピングの手続は、その地域において課題となる環境要素の範囲とそれぞれの重要度を早い段階から明らかにすることによって、論点が絞られたメリハリの効いた予測評価を行うことができる効果を有することが期待される。また、地域住民、専門家、研究団体等の意見・情報を予め幅広く収集しつつスコーピングを行うことにより、より幅広い情報をもとに調査等が実施できるとともに、関係者の理解が促進され、作業の手戻り等を防止することを通じて、無駄な作業を省いた効率的なアセスメントを行うことができることが期待される。一方、スコーピングにおいて、手続にいたずらに時間を要したり、公衆参加を求める場合に際限のない調査等の要求が出る等、かえって非効率となることを懸念する意見もある。

（評価対象の内容）

閣議決定要綱では、基本的事項により対象を典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染）及び自然環境保全に係る5要素（動物、植物、地形・地質、景観、野外レクリエーション地）に限っている。一方、地方アセス、発電所アセス及び整備五新幹線アセスでは、これら12要素以外に日照阻害、電波障害、風害、史跡・文化財、低周波空気振動、廃棄物、水象、気象等を対象としているものもある。国内の制度における対象の要素の列举方法としては、公害等に係る要素及び自然環境の保全に係る要素を並列に列举する「公害・自然区分型」、影響を受ける環境圏である「気圏、地圏、水圏及び生物圏」という区分の下に環境影響現象を列举する「環境圏区分型」がある。

近年、環境基本法の制定により、公害と自然という区分を超えた統一的な枠組みが形成されたこと、生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全、自然との触れ合いの場としての保全の視点が必要とされるようになってきたことなど、環境の保全に関する新たなニーズが生じてきている。また、地球の温暖化をはじめとする地球環境保全、廃棄物の発生の抑制などに関しても、環境の保全の対象として従前にも増して認識されてきた。さらに、生物多様性条約や気候変動枠組み条約への対応も必要となる。このような新たなニーズに適切に対応できるように、評価対象とする環境要素について検討することが課題となっている。

また、主要諸国において広く取り扱われている累積的影響については、①当該事業以外の活動による影響の重合、②汚染物質の環境中での蓄積や複合化による影響の発現、③温室効果ガス排出による気候変化などの地球規模の環境影響などを内容とするものである。このような累積的影響について、閣議アセスでは、①については、バックグラウンドの状況の調査・予測に含めて取り扱われている。また、②や③の場合は環境の状態を予測評価することが困難であるが、排出される汚染物質の量や資源・エネルギーの消費量等、算定

手法等の明確な指標により、環境への負荷段階の予測評価を行うことが可能な場合もあり、この点の取扱を検討することが必要となっている。

4-5 評価の実施

（評価書の作成主体）

閣議アセスでは、準備書や評価書の作成は事業者が行うこととされているが、このことについては、事業者自身の責任と負担で環境への影響について配慮することが適当であること、環境影響評価の結果を事業計画や環境保全対策等に反映できること等が理由とされている。主要諸国においても、アメリカでは連邦政府機関の責任のもとに環境影響評価書を作成することとされているものの、その他の国においては原則として事業者が環境影響評価書を作成することとされている。環境基本法は、このような状況を前提として、調査・予測・評価の主体は事業者であるとしている。事業者が、評価書を作成することとする場合には、作成主体以外の者による評価の審査等により、国民等からの信頼性を確保することが重要である。

（評価の視点）

国内の制度では、環境の保全上の支障を防止するという観点から、各環境要素毎に得られた予測結果を、あらかじめ事業者によって設定された環境保全目標に照らして事業者の見解を明らかにすることを、準備書・評価書における「評価」の内容とするという考え方が基本となっている。

環境保全目標については、環境基準値等具体的な数値を示す定量的な目標と、「著しい支障を生じないこと」等のように具体的な数値を示さない定性的な目標の二種類が用いられている。特に、自然環境要素では、多様な価値軸があり、しかも地域特性により価値付けが異なるような要素については、類型化され全国で一律に利用できるような尺度が求め難く、国内の制度では、3又は4段階のランク付けに応じた保全目標を設定して、評価を行っていることが多い。この際、生物の予測評価では、学術上重要な動植物の種及びその生息・生育環境の保全を重視してきており、景観及び野外レクリエーション地の予測評価では、既存法令等で保全されているものを重視してきている現状にある。

主要諸国の制度においては、我が国のように、「環境保全目標に照らして評価を行うこと」に類するような規定はみられず、評価の視点は、事業者がとり得る実行可能な範囲内で環境影響を最小化するものか否かという点に置かれている。実行可能な範囲内で環境影響を最小化するものであるか否かを判断する手法として、主要諸国ではどの代替案がより望ましいかという観点で実行可能な代替案の比較検討を取り入れている場合が多い。国内の制度においても、東京都、大阪府等の一部の地方公共団体において、代替案の検討に関する規定を、技術指針に取り入れているものがある。また、代替案の比較検討によらずに、事業者にとって実行可能な最善の努力が講じられているかどうかを判断する場合もある。

環境基準や行政上の指針値を環境保全目標とすることは、環境保全上の行政目標の達成に重要な役割を果たしてきた。一方、一定の目標を達成するか否かを評価の基準とすることについては、環境影響評価を一種の安全宣言的なものとし、恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷をできる限り低減しようとする自主的かつ積極的な取組に対するインセンティブが働きにくいという指摘がある。さらに、環境保全目標の水準を環境基準や行政上の指針値とすることについては、例えば現況で環境基準より清浄な地域において、そこまでは許容される汚染レベルととられることを懸念する指摘もある。したがって、主要諸国のように、実行可能な範囲内で環境への影響を回避し最小化するものであるか否かを評価する視点を取り入れていくことが必要との考え方がある。

また、生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全、自然との触れ合いの場としての保全や地球環境の保全など、環境基本法等によって認識されている環境の保全に関する新たなニーズについては、画一的な環境保全目標にはなじみ難い場合が多く、この観点から、個別案件に応じて、実行可能な対応がなされているかどうかを評価する手法の導入が効果的であるという考え方もある。これについては、実行可能な範囲であるかどうかを評価することが困難な場合、事業者に過度の負担が生じるのではないかと指摘がある。また、景観、自然との触れ合い等、環境に接する者の主観に依拠する環境項目については地域住民、学識経験者、関係機関等の意見を集約しつつ目標を形成するべきであるという考え方もある。

一方、主要諸国においてみられる代替案の検討については、立地決定の以前に代替案を含めて公表して議論を行うことは、我が国の場合、環境影響以外の利害を含んだ議論をより際だった形で誘発するおそれや事業内容によっては地域間の対立を生じ混乱を発生させるおそれ等から、実際問題として難しいという意見がある。これに対し、立地決定に至る過程で事業者によって複数の案が環境保全上の観点を含めて検討されることが必要であり、このため検討された代替案の内容、環境への影響等について、準備書等に記載することが重要であるという指摘もある。

なお、事業の公益性・社会的必要性等、環境の保全以外の観点に係る評価を併せて評価することも概念上考えられるが、主要な内外の環境影響評価制度においては、環境影響の一環として社会的・経済的影響等を取り扱う制度がみられるものの、事業自体の必要性を直接に評価する枠組みとなっているものは見あたらなかった。

（評価の前提）

環境影響評価が科学的知見に基づいて適切に行われるためには、環境影響に関する調査・予測・評価を行う技術手法が重要である。このような技術手法は近年さらに発展しており、その成果を環境影響評価において活用され、よりよい環境配慮が行えるよう、技術手法に関する情報の収集、継続的な評価及び検証、その結果の幅広い提供・普及に努めることが重要である。また、近年の環境保全行政の取り組みの拡充が反映されるよう、技術指針等での扱いを検討する必要がある。

対象事業による環境への影響を定量的に評価するためには、当該事業が行われる地域における環境の現況を調査し、当該事業以外の活動による環境影響を含んだ環境の状態（バックグラウンド）の推移を併せて予測することが一般に必要とされる。また、動物、植物等では、保全対象と同様なものの事業対象地域以外における分布やその将来動向が保全対象の価値付け、予測結果の評価において重要な意味を持っている。

このようなバックグラウンドの調査・予測については、事業者にとって困難である場合も多く、現況と同じと仮定することも多く行われているところであり、国あるいは地方公共団体による情報提供の一層の充実が必要とされている。

予測結果には、不確実性や情報の限界が伴うものであり、予測結果の正しい理解、影響の重大性や事後調査の必要性の判断等、意思決定における不確実性を適切に扱うために、不確実性の程度や内容を明らかにすることが重要である。このため、予測の不確実性を踏まえてこそ、信頼性の高い評価が可能となることを関係者が理解した上で、諸外国で見られるような、情報の不足や技術的困難点の評価書への記載、不確実性の要因の分析や感度分析の実施等の方法を検討する必要がある。

（環境保全対策の検討）

わが国の制度では、環境影響評価の手続の中に環境保全対策の検討が位置づけられているところであり、主要諸国の制度でも、環境への影響を緩和するための措置の検討が環境影響評価に含められている。例えば、アメリカでは、影響緩和手段の定義が置かれており、回避、最小化、修正、軽減、代償の順で緩和措置に優先順位を設けている。

環境保全対策では回避や最小化を優先すべきであり、損なわれる環境を他の場所や方策で埋め合わせを行うという代償的措置を検討する場合には、その内容を適切に評価することが求められる。このためには、他の優先すべき対策が困難であることを明らかにするとともに、保全または回復すべき価値に照らして失われる環境と創造される環境を総合的に比較し、評価することが求められる。

（準備書又は評価書の記載内容）

閣議アセスでは、準備書に必要な記載事項として、①氏名及び住所等、②対象事業の目的及び内容、③調査の結果の概要、④対象事業の実施による影響の内容及び程度並びに公害の防止及び自然環境の保全のための措置、⑤対象事業の実施による影響の評価を定めており、評価書に必要な記載事項としては、上記のほか、①関係地域内に住所を有する者の意見の概要、②関係都道府県知事の意見、③①及び②の意見についての事業者の見解を定めている。地方アセスにおいても、準備書の記載事項は、基本的に閣議アセスを踏襲したものとなっている。なお、東京都等においては、調査、予測等の委託を受けた者の氏名等についても記載を求めている事例がみられる。

一方、主要諸国においては、代替案の記載を求めるもの、不確実性の存在・情報の欠如に関する記載を求めるもの、事後のフォローアップに関する記載を求めるもの、調査等に從事した者の名前等の記載を求めるものがみられ、アメリカ、カナダ、E C 指令、イギリス、オランダ、フランス、イタリア及びドイツにおいては、平易な概要の記載を義務づけている。

準備書の表現内容等については、閣議アセスでも、わかりやすい記述を求めているところであるが、地方アセスにおいては、分かりやすい記述、概要版の作成、技術資料等の添付、出典の明記を求めている事例がある。主要諸国においては、アメリカでは、評価書のページ数の制限が設けられており、評価書は平易な文章で書くこと等、文章表現についての規定もみられる。さらに、アメリカ、イギリス、イタリアでは、付属資料やテクニカル・ドキュメント等の添付資料についての規定がみられる。

4 - 6 住民の関与

（住民関与の位置づけ）

閣議アセスにおいては、関係地域内に住所を有する者から、公害の防止及び自然環境の保全の見地からの意見を聞くこととされているが、意見の内容としては、生活体験に基づく地域の環境情報や環境影響についての懸念等が想定されており、事業そのものに対する賛否を問う趣旨のものではない。また、意見の提出・事業者による検討のプロセスを通じて、公害の防止等についての配慮が行われるとともに、関係住民の理解が深まることも期待されている。地方アセスにおいても、何らかの形で住民関与を定めており、準備書等について、住民が環境保全の観点から意見を述べることができる旨の規定が置いている制度が一般的である。主要諸国においても、中国を除き、住民関与が制度に位置づけられているが、この場合、環境影響評価は主に環境を配慮した合理的な意思決定のための情報の交流を促進する手段としてとらえられており、個別の事業等に係る政府の意思決定そのものへの住民の参画は環境影響評価制度とは別の制度で取り扱われていると考えられる。その位置づけとしては、公衆への情報提供、公衆からの情報収集、理解やコミュニケーションの促進などを挙げている制度がみられる。

（住民の意見を求める対象）

準備書に相当する文書への意見の提出機会を設けることは、環境影響評価手続の核となる部分であり、内外の制度では、中国を除きすべての制度でこの旨の規定がみられる。

事業者が調査・予測・評価を実施する前の段階については、主要諸国の中では、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスにおいて、公衆の意見の提出機会を認めている。また、地方アセスでは、埼玉県において、調査計画書に対する意見の提出を認めている。

また、閣議アセスでは、準備書に対する住民意見の提出の後に再度住民意見を求める仕組みにはなっていない。地方アセスにおいては、5団体において、準備書に対する知事又は市長の意見が出される前に、二回の住民意見の提出機会を設けている事例がある。主要諸国では、アメリカ、カナダにおいて、準備書相当文書への意見提出の後に、必要な場合に、再度、住民参加を求めることとしている例がみられるが、欧州の主要諸国においては、準備書・評価書という二段階の仕組みは設けられておらず、評価書について住民意見が述べられた後に、再度、意見を求めることはされていない。

（関係地域の範囲）

周知手続を行い、意見を求める関係地域の範囲は、閣議アセスにおいては、事業の実施が環境に影響を及ぼす地域であって、当該地域内に住所を有する者に対し準備書の内容を周知することが適当と認められる地域とされており、具体的には事業者が設定することとしている。一方、地方アセスにおいて、関係地域の設定方法を定めている団体では、その設定に当たって知事又は市長が関与している団体が大部分である。

周知手続を行う地域の範囲は、事業に関係する地域とするのが、内外の制度において一般的である。

意見の提出を求める者の範囲は、閣議アセスでは、関係地域内に住所を有する者とされている。その他の国レベルの制度でも、同様である。地方アセスでは、関係地域の住民に限って意見提出の機会を与えている団体が多いが、7団体は、誰でも文書での意見の提出ができることとなっており、2団体は、当該地方公共団体の住民なら誰でも意見の提出ができることとなっている。主要諸国の制度では、韓国を除き、意見提出者について、区域を明確に限定しない例がほとんどである。例えば、自然環境に係る情報など、地域の環境情報は、関係地域の住民のみではなく、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家や民間団体、関係地域に通勤する者、関係地域で産業活動やレクリエーション活動を行う者等によって、広範に保有されていることを考慮すれば、意見の提出者の範囲を限定しないことによって、有効な環境情報が収集できることが期待される。しかし、一方で区域を明確にしない場合、意見の件数が増加することにより事業者等においてその対応に多大な負担を要することを懸念する意見もある。

（住民への周知の方法）

閣議アセスの手続きの中では、準備書と評価書の公告・縦覧の主体は事業者とされている。ただし、公告・縦覧に当たっては、関係知事及び市町村長の協力を得ることとなっている。一方、地方アセスでは、準備書の縦覧の主体を知事又は市長とする団体が約半数みられる。主要諸国の中では、イギリス及びイタリアが、評価書等を作成した旨の公告等の主体を事業者としている一方、アメリカ、オランダ、フランス、ドイツ及び韓国では、所管官庁が、カナダでは、環境官庁が、公告等を行うこととされている。

準備書・評価書の公告・縦覧の主体については、閣議決定の形を取ることとなった際に、知事に義務づけることは法制的にできなかったため、閣議アセスでは事業者が公告・縦覧の主体となっている。手続の節目となる準備書・評価書の公告・縦覧については、地方公共団体が何らかの形で関与することで、住民に対する周知を効率的に行えること、手続の進行に関する信頼を得やすいこと等の効果が期待されるとの指摘がある。また、事業者自身が公告・縦覧を行うことによってこれらの効果は十分に確保できるとの指摘がある。

閣議アセスでは、環境庁局長通知において、準備書の公告は、住民が関与する手続が開始されることを告知するものであり、関係住民が通常その内容を知りうる方法により行われるものであるとされている。発電所アセスでは、新聞広告、電気事業者等の広報紙への掲載を、関係市町村の協力のもとに行われるその公報への掲載とともに行うこととされている。また、主要諸国では、準備書相当文書に関する公告について、ＥＣ指令、イギリス、オランダ、韓国、アメリカにおいて、新聞への公告の掲載等の手段を掲げる事例がある。

準備書・評価書の縦覧期間は、内外の制度において、概ね、１月～４５日程度となっており、閣議アセスにおける１月という準備書・評価書の縦覧期間は、概ねこの傾向に沿っている。

閣議アセスでは、事業者は、準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の説明会を開催することとされている。ただし、事業者の責めに期することができない理由で説明会を開催することができない場合は、他の方法による周知に努めることとなっている。

地方アセスにおいては、ほとんどの団体で準備書相当文書に係る説明会の開催規定が置かれており、その開催主体は、ほとんどの団体で事業者とされている。また、地方アセスでは、事業者による周知の方法について、１２団体で、事業者と知事（市長）との間で調整するための規定を有している。主要諸国においては、アメリカ、ＥＣ指令、韓国において、必要に応じた説明会の開催の規定がみられる。また、カナダでは、環境影響評価手続に関する文書への公衆の簡便なアクセスを公開登録台帳を通じて保証している。

（意見の提出方法）

意見の提出先は、閣議アセスにおいては、事業者となっている。地方アセスにおいては、事業者に提出することとしているのは、３５団体であり、知事又は市長に提出することとしているのは１１団体である。なお、事業者又は知事（市長）に提出とする事例もみられる。また、主要諸国においては、意見の提出先は、アメリカ、カナダ及びＥＣ指令のいずれもが、主管官庁等の公共機関とされている。ただし、韓国においては、意見の提出先は、事業者とされており、日本の閣議アセスに近い。

準備書に相当する文書に係る意見提出可能期間は、内外の制度において、概ね１月～４５日程度の期間が確保されており、閣議アセスにおける１月＋２週間という期間は、概ねこの傾向に沿ったものとなっている。

閣議アセスでは、書面による意見聴取を想定しており、公聴会の規定は設けられていない。地方アセスにおいても、書面による意見聴取が基本となっているが、約４割の団体において公聴会の規定が置かれている。また、主要諸国では、アメリカ、カナダ、イタリア、韓国、オランダにおいて、書面による意見提出の規定のほかに、公聴会の開催規定が規定されているが、すべての場合に公聴会を義務づけている例はオランダにみられるのみである。また、フランス、ドイツでは行政手続法等の他の法令の定めに従って公聴会を行うこととしている例もみられる。なお、公聴会において十分な議論がなされ、その機能を果たすためには、公聴会に参加する者がその趣旨を十分に理解することが必要であるとの指摘がある。

４－７ 評価の審査

（審査の主体）

閣議アセスでは、準備書は、地方公共団体のレベルで実質的に審査が行われ、関係都道府県知事意見として事業者には伝えられることとなる。評価書は、対象事業の免許等権者によって審査を受け、審査の結果は免許等に際し配意されることとなる。評価書の審査に当たって、環境庁長官が意見を述べている場合には、その意見に配意して審査等を行うこととされている。一方、主要諸国では、当該事業の免許等の権限を有する機関と環境担当機関の双方が審査に関与している場合がほとんどである。

閣議アセスでは既存の法的権限を変えないとの立場から全体が構成されていたため、環境庁に主体的な意見提出権限が与えられず、環境庁長官は、環境庁長官に評価書が送付され、かつ、主務大臣がその意見を求めた場合に、意見を述べることとされており、①免許権者等が都道府県知事であり評価書が知事のレベルに留まる場合、②主務大臣が環境庁長官の意見を求めない場合は環境庁は審査プロセスに参画しないこととなっている。これまで、環境庁長官に意見が求められた事例は２７９件中１６件である。

また、閣議アセスでは、国の機関の審査が行われる前に評価書が完成しており、環境庁長官の意見は、許認可等へ反映されるのみで、評価書の内容の改善には反映されないこととなる。この点について、閣議アセスの対象は国の関与があるものとされており全国的な視点からの意見も必要であることなどから、環境庁をはじめとする国の機関の意見を評価書の内容改善に反映させることができる手続とすることが望ましいとの考え方もある。一方、国の機関の意見を評価書に反映させることができる手続とすることに対しては、地域の環境の現況、地域の環境保全施策等に関する情報を豊富に有している地方公共団体が審査すれば十分であるとの意見もある。

（第三者機関等の関与）

閣議アセスでは、審議会等の第三者機関の関与は規定されていないが、発電所アセス、都市計画における環境影響評価、また、地方アセスの９割においては、審議会等第三者機

関の関与を設けている。環境部局における意見形成に際して、第三者機関や環境の保全に関する専門家の関与を求め、技術的・専門的事項について、環境保全の見地からの意見を聴取することは、環境影響評価手続の信頼性の確保に寄与するものと考えられる。また、主要諸国では、オランダ及びイタリアにおいて、環境影響評価書の審査のための第三者機関が設置されており、韓国では、専門家からの意見聴取の規定を有している。

（審査の視点）

閣議アセスでは、国レベルの審査は、「評価書の記載事項につき、当該対象事業の実施において公害の防止及び自然環境の保全についての適切な配慮がなされるものであるかどうかを審査する」こととしている。また、地方公共団体の意見は、公害の防止及び自然環境保全の見地からの意見を求めることとしている。発電所アセスでは、通産省が環境審査指針を明らかにしており、主要諸国では、アメリカ、オランダ等に置いて審査の基準を明らかにしている事例がみられる。審査の視点は、評価の視点に応じて適切に設けられることが必要となる。

4－8 許認可等への反映方法

閣議アセスでは、対象事業の免許等を行う者は、免許等に当たり、当該免許等に係る法律の規定に反しない限りにおいて、評価書の記載事項を審査し、その結果に配慮することとされている。なお、「当該免許等に係る法律の規定にかかわらず、当該規定に定めるところによるほか、当該審査の結果を併せて判断して当該免許等に関する処分を行うものとする」といういわゆる横断条項については、閣議決定の形をとることとなったゆえに、閣議アセスには盛り込まれていない。地方アセスにおいては、対象事業の許認可等を知事（市長）が行う場合に評価書の内容を配慮する旨の規定や、知事（市長）以外の許認可権者等に対し評価書の内容の配慮を要請する規定が広く置かれており、神奈川県条例に横断条項類似の規定がみられる。主要諸国においては、いずれの国においても許認可等の行政に反映させることとしており、イギリス、オランダ、アメリカ、カナダ、韓国等、主要諸国の環境影響評価関連の法規にはそのための条項を設けているものがみられる。

現行の閣議アセスは、行政指導によって実施された環境影響評価の結果を、許認可等に反映させる形となっているが、個々の許認可等を定める法令に環境の保全の観点が含まれておらず、かつ、許認可等を定める法令の定めに従う範囲で具体的に定められる審査基準にも環境の保全の観点を含めることができない場合等には、許認可等への反映に限界があり、このことは行政手続法の制定により、さらに明確にされている。

また、閣議アセスにおいては、環境影響評価の結果が、どのように許認可等へ反映されたかについては公表されていない。一方、アメリカ、カナダ、韓国の法規及びE C指令にみられるように、主要諸国では、環境影響評価手続を踏まえて行われる許認可等の決定に関し、その内容や条件等について公開する旨を環境影響評価手続の中に定める制度が多い。主要諸国の制度にみられるように、許認可等に当たって、国のレベルでの審査の結果等に

ついて、何らかの形で明らかにすることは、国民等の理解の促進に寄与するとともに、事業の実施前に行われる環境影響評価手続によって得られた情報と環境保全対策の実施等事業の実施後の対策の連携を明確にする効果を有するとの考えもある。また、許認可等への反映結果として公表する内容については十分検討する必要がある。

4 - 9 評価後の手続

（評価後の監視・調査等）

閣議アセスでは、事業着手後の手続については具体的に定められていないが、予測の不確実性に鑑み、影響の重大性や不確実性の程度に応じ、予期し得なかった影響を検出し、必要に応じて対策を講ずるため、工事中や供用後の環境の状態、環境への負荷、事業やその環境保全対策の実施状況を調査する事後調査が、内外で広く行われている。

事後調査は、評価書の内容について事後的に検証を図ることができる、予測し得ぬ要因による環境影響の回避や周辺住民とのトラブルの防止が可能となる、予測手法等の改善につながる、環境保全対策の実施状況や効果の確認が可能となるなどの観点から効果が期待できる。また、事後調査が環境影響評価において一体的に計画されれば、事後調査の実施を考慮した調査、予測、対策の内容の決定が可能となる。

一方、事後調査については、その目的、その調査手法や期間の考え方、事業主体が変更・消滅した場合の対応等を明確にする必要がある。

（事業内容の変更等の取扱い）

事業の内容に大幅な変更があった場合について、閣議アセスの体系においては、評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施しようとする場合は、軽微な変更をして実施される場合を除き、原則として再度環境影響評価の手続を実施することとされている。地方アセスにおいては、47団体において、事業内容が変更された場合の対応方針を有しており、その内容については、基本的に国制度と同様の取扱いをしている。また、主要諸国の制度においては、アメリカや韓国において、環境影響評価手続をやり直す場合又は補足を必要とする場合についての規定が置かれている。

環境影響評価書の作成後、事業が長期間未着工である場合、その期間に環境自体にも変化が生じ、予測評価の前提がくずれることが予想され、環境影響評価手続の一部又は全部について再び行う「再評価」の必要性を検討することを求めている制度もみられる。閣議アセスにおいては、事業が長期間未着工の場合の再評価の仕組みは設けられていないが、地方アセスにおいては、事業が長期間未着工の場合の取扱いに関し、5団体で、知事又は市長が必要に応じて手続の一部又は全部を再度実施することを求める旨の規定を設けている例がみられる。一方、主要諸国においては、オランダ環境管理法とアメリカの環境諮問委員会の質疑応答集において再評価に関連する規定がみられるが、その他の主要諸国では関連規定はみられない。

4-10 国と地方との関係

（国の制度における地方公共団体の役割）

閣議アセスの手續において地方公共団体は、地域の環境保全に関する事務を所掌し、地域の環境について広範な情報を保有する立場から、準備書に意見を述べ、関連情報を提供するとともに、関係住民への周知手段を有し、その利用の便宜を図れる立場から、公告、縦覧及び説明会の手續に協力することが期待されている。閣議アセスにおいては、閣議決定という形式のため、準備書及び評価書の公告・縦覧等の事務は、都道府県知事の事務として位置づけるのではなく、これらは事業者が行い、地方公共団体はそれに協力する立場とされている。ただし、この点については、地方分権の動きに留意しつつ検討する必要がある。なお、閣議アセスにおいて、都市計画に係る場合は、都市計画決定権者がこれらの事務を行うよう指導されている。

（国の制度と地方公共団体の制度との関係）

閣議アセスは、地方公共団体における環境影響評価条例等の制定を妨げるものではないが、手續の二度手間を避ける観点から、地方公共団体に閣議決定手續との整合性を図るよう求めている。

地方アセスにおいては、同一の事業に閣議決定要綱手續をはじめとする国制度と地方制度手續が重複してかかる場合の調整、国又は特殊法人が行う事業についての調整、都市計画における環境影響評価についての調整が、条例・要綱の規定に基づき、あるいは実態的に広く行われているが、国の制度が行政指導にとどまっているため、その調整に統一的なルールがなく、また、案件により複数の手續が重複して行われる場合もあり、国の制度と地方の制度の分担・調整のあり方について検討することが課題となっている。

国の制度と地方の制度の分担・調整のあり方の検討に当たっては、地方分権推進法において示されている考え方や、地方公共団体において、地方公共団体の主体性と自主性を尊重し地方公共団体の制度が後退することのないように配慮すべき等の意見が多くみられていること、地方公共団体において独自の制度化がほぼ行き渡ったという状況の変化等を踏まえて検討することが必要となる。

4-11 環境影響評価を支える基盤の整備

（環境影響評価に関連する情報提供）

閣議アセスの体系においては、国又は地方公共団体による情報の提供に関する具体的な施策は制度上に位置づけられていないが、主要諸国の中には、カナダにおいて、評価書等の資料の収集、記録、保存、提供等のための仕組み（公開登録台帳）を制度上に位置付けられている例がみられる。また、地方アセスにおいては、知事等の責務として、情報の収

集・整理・提供を規定している例がみられ、地方公共団体によっては、条例等の規定に基づき、情報の提供に関する具体的な措置を講じている場合もある。

国あるいは地方公共団体による適切な情報の提供は、①事業者による適切な調査・予測・評価の実施、②住民による適切な意見の形成、③地方公共団体における適切な審査の実施等の観点から重要である。具体的には、①累積的な環境影響を評価するためのバックグラウンド濃度や他の事業者による事業計画等に関する情報の提供、②生物の生息状況等多様な自然環境の現状に関する情報の提供、③過去の環境影響評価事例に関する情報の提供、④新しい調査予測手法等環境影響評価の技術手法に関する情報の提供等を推進することが重要である。また、国が保有している情報や事業者等の民間が保有する情報で評価書等に記載されていないものにも、環境影響評価に有益なものがあるが、それぞれバラバラに保有されていたりすることから活用できない場合があるとの指摘もあり、これらについて、情報源情報を整備するとともに、可能なものは収集・整理・公開を進めていくことが重要である。さらに、我が国からも技術や知見を、諸外国へ提供していくことが重要である。

上記の諸点を考慮しつつ、事業者、関連機関、国民等の情報へのアクセス性の向上を図るため、関連する情報の所在についての情報源情報の整備、環境影響評価書及びその関連資料を含めた環境影響評価事例に関する情報、事後調査結果、生物の分布や生態に関する情報、予測に必要な原単位や排出量等の情報をはじめとした情報を国が中心となって組織的に収集、整備及び提供することが必要である。

（環境影響評価に関わる信頼性の確保）

環境影響評価において、科学的かつ合理的な調査が的確に行われるとともに、その結果が国民等から信頼性されることも重要である。

環境影響評価において、具体的な調査等を受託するコンサルタントや調査会社によってより質の高い調査・予測が行われるためには、幅広い知識と技術を備えた調査等の従事者の育成、確保を図ることが重要である。また、環境要素の内容によっては、調査が可能な者の所在やその能力の把握が課題となっており、このため、環境影響評価に係わる人材に係る情報の提供等の方策も考えられる。さらに、環境影響評価に係わる人材の能力の確保のためには研修等の推進が重要である。

国民等からの信頼性の向上に資する制度としては、①環境影響評価の調査等に従事する者や組織に関する資格制度、②調査等に従事した者の名前等を評価書に記載すること、③関連する情報へのアクセスを提供することなどがあげられる。

（環境影響評価を支える調査研究・技術開発）

生物の多様性や生態系の保全の必要性、地球環境の保全の必要性、累積的影響の予測の必要性など、高度化、複雑化する環境影響評価をとりまくニーズに効果的に対応できるよう、環境影響評価の調査予測等の技術手法の開発・改良が必要となっている。また、複雑な条件下の問題や特定の場の固有の問題に関する調査予測等の手法については、従来より、その開発が望まれている。さらに、従来から用いられてきている調査予測等の技術手法に

については、精度や信頼性の向上、利用性や効率性の向上のため、さらなる改善が必要である。調査・予測等の技術手法に加えて、環境保全対策に係わる技術についても、関連技術の開発を進めるとともに、その効果について適切に評価することが求められている。これらのニーズに対応するため、調査・予測等の技術手法、環境保全対策の技術手法など、環境影響評価を支える技術手法のレビュー作業を継続的に行い、技術手法や知見の進展を環境影響評価制度の中に迅速に取り入れていくとともに、新しい関連技術手法の開発を図っていくことが必要である。

4-12 今後の検討の方向

我が国において環境影響評価は、すでに多くの実績が積み重ねられる中で環境配慮が促進されるなど相応の機能を果たしており、環境の保全を図る上で重要な施策となっている。しかしながら、我が国の制度には、内外の制度をめぐる課題について分析整理を行った本調査研究において明らかにしたように、今後検討することが必要な課題が数多く存する状況にある。

このような状況を踏まえ、本研究会の成果を活用しつつ、法制化も含め、今後の環境影響評価制度のあり方について、具体的な検討が進められることを期待するものである。

資 料 目 次

資料 1	国レベルの主要なアセス制度の基づく環境影響評価の数	1
資料 2	現行の都道府県・政令市の環境影響評価制度の制定時期	2
資料 3	都道府県・政令市における環境影響評価制度一覧	3
資料 4	都道府県・政令市における環境基本条例にみる環境影響評価関連規定	4
資料 5	諸外国における現行の環境影響評価関連主法令の制定年次	7
資料 6	OECD加盟国における環境影響評価制度名及び制定年	8
資料 7	諸外国における環境影響評価制度の類型	9
資料 8	EU加盟国における戦略的環境アセスメントの実施例	10
資料 9	主要諸国における環境影響評価制度の概要	12
資料 10	環境影響評価に関する国際的取組一覧	14
資料 11	国際文書のうち環境影響評価手続に関する規定を有するものに係る特徴	15
資料 12	事業実施の流れと環境調査等の実施状況	16
資料 13	主要諸国におけるスクリーニングの概要	18
資料 14	地方アセスにおける対象事業一覧	20
資料 15	地方アセスにおいて地域要件を加味して対象事業の規模を定めている例	24
資料 16	地方アセスにおいてその他の要件を加味して対象事業の規模を定めている例	25
資料 17	閣議アセスの対象事業とその規模要件一覧	26
資料 18	国制度に基づく環境影響評価対象事業量と全体事業量の比較	27
資料 19	環境影響評価対象事業の平均規模と平均的な事業規模の比較	29
資料 20	閣議アセスの対象外事業種をその対象としている地方アセスの状況	31
資料 21	地方公共団体における環境影響評価の実施件数	33
資料 22	主要諸国での対象事業	34
資料 23	閣議アセス対象事業種とほぼ同じと考えられる事業種別の規模要件の比較	35
資料 24	我が国と欧米諸国の環境影響評価の実施状況の比較	38
資料 25	住民等との紛争が生じた開発事業	39
資料 26	主要諸国におけるスコーピングの概要	40
資料 27	地方公共団体における環境要素マトリックスの例	41
資料 28	国及び地方公共団体の制度において原則として予測・評価の対象とされている 環境要素	48
資料 29	国内の制度における環境影響評価の対象要素の設定類型	49
資料 30	環境影響評価の対象となる環境要素	50
資料 31	主要諸国における環境影響評価における環境要素	51
資料 32	環境基準等の設定状況	52
資料 33	自然環境保全に係る環境保全目標の例	53
資料 34	主要諸国における代替案の検討状況	54
資料 35	主要諸国における不確実性や情報の限界の考慮	56
資料 36	主要諸国における評価書等の記載内容一覧	57
資料 37	意見の提出者を広く認めている地方アセスにおける準備書等への意見提出状況	59
資料 38	地方アセスにおける準備書の公告・縦覧の実施者及び期間	60
資料 39	地方アセスにおける評価書の公告・縦覧の実施者及び期間	61
資料 40	意見書の提出先が知事又は市長の場合の手続	62
資料 41	各種環境影響評価制度での準備書相当文書への意見提出可能期間一覧	63
資料 42	アメリカ環境保護庁による「環境影響評価書のランク付けシステム」	64
資料 43	環境庁長官意見（東京湾横断道路）	65
資料 44	国内で実施された環境影響評価事例における事後調査の実施状況（平成6年）	66
資料 45	地方アセスにおける国の制度との調整方法	68
資料 46	地方アセスにおける国等が行う事業に関する調整方法	69
資料 47	地方アセスにおける都市計画決定手続との調整方法	70

資料1 国レベルの主要なアセス制度のに基づく環境影響評価の数

(昭和61～平成6年度：9年間)

閣議決定要綱に基づく環境影響評価の数

事業	年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	計
道路		1	10	20	16	44	51	*16	8	22	*188
高速自動車国道			3	16	3	16	40	2	1	9	90
都市内自動車専用道路		1	1		2	4	2	6	2	4	22
一般国道			6	4	11	24	9	8	5	9	76
ダム		1			3	2		1	4		11
放水路									1		1
飛行場			1		2	1	1		1	5	11
埋立		1	3	2		4	1	3	2	7	23
下段は廃棄物で内数(注2)		1		1				3		2	7
廃棄物最終処分場(注3)		1	1	1			1	1	1	1	7
土地区画整理(注4)			1	3	1	5	2	*10	6	8	*36
新住宅市街地開発			1							1	2
工業団地造成							*1				*1
流通業務団地							*1				*1
住宅・都市整備公団(注5)				(1)		(1)		(4)		(3)	(9)
地域振興整備公団(注6)			(1)	(1)		(2)	(1)		(3)	(1)	(9)
小計		4	17	26	22	56	*57	*30	23	44	279

個別法等に基づく環境影響評価の数

発電所	6	2	2	2	3	4	7	6	6	38
火力発電所	2		2	2	2		4	3	5	20
地熱発電所	1				1	1	3	1	1	8
原子力発電所	3	1						1		5
水力発電所		1				3		1		5
港湾計画	26	24	26	23	21	26	30	24	19	219
公有水面埋立(注7)	7	4	4	1	2	6	2	0	8	34
整備五新幹線(注8)	5	0	0	0	0	0	3	0	0	8
小計	44	30	32	26	26	36	42	30	33	299

(注) 1：*は2つの事業が併合実施されたものであり、計では1件としている。

2：埋立用材に廃棄物を含むものについては内数に記載した。

3：陸域の廃棄物処分場事業。

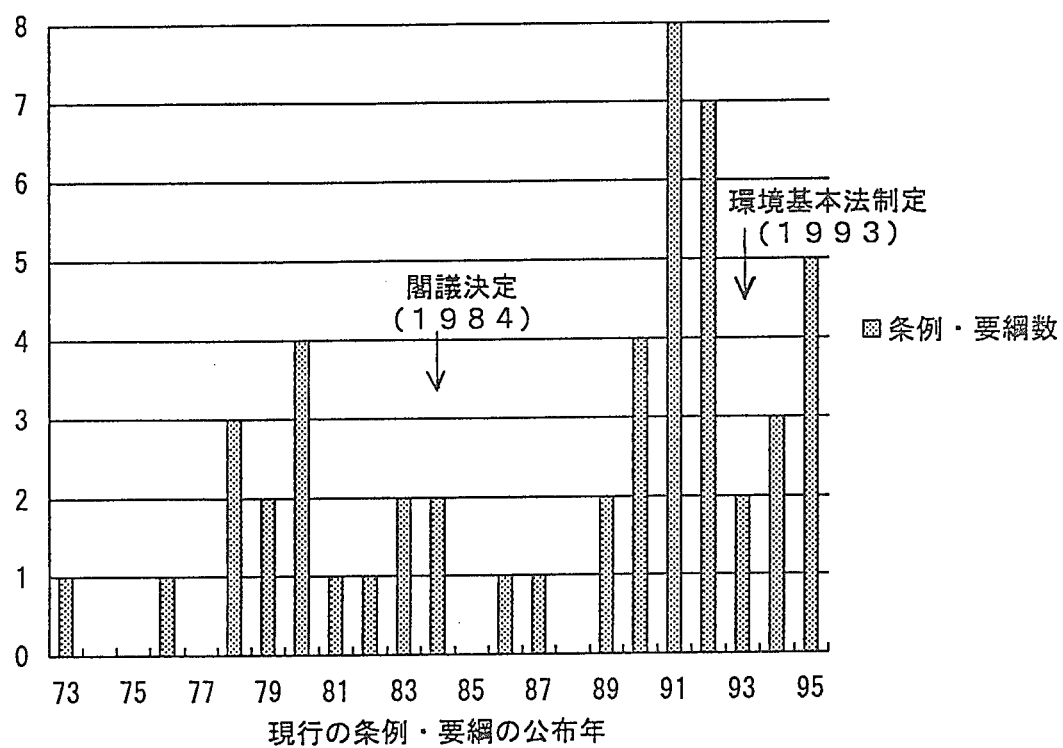
4：土地区画整理には、住宅・都市整備公団及び地域振興整備公団施行を含む。

5、6：住宅・都市整備公団及び地域振興整備公団は、土地区画整理の再掲(内数)。

7：環境庁長官の意見が求められたものを記載した。

8：都道府県別環境影響評価報告書(一部変更を含む)の数を記載した。

資料2 現行の都道府県・政令市の環境影響評価制度の制定時期



資料3 都道府県・政令市における環境影響評価制度一覧

(平成8年5月末日現在)

	地方公共 団体名	名 称	公 布 年月日	施 行 年月日
条 例	北海道	北海道環境影響評価条例	S 53. 7. 19	S 54. 1. 18
	埼玉県	埼玉県環境影響評価条例	H 6. 12. 26	H 7. 12. 1
	東京都	東京都環境影響評価条例	S 55. 10. 20	S 56. 10. 1
	神奈川県	神奈川県環境影響評価条例	S 55. 10. 20	S 56. 7. 1
	岐阜県	岐阜県環境影響評価条例	H 7. 3. 23	H 8. 4. 1
	川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例	S 51. 10. 4	S 52. 7. 1
要 綱	青森県	(注)		
	岩手県	(注)		
	宮城県	宮城県環境影響評価要綱	H 5. 7. 30	H 5. 11. 1
	秋田県	秋田県環境影響評価に関する要綱	H 6. 3. 28	H 6. 10. 1
	山形県	山形県環境影響評価指導要綱	H 3. 12. 18	H 4. 4. 1
	福島県	福島県環境影響評価要綱	H 3. 6. 1	H 3. 7. 1
	茨城県	茨城県環境影響評価要綱	S 58. 4. 1	S 58. 10. 1
	栃木県	栃木県環境影響評価実施要綱	H 3. 3. 1	H 3. 4. 1
	群馬県	群馬県環境影響評価要綱	H 3. 4. 1	H 3. 10. 1
	千葉県	千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱	S 55. 12. 4	S 56. 6. 1
	新潟県	新潟県環境影響評価要綱	H 3. 4. 1	H 3. 8. 1
	富山県	富山県環境影響評価要綱	H 2. 6. 11	H 2. 10. 1
	石川県	石川県環境影響評価要綱	H 7. 4. 4	H 7. 10. 1
	福井県	福井県環境影響評価要綱	H 4. 11. 13	H 4. 12. 1
	山梨県	山梨県環境影響評価等指導要綱	H 2. 9. 1	H 2. 12. 1
	長野県	長野県環境影響評価指導要綱	S 59. 1. 5	S 59. 4. 1
	静岡県	静岡県環境影響評価要綱	H 4. 7. 15	H 4. 11. 1
	愛知県	愛知県環境影響評価要綱	S 61. 3. 31	S 61. 10. 1
	三重県	三重県環境影響評価の実施に関する指導要綱	H 6. 5. 31	H 6. 6. 1
	滋賀県	滋賀県環境影響評価に関する要綱	S 56. 3. 16	S 56. 3. 16
	京都府	京都府環境影響評価要綱	H 元. 5. 1	H 元. 9. 1
	大阪府	大阪府環境影響評価要綱	S 59. 2. 20	S 59. 4. 2
	兵庫県	開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に関する要綱	S 54. 3. 5	S 54. 4. 1
	和歌山県	和歌山県環境影響評価指導要綱	H 4. 7. 1	H 5. 1. 1
	鳥取県	鳥取県環境影響評価実施要綱	H 3. 11. 15	H 4. 2. 15
	島根県	島根県環境影響評価実施要綱	H 3. 4. 30	H 3. 8. 1
	岡山県	岡山県環境保全に関する環境影響評価指導要綱	S 53. 12. 28	S 54. 1. 1
	広島県	広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱	S 57. 12. 25	S 58. 4. 1
	山口県	山口県環境影響評価等指導要綱	H 2. 4. 1	H 2. 10. 1
	徳島県	徳島県環境影響評価要綱	H 4. 8. 25	H 5. 2. 1
	香川県	香川県環境影響評価実施要綱	S 58. 9. 16	S 59. 3. 16
	愛媛県	大規模開発行為に関する指導要綱	H 3. 8. 21	H 3. 8. 21
	高知県	高知県環境影響評価等指導要綱	H 元. 3. 31	H 元. 10. 1
	福岡県	福岡県開発事業に対する環境保全対策要綱	S 48. 4. 2	S 48. 4. 2
	佐賀県			
	長崎県	長崎県環境影響評価事務指導要綱	S 55. 7. 1	S 55. 8. 1
	熊本県	(注)		
	大分県	(注)		
	宮崎県	宮崎県環境影響評価要綱	H 4. 4. 1	H 4. 10. 1
	鹿児島県	鹿児島県環境影響評価要綱	H 2. 12. 3	H 3. 4. 1
	沖縄県	沖縄県環境影響評価規程	H 4. 9. 18	H 5. 2. 1
等	札幌市			
	仙台市			
	仙台市	千葉市環境影響評価の実施に関する指導要綱	H 4. 4. 1	H 4. 4. 1
	横濱市	横濱市環境影響評価要綱	H 7. 7. 1	H 7. 7. 1
	名古屋市	名古屋市環境影響評価指導要綱	S 54. 2. 5	S 54. 4. 1
	京都市	京都市環境影響評価要綱	H 5. 10. 20	H 6. 4. 1
	大阪市	大阪市環境影響評価要綱	H 7. 7. 14	H 7. 10. 1
	神戸市	神戸市環境影響評価要綱	S 53. 7. 20	S 53. 7. 20
	広島市	広島市環境影響評価要綱	H 7. 1. 1	H 7. 4. 1
	北九州市	北九州市環境管理計画運用指針	S 62. 1. 13	S 62. 1. 13
	福岡市			

条例6団体、要綱等44団体、計50団体(都道府県41団体、政令指定都市9団体)

(注): 本表では、次の定義のすべてに該当するものを環境影響評価制度とした。

- 環境に影響を及ぼすおそれがある事業の実施に当たって、あらかじめ事業者が環境影響の調査、予測及び評価を行う制度であること。
 - 環境に影響を及ぼすおそれがある事業一般を対象としようとする制度であって、制度の名称、目的等が特定の事業に限定されたものではないこと。
 - 条例又は要綱等に基づく制度であること。
- なお、本表で空欄となっている県市のうち、青森県、岩手県、熊本県及び大分県は、ゴルフ場等の特定事業に限定された制度を有している。

資料4 都道府県・政令市における環境基本条例にみる

環境影響評価関連規定

(平成7年12月末現在)

(1/3)

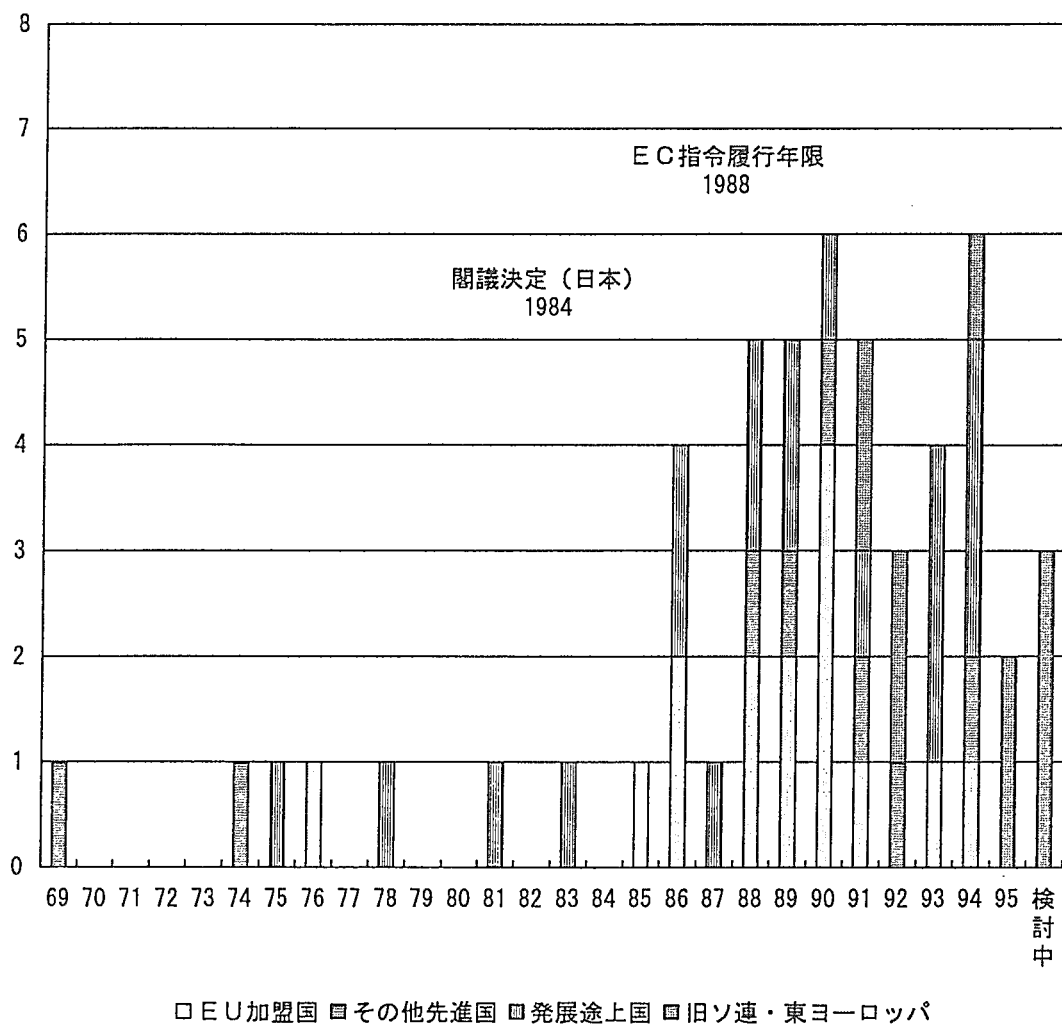
環境基本条例における環境影響評価に関する規定	
宮城県 7.03.17	第11条 環境影響評価の推進 ・県は、土地の形状の変更、工作物の設置等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
埼玉県 6.12.26	第12条 環境影響評価の推進 ・県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
千葉県 7.03.10	第11条 環境影響評価の措置 ・県は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画し、又は実施する事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響を自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるように必要な措置を講ずるものとする。
東京都 6.07.20	第11条 環境影響評価の措置 ・都は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。
新潟県 7.07.10	第12条 環境影響評価の推進 ・県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
福井県 7.03.16	第13条 環境影響評価の推進 ・県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
岐阜県 7.03.23	第13条 環境影響評価の推進 ・県は、土地の形状の変更、工作物の建設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る影響への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創出について適正に配慮することを推進することため、必要な措置を講ずるものとする。 第14条 環境への配慮の推進 ・県は、開発事業者が、その事業の実施に当たり、環境への配慮が必要と認められる事業について開発事業者が配慮すべきものとして県が定める事項に即し、自ら積極的に環境を保全し、及び創出することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
愛知県 7.03.22	第11条 環境影響評価の推進 ・県は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

	環境基本条例における環境影響評価に関する規定
三重県 7. 03. 15	第11条 環境影響評価の促進等 ・県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
大阪府 6. 03. 23	第11条 環境影響評価の実施のための措置 ・府は、土地の形状の変更、工作物の設置等の事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
兵庫県 7. 07. 18	第19条 環境影響評価 ・県は、土地の形質の変更、工作物の新築等の事業を行う事業者が、当該事業の実施に当たり当該事業に係る環境への影響について、あらかじめ、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全と創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
広島県 7. 03. 15	第11条 環境影響評価の推進 ・県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、かつ、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する必要な措置を講ずるものとする。
香川県 7. 03. 22	第12条 環境影響評価の推進 ・県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
札幌市 7. 12. 13	第10条 環境影響評価の措置 ・市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。
千葉市 6. 12. 21	第19条 事業者による環境影響評価に係る措置 ・市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者が事業の実施前に環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。
横浜市 7. 03. 24	第21条 開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進 ・環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。 第22条 開発事業等の確定に係る環境影響評価の推進 ・大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。
川崎市 3. 12. 25	第12条 環境調査 ・市は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、第10条第2号（環境施策に関すること）及び第3号（その他環境行政の総合的推進に関すること）に規定する事項について総合的調整を行う場合は、調整会議において、環境に係る配慮が十分になされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査（以下「環境調査」という。）を行う。

	環境基本条例における環境影響評価に関する規定
大 阪 市 7. 03. 16	第12条 環境影響評価 ・本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
神 戸 市 6. 03. 31	第20条 環境影響評価の推進 ・市長は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たって、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮すること（以下「環境影響評価」という。）が、健全で快適な環境を確保する上で極めて重要であることから、環境影響評価を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- （備考） 1 地方公共団体名の欄の年月日は、条例の公布年月日を示す。
- 2 上記地方公共団体のほか、熊本県が環境基本条例を制定（2. 10. 02）しているが、環境影響評価に関する規定は設けられていない。
- 3 現在、6 道府県（北海道、群馬県、京都府、滋賀県、岡山県及び高知県）において環境基本条例の検討が行われている。

資料5 諸外国における現行の環境影響評価関連主法令の制定年次



出典：諸外国の環境影響評価制度整備状況調査結果報告書（環境庁／平成7年9月）に最新情報を加え作成

資料6 OECD加盟国における環境影響評価制度名及び制定年

主法令 制定年	国 名	制 度 名 (*主法令 ¹⁾)
1969	アメリカ	* 国家環境政策法
1974	オーストラリア	* 環境保護（計画影響）法
1976	フランス	* 自然保護法
1985	ベルギー	* ワロニア地域の環境影響の評価に係る組織令（南部ワロニア地域） ²⁾
1985	ベルギー	* 環境ライセンス令（北部フランドース地域） ²⁾
1986	オランダ	* 環境管理法
1986	スペイン	* 環境影響評価に関する法
1988	イギリス	* 都市・農村計画（環境影響評価）規則 ³⁾
1988	イタリア	環境省設置法 * 環境適合性認可規則
1988	スイス	環境保護法 * 環境影響評価に関する政令
1988	メキシコ	エコロジカルバランス及び環境保護に関する一般法 * 環境影響評価に関する規則
1989	アイルランド	* EC（環境影響評価）規則 ³⁾
1989	デンマーク	* 環境保護法改正法
1990	ギリシア	環境の保護に関する法律 * 省令69269/5387及び省令75308/5512
1990	ドイツ	* 環境影響評価法
1990	ノルウェー	計画及び建築法 * 環境影響評価に係る規則
1990	ポルトガル	* EC指令を履行するための政令法
1990	ルクセンブルク	* 危険な、汚い、有害な施設の管理に係る法律
1991	スウェーデン	* 環境保護法改正法
1991	ニュージーランド	* 資源管理法
1992	カナダ	* カナダ環境影響評価法
1992	ベルギー	* 環境影響評価に関する政令（首都ブリュッセル地域） ²⁾
1992	チェコ	* 環境影響評価法
1993	オーストリア	* 環境影響評価法
1993	トルコ	環境法 * 環境影響評価令
1994	フィンランド	* 環境影響評価手続法
1994	アイスランド	* 環境影響評価法
1995	ハンガリー	環境保護に関する一般規定法 * 環境影響評価の対象活動及び関連行政手続の詳細規定に関する政令

注 1) 環境影響評価の具体的手続を定める法令を主法令とした。

2) ベルギーでは三つの地域において、それぞれ独立した環境行政が行われており、各制令は、当該地域での法律に相当し、単独で法的強制力を持つものである。

3) イギリス及びアイルランドにおいては、EC指令を根拠として、法的強制力を有する規則を定めることができることとされている。

資料7 諸外国における環境影響評価制度の類型

	調査対象国全体	うち OECD 加盟国
a 環境に関する法律に基づき環境影響評価の一般的な手続きを規定している国	4 5	2 4
a－1 環境影響評価に関する単独の法律を制定している国	1 4	1 0
a－2 環境に関する基本的な法律を根拠として、下位の法令を整備する等により、環境影響評価を実施している国	3 1	1 4
b 都市計画・建築法等の中で環境影響評価の一般的な手続きを規定している国	4	2
c a と b の混合型	2	2
d 環境影響評価に関する一般的な手続きを規定する法令を持たず、主に、行政指導によって、環境影響評価を実施している国	7	1
e 現在、制度を有しない国	5	0
e－1 検討中の国	3	0
e－2 検討中である旨の情報を得られなかった国	2	0

(注) ベルギーは、北部フランダース地方、南部ワロニア地方、首都ブリュッセル地域がそれぞれ独立の外交権及び環境法制定権を有するため、便宜上、3つの独立の制度を持つ国として扱っている。

出典：諸外国の環境影響評価制度整備状況調査結果報告書（環境庁／平成7年9月）に最新情報を加え作成

資料8 EU加盟国における戦略的環境アセスメントの実施例

国名	政策、計画、プログラム（以下PPP）レベルでの環境への影響の評価に関する規定	何らかの評価規定が現に適用されている分野
アイルランド	1978年の政府決議によれば、PPP策定にあたって環境への影響を考慮する規定は存在する。実際の運用面に関する詳細については情報が得られていない。地方自治体は開発、その他の計画策定にあたっては、環境への影響を考慮するよう規定されている。	原則として、国家レベルでは全ての分野が対象となる。また、土地利用計画、廃棄物処理、水質に関しては地域レベルで適用
イギリス	現在、国レベルでは法律によるSEAの規定は存在しない。環境影響評価関連法規は事業レベルを対象とするものに限定されている。国レベルでは、環境への考慮を国の政策、および政策策定の手続きに折り込むべく、法的措置以外の様々な方策が取られている。（例えば、全ての政府省庁は、閣議および行政委員会に提出する提案文書に、適宜、提案内容が環境に及ぼす損失と利益を必ず明示するよう徹底しなければならない。）また、各省庁には「グリーン長官」を置き、当該省庁の政策、方針に環境への考慮が反映されるようにしなければならない。さらに、右の分野の一部では、PPPレベルでの環境への配慮が非常に大枠で規定されているような法規が種々存在し、それらは官庁の回覧文書や指導要項を通じて、より具体的な規定として中央あるいは地方行政レベルに徹底されている。PPPレベルでの環境評価の実施を強化するための動きがでてくるのに加え、今後とも新たな提案がでてくる可能性が高い。	原則として、主に法規定以外の施策によるもので、国レベルでは全ての分野が対象。さらに、下記分野の一部では、政府の各レベルで、環境評価が法により規定されている。分野は、運輸、水源、廃棄物処理、産業、土地利用計画。
イタリア	国家レベルではSEAに関する法規は存在せず、現行の環境影響評価制度の適用範囲は特定分野の事業に限られている。原則として環境省設置法の第2条が、環境長官に一部の国家的計画について環境評価を行なう権限を与えているが、実際の運営上は上手くいっていない。かなりの分野では、何らかの形で環境評価が計画策定段階での手続きに組み込まれている。しかし、特定分野では（例えば、土地利用やエネルギー計画）、制度がうまく整っていない。自治体によっては、独自のEIA法規の枠組みでPPPの環境評価の規定を取り入れているものもある。なお、現在二つの事業関連法案が提出されている。ひとつは国家レベルを対象とし、他方は地域レベルを対象としたもので、85/337/EEC法令で取り上げられている分野の計画、プログラムについては環境評価を適用していくことを提案している。	詳細は不明であるが、PPPの存在する全ての分野で、何らかの（多くの場合、非常に僅かの）環境評価に関する規定が存在する。
オーストリア	現在、PPPは明白な環境評価の対象とはほとんどになっていないが、環境への影響をある程度考慮に入れるような計画策定手続きは、様々な分野で存在している。新環境影響評価法は、事業レベルでの評価にとどまっている。	エネルギー、運輸、観光、水源、廃棄物処理、土地利用計画、林業
オランダ	環境管理法と環境影響評価令のもとでは、右にあげた分野の特定の計画にはEIAの手続きが適用される。また、現行の土地利用に関する諸手続でも環境への影響に対する考慮が組み込まれている。さらに、環境テストも提案されており、承認されれば、国の政策策定の段階で、環境に対する影響への体系的な考慮が義務づけられることになる。	農業、産業、エネルギー、運輸／インフラ、観光、水源、廃棄物処理、土地利用計画
ギリシア	現行制度では事業レベルのみ。PPPレベルでの環境評価は、どの分野においてもしっかりと規定になっていない。EUの資金援助を受けた計画、プログラムの環境評価の適用に関する情報は得られていない。	詳細不明
スペイン	現在、国レベルでは法律によるSEAの規定は存在しない。環境影響評価関連法規は事業レベルを対象とするものに限定されている。国レベルでのPPPの環境評価は非常に限られたものである。例外は、広範な土地が対象となるか、環境に直接係わる内容であるような特殊な場合である。しかし17の自治地域のうち7つの自治地域では、特定のPPPに関しての環境評価を地方制度で規定しており、1地域を除き、地方の環境影響評価制度の一部として規定が盛り込まれている。（対象分野は右を参照）（EUの資金援助のもとでの開発プログラムについての環境評価に関する情報は含まれていない。）将来的には、政府の適当なレベルで、農業、林業、エネルギー、水源、産業、運輸、観光、土地利用計画、沿岸開発の分野において、計画、プログラムレベルの環境評価を盛り込む可能性がある。	土地利用計画（5自治体） 廃棄物処理（3自治体） 農業（2自治体） 運輸、産業、エネルギー、観光（1自治体） 林業、自然保護、鉱物資源管理、インフラ

国 名	政策、計画、プログラム（以下 P P P）レベルでの環境への影響の評価に関する規定	何らかの評価規定が現に適用されている分野
スウェーデン	国家資源管理法、その他関連法規のもとで、下記の場合に何らかの環境評価の義務規定がある。林業委員会の施策、地方市政のエネルギー計画、国と地域の道路計画、特定の地方土地利用計画。	エネルギー、運輸、土地利用計画、林業
デンマーク	首相官房指令(the Prime Minister's Office Circular)(1993年)において、環境に大きな影響を与えると考えられる政府提案については、必ず S E A を行なうべく明記されている。現行法規は、ほとんどのものが事業レベルのものにとどまっているが、土地利用計画策定、ならびにその他いくつかの分野の P P P に関しては、環境への影響を考慮に入れるための規定が古くからある。	事実上、1993年規定の手続きが全ての分野で適用される。
ドイツ	現行の連邦法規では、主に事業レベルを対象とするにとどまっているが、右に列挙する分野に関する法規には環境への影響に対する考慮を義務づける条項が盛り込まれている。さらに、1975年の環境影響評価に係る閣議措置は事業レベルだけを対象にしていたわけではなく、従って、一部の P P P もその適用を受けた。特定の条件下では、P P P の環境影響評価が行政区、地方自治体レベルでもおこなわれるが、今回の調査ではこの詳細については入手できていない。	農業、産業、運輸、水源、廃棄物処理、土地利用計画、自然保護
フィンランド	現行の政府法規と州会議の決議によると、国家レベルの P P P では全ての分野において、環境への影響についての略式評価が義務づけられている。地域的な計画やプログラムに関しても、環境への影響が大きいものについては、環境への配慮が行なわれなければならない。土地利用計画と廃棄物処理については、改定済みの分野別の法令で、より具体的な規定がなされている。さらに、1994年環境影響評価法では、環境に大きな影響が生ずるおそれのある計画、プログラムについて環境評価が義務づけられている。	国家レベルでは、全てが適用対象。地域開発、土地利用計画、廃棄物処理に関しては、それぞれ、具体的な規定あり。
フランス	現行の環境影響評価制度では、ほとんどの規定は事業レベルのものに限られていた。主として特定の地域土地利用計画がこの例外となっていたが、しかし、1990年以降はフランス議会の議決により、全ての法案について、環境への負荷が高すぎず、安全であることを示さなければならなくなっている。また、最近の1993年の法令では、特定の条件下では計画全体の環境影響に関する見解書の提出が義務づけられるようになった。それよりもやや緩やかな環境評価規定が、さらに広範な分野の P P P に適用される。より正式な環境影響評価手続の適用範囲を拡大する可能性について研究が行なわれている。	正式な環境影響評価手続は一部のみに適用されている。大部分の分野に対しては、緩やかな規定が適用されているが、詳細は定かでない。
ベルギー	環境への影響についての考慮は、地方自治体レベルでは、様々な分野である程度は行なわれており、主に、計画、プログラムのレベルで適用されている。ベルギーの現行の環境影響評価制度については、ほとんどが事業レベルを対象とするものである。（部分的な例外としては、主にブリュッセル地域で行われている制度を挙げることができる。）フランドース地方では、P P P の環境影響評価に関する条項を盛り込んだ新しい条例の法案ができている。	農業、土砂採取（フランドース） エネルギー、運輸（ブリュッセル） 水源、廃棄物処理、土地利用計画（ブリュッセル、フランドース）
ポルトガル	現在、法律による S E A の規定は存在しない。現行の法規の適用対象は事業レベルに限られている。地域、地方レベルの土地利用計画、国家レベルのエネルギー計画策定、ならびに産業廃棄物処理に関する国レベルでの管理体制の分野では、P P P レベルでの環境評価の法規定が存在する。また、構造資金援助申請のために E U に提出された投資プログラムには、多少ながら環境評価の要素が組み込まれている。S E A に関する、法的、行政的な動きは当面はなさそうである。	エネルギー、土地利用計画、廃棄物処理、E U の資金援助のもとでの国レベルの開発計画
ノルウェー	現在、法律による S E A の規定は存在しない。現行の法規の適用対象は事業レベルに限られている。新たな油田掘削と石油産出、ならびに水源管理計画の分野に関しては、それぞれ別個の法のもとで、E U レベルを対象に、ある種の環境評価が規定されている。また、行政手続により、年度予算案に関して一種の環境評価が行なわれる場合もある。北欧諮問委員会の枠組みのもとに、S E A の研究が行なわれており、この問題への関心が寄せられている。	水源、油田掘削／石油産出 なお、やや緩やかな規定が他の分野にも適用されている。
ルクセンブルク	現行の法規は、主に事業レベルでの環境評価を規定している。	

（出典）Norman Lee and Joanna Hughes "Strategic Environmental Assessment Legislation and Procedures in the Community" Final Report (EIA Centre University of Manchester, March 1995)

資料9 主要諸国における環境影響評価制度の概要

	アメリカ	カナダ	E U	イギリス	オランダ
根拠法令	1969年に制定された国家環境政策法（NEPA：National Environmental Policy Act）は、法制度として、世界で初めて環境影響評価制度を導入した。具体的な手続については、1978年に、環境諮問委員会により、NEPA施行規則が作成されている。	従来閣議決定及びガイドライン命令により実施してきたが、1992年にカナダ環境影響評価法を制定した。同法は、1995年1月より施行されている。	ECは、1985年6月「一定の公的及び私的事業の環境影響評価に関する理事会指令（以下、EC指令）」を採択し、各加盟国は、1988年までに適合するよう措置を講ずることとされた。EC指令は、枠組としての性格を有し、詳細の自主性は各加盟国にかなり。注2）	EC指令を受け、個別の許認可法体系の中に組み込んで対応している。都市・農村計画（環境影響評価）規則（1988年）等の17の個別規則を制定した。都市・農村規則は、環境影響評価実施件数が多い（全体の6割）、重要なものである。以下の項は、都市農村規則の説明である。	EC指令を受け、1986年環境管理法に環境影響評価を組み込む形で制度化した。1987年に環境影響評価令を制定し運用を開始した。1993年にスクリーニング手続の導入などの改正を行っている。
対象事業	人間環境の質に著しい影響を与える法案の提出及びそのを他の主要な連邦政府の行為を対象としている。評価書を作成すべき活動、環境影響がほとんどないと考えられる行為の基準は、各連邦機関が個別に定めている。	次のいずれかに該当する事業が対象となる。①連邦政府が事業の提案者となる場合、②連邦政府が行う場合、③事業のために連邦政府が管理する土地又はその利用権を売却、賃貸等する場合、④連邦政府が許認可等を行う場合	原油精製施設、高速道路等9種を、必ず環境影響評価が必要とする。また、農業、採掘業など12種を、加盟国の判断により環境影響評価を行う。附属書II事業として指定。	都市・農村計画規則では、EC指令に対応して、必ず環境影響評価が必要な附属書I事業（高速道路等9種）、重要な環境影響がある場合に行う附属書II事業（農業等12種）を指定している。	必ず環境影響評価が必要な附属書C事業（幹線道路、ゴルフ場等27種）、個別にスクリーニングを行う附属書D事業（森林伐採、高架電線の架設等30種）を評価令で指定している。
評価項目	評価書の内容として、提案行為の環境影響、代替案等が盛り込まれる。また、評価項目を定めるためのスコアリングが個別案件毎に行われる。	評価書の内容として、事業による環境影響、公衆の意見、環境保全対策等が盛り込まれる。具体的には、個別案件毎に主務省庁がスコアリングで提示する。	最低限必要な情報として、事業の説明、環境保全対策、環境影響を評価するための必要なデータ、わかりやすい要約が挙げられている。	事業者と地方計画庁との事前協議の中で個別案件毎に、実態的に、スコアリングを行い、評価項目に係る調整を行っている。	個別案件毎に、EIA委員会、公衆、アドバイザーの意見を聴き、所管省庁がスコアリングがトランを指示することにより、決定される。
実施主体	連邦政府機関（申請を行う民間事業者に情報を提出させる場合がある。）	連邦政府機関が環境影響評価が行われることを確保する。	事業者が環境影響評価に必要な情報を提出する。	事業者が実施する。	事業者が実施する。
手続のフロー	まず、簡易な環境評価書（EA）を作成し、環境影響が著しいと判断する場合には、詳細な環境影響評価書（EIS）を作成する（スクリーニング）。評価書案は、法的権限及び専門知識を有する政府機関並びに環境保護庁（EPA）の審査を受けることとなっている。	対象事業の規模等により、詳細度の異なる3つ（スクリーニング、クラススクリーニング、包括的調査）のいずれかの環境影響評価を実施する。包括的調査は環境アセスメント庁が審査する。さらには詳細な検討が必要な場合には調停又は委員会審査などの公開審査を受ける。注1）	加盟国に、一定の公的・民間事業について事業承認を与える前に、環境影響評価の実施を行い、関係のある公衆の意見聴取等について規定を義務づけている。	事業者は、地方計画庁、自然保護委員会等法定協議機関と任意に相談して環境評価書を作成し、開発申請と同時に地方計画庁に提出する。地方計画庁は、公衆や法定協議機関からの意見を踏まえ、開発許可の可否を判断する。	事業者は、所管官庁が作成したスコアリングがトランに沿って評価書を作成し、所管官庁に提出する。評価書は、公衆、環境省・農業省のアドバイザー、EIA委員会によって検討され、これらを踏まえ所管官庁が許認可を決定する。モニタリングも義務づけられる。
公衆関与	スコアリング等の早い段階から必要に応じ公衆関与が図られる。評価書案は縦覧され、公衆の意見が聴取される。必要があれば公聴会も開催される。	スクリーニングの場合、主務省庁が必要に応じ公衆の意見を求める。包括的調査の場合、環境アセスメント庁が審査の際に公衆の意見を聴取する。調停には関係者が参加し、委員会審査の際には公聴会が開かれる。	評価書等の環境情報が一般に利用できるようにし、関係する公衆が事業が開始される前に意見を表明する機会が与えられるように、加盟国が規定を整備することを求める。	事業者が評価書を公開する。意見のあるものは誰でも地方計画庁に文書で意見を提出できる。場合によっては公聴会も開催される。	スコアリングがトラン作成の段階と評価書審査の段階で何人も所管省庁に意見を提出できる。評価書の審査の段階では、公聴会が開催される。
実績	EAは、最近では年間3～5万件と大量に作成されている。EPAにファイルされたEISは、案も含めて1991年までに約2万件に達する。施行当初は年間2000件ほどであったが最近では400件前後（対象事業件数は約200件）となっている。	法律は1995年1月に施行されたばかりで、まだ実績はない。旧ガイドライン命令による実施件数は、初期アセスメント（現行スクリーニングに相当）が年間4000～5000件程度。詳細調査（包括的調査に相当）がその10%程度であったといわれる。	1993年に公表された、「EC指令の実施状況報告書」によれば、すべての加盟国が何らかの措置をとっているとされている。	1988年7月から1993年12月までに提出された評価書は1547件で、年平均約310件が提出されている。うち約60%が都市農村計画規則によるものである。	1987年9月から1994年まででは500件以上の環境影響評価の手続がとられ、200以上の環境影響評価書が審査されている。

注1）カナダにおいては、スクリーニングとは、主務省庁による比較的簡易な環境影響評価を指し、環境影響評価の必要性を判断するスクリーニング制度とは異なるものである。また、クラススクリーニングは、環境アセスメント庁が認定するモデル報告書を用いて、手続を簡略化するものである。

注2）ECでは、スクリーニングやスコアリングの概念を導入すること等を内容とする改正案が1994年に提出され、1995年12月にEU環境大臣理事会で合意された。1998年1月の施行される予定。

	フランス	イタリア	ドイツ	中国	韓国
根拠法令	1976年の自然保護法第2条で規定し、1977年の自然保護法第2条施行令で具体的手続を定めている。1993年に施行令をEC指令に従うように改正された。	EC指令を受け、1986年に環境省設置法に環境影響評価が規定された。1988年に環境適合性認可規則、環境影響調査書の作成及び環境適合性判断の形成に関する技術的規則が制定された。注3)	従来閣議決定や個別法の許可手続の規定により実施してきたが、1990年にEC指令を国内法化する統一的な法律として環境影響評価法が制定された。	1979年に制定された中華人民環境保護法(1989年全面改正)に環境影響評価が規定された。評価手続等については1981年に制定された基本建設項目環境保護管理弁法に規定され、その後、1986年に建設項目環境保護管理弁法として全面改正され強化された。	1981年の環境保全法の改正により環境影響評価の実施が規定され、1990年に制定された環境政策基本法に引き継がれた。その後、1993年に環境影響改正が行われ評価法が制定された(基本法の関連規定は削除)。
対象事業	原則次の3つの事業が対象となる。①公共事業、②公的機関の許認可を必要とする民間事業、③都市計画決定。さらに、施行令により事業が分類され、免除されるもの、簡易な環境影響説明を義務付けるもの、フルスケールの環境影響調査を義務付けるものがある。	EC指令に対応して、必ず環境影響評価が必要な付属書事業(高速道路等9種)とダム事業を対象としている。その他特定地域の開発事業に関して特別法により実施されるものがある。	環境影響評価法は付属書において、長距離道路、産業設備の設置等42事業について義務付けている。	中国国内の工業、交通、水利、商業、衛生、文化・教育、科学技術、観光、地方公共事業等における環境に影響を及ぼす建設事業、技術改良事業、地域開発事業に対し適用される。	環境影響評価法には、都市の開発等16の対象事業を規定し、さらに施行令で59種類の事業を具体的に対象規模を含め定めている。
評価項目	評価書の内容としては、事業の選択理由、影響の防止・緩和・補償措置等が挙げられている。	評価書の内容としては、環境影響の回避、モニタリング計画等が挙げられている。環境影響評価の範囲についてはEIA委員会委員の概略的審査がなされ事業者意見が提出される。	具体的な評価項目は、事業者と所管官庁との討議によるスコーピングにより決定される。	評価書の内容としては、環境監視体制の提案、環境影響についての簡単な費用便益分析等が挙げられている。	評価書の内容としては、事業計画に対する代替案がある場合にはその分析・評価をすす行う。具体的な評価項目について環境処長官が重点項目を定めることができる。
実施主体	事業者が実施する。	事業者が実施する。	事業者が実施する。	事業者が実施する。ただし環境影響評価の作業は資格を有する者が行う。	事業者が実施する。ただし環境処長官が指定した環境影響評価代行者に代行させることができる。
手続のフロー	事業者は、施行令に従い、環境影響調査又は簡易な環境影響説明を実施し、報告書を許認可機関に提出する。許認可機関は、公衆の意見、環境大臣の意見を参考にして、事業の許認可の決定を行う。	事業者は、環境影響調査書を環境省に提出する。環境省は、EIA委員会に審査を依頼する。EIA委員会は、地方自治体や公衆の意見を考慮に入れ、環境との両立性に関する判断を行う。環境省はEIA委員会の報告を踏まえ、環境の両立性に関する最終決定を行う。	事業者は、環境影響評価書を所管官庁に提出する。所管官庁は、公衆からの意見等を踏まえ、環境影響に関する総合的な報告を作成し、環境影響を評価し、許認可の決定に当たり考慮に入れることとされている。	建設事業のフェーズビリティ調査期間中に、大・中規模の事業は詳細な環境影響報告書を作成、小規模な事業は簡単な環境影響報告表に記入を行う。環境影響評価の実施前に、計画書を作成し環境保護部局の承認を得る。報告書(表)は所管官庁の予備審査、環境保護部局の審査承認を受ける。	事業者は、評価書を承認機関に提出する。承認機関は環境処と協議し、その内容を事業計画に反映されるよう必要な措置を講じて、許認可等を行う。環境処は、協議内容の履行のため工事中止等要請することができる。工事中止命令に違反した場合には罰則が設けられている。
公衆関与	事業が公聴手続法の適用を受ける場合は公聴会の中で行われる。適用を受けない場合には住民に告知され、協議の要請があれば、協議が行われる。	環境影響調査書の提出は、事業者により新聞に発表される。その後30日以内に市民は環境省、文化遺産省、州政府に意見書を提出できる。火力及びガスタービン発電所については公聴会が行われる。	所管官庁は行政手続法に従い、縦覧、公聴会の開催、意見の提出等を行う。	制度上は住民手続はないが環境影響調査の過程等で住民の意見を聴くことがある。	事業者は、評価書の作成に当たり、説明会又は公聴会を開催し、関係地域の住民の意見を集約し評価書に記載することとなっている。
実績	年間5000～6000件程度の環境影響調査を実施している。その内3分の2が民間事業所、3分の1が公的機関によるものである。(簡易な影響説明は2倍程度と予想される)	1989年～1993年までにEIA委員会が担当した環境影響評価は104件が審査され、21件が審査中であった。	環境影響評価の運用主体は州政府であり、実施数の公式推定値は存在しないが、事業の大幅な変更の対象となっているため多いと考えられる。	1992年度における全国の建設事業約59000件中、約36000件について環境影響評価を実施した(環境影響報告表を含む)。	1982～1991年末までに869件実施した。近年は、都市開発、特にアパート、マンションの建設に関するものが増えている。

注3) イタリアでは、1990年に環境影響評価法案が国会に提出されたが、1995年の政権交代により自然消失した。

資料10 環境影響評価に関する国際的取組一覧

年	名 称	種 別	7条7号手続規定	日本の関与
1974	OECD・環境政策宣言	勧告・宣言		○
1978	UNEP・共有天然資源の利用に関する行動原則	勧告・宣言		○
1979	OECD・環境に重大な影響を及ぼす事業の影響評価に関する勧告	勧告・宣言	○	○
1980	世界銀行等・経済開発に関する環境政策手続宣言	開発援助		—
1982	国連海洋法条約	条約・議定書		○
1982	世界自然憲章	勧告・宣言		○
(1984 「環境影響評価の実施について」 閣議決定)				
1984	世界銀行・環境に関する政策及び手続	開発援助		—
1985	OECD・開発援助プロジェクト及びプログラムの環境影響評価に関する理事会勧告	開発援助	△(対象事業)	○
1985	OECD・多国籍企業行動指針解釈	海外活動		○
1986	OECD・開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境影響評価の促進に必要な措置に関する理事会勧告	開発援助	○	○
1987	UNEP・環境影響評価の目標と原則	勧告・宣言	○	○
1988	JICA・分野別(環境)援助研究会報告書	開発援助	○	●
1989	環境配慮のためのOECDガイドライン	開発援助		●
1989	世界銀行・環境評価に関する業務指令書	開発援助	○	—
1989	OECD・二国間及び多国間援助機関におけるハイレベルの意志決定者用のチェックリストに関する理事会勧告	開発援助		○
1990	ECE・ベルゲン宣言	宣言・勧告		—
1990	経団連・海外進出に際しての環境配慮事項	海外活動		●
1991	世界銀行・環境評価に関する業務指令書の改定	開発援助	○	—
1991	越境環境影響評価条約	条約・議定書	○	—
1991	環境保護に関する南極条約議定書	条約・議定書	○	○
1992	生物多様性条約	条約・議定書		◎(批准)
1992	気候変動枠組み条約	条約・議定書		◎(批准)
1992	環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言	宣言・勧告		○
1992	森林原則声明	宣言・勧告		○
1995	環境配慮のためのOECDガイドライン(第二版)	開発援助	△(対象事業)	●

注) 日本の関与の項の凡例

○・・制定に当たって日本に加盟国等として関与の機会が与えられたもの

—・・制定に当たって日本に関与の機会が与えられていないもの

●・・我が国の国内の機関等によるもの

資料11 国際文書のうち環境影響評価手続に関する規定を
有するものに係る特徴

年	名 称	種 別	スクリーニング	スコoping	代替案	モニタリング
1979	OECD・環境に重大な影響を及ぼす事業の影響評価に関する勧告	勧告・宣言			○	○
1986	OECD・開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境影響評価の促進に必要な措置に関する理事会勧告	開発援助	○	○	○	○
1987	UNEP・環境影響評価の目標と原則	勧告・宣言	○	○	○	○
1988	JICA・分野別（環境）援助研究会報告書	開発援助	○	○	△注)	○
1991	世界銀行・環境評価に関する業務指令書（改訂版）	開発援助	○	○	○	○
1991	越境環境影響評価条約	条約・議定書	○		○	○
1991	環境保護に関する南極条約議定書	条約・議定書	○		○	○

△・・・計画案の比較検討との文言がある。

資料12 事業実施の流れと環境調査等の実施状況

(1/2)

	第二東名自動車道	東京湾横断道路	思川開発事業	斐伊川放水路事業
3 9			予備調査着手	
昭和 4 0				
4 1				
4 2				
4 3				
4 4			実施計画調査移行	
昭和 4 5			水資源開発基本計画掲上	
4 6				
4 7			<u>環境調査</u>	
4 8			地下水 河川流量 気象	
4 9				
昭和 5 0				
5 1		路線調査・構造検討		工事実施基本計画の改定
5 2		<u>環境調査</u> 大気質 騒音 潮流 水質 生物等		
5 3		現況解析 影響予測		
5 4				
昭和 5 5			動物(追加)	実施計画の決定 <u>環境調査</u>
5 6				動植物 地盤沈下 地形・地質
5 7			水質(追加)	大規模工事 の採択
5 8				
5 9			建設採択	
昭和 6 0				設計協議開 始
6 1		準備書作成		
6 2		評価書作成・一般有料道 路認可・環境追跡調査		
昭和 6 3	概略設計・ <u>環境基礎調査</u>		水資源開発基本計画変更	
平成 元		工事着手		
2				
3				
4	予測・評価			
平成 5	都市計画案・準備書作成		準備書・評価書作成	準備書・評価書作成
6	評価書作成・都市計画決 定		水資源開発基本計画変更 公団へ事業実施方針指示	設計協議完了
平成 7				

——— は、環境調査

	北陸新幹線	中城湾港公有水面埋立	和泉コスモポリス	横浜火力発電所
39				
昭和40				
41				
42				
43				
44				
昭和45				
46				
47				
48	整備計画の決定、ルート			
49	選定、地形・地質調査、 概略設計、 <u>環境調査</u>			
昭和50	↓			
51				
52		港湾計画新規策定		
53				用地取得交渉
54				
昭和55				
56	↓	港湾計画改訂	実現性の調査検討開始	
57	駅・ルートの概要公表 準備書作成			用地売買契約締結
58				
59				
昭和60	評価書作成			
61		<u>現況調査</u> (水質・底質)		
62		騒音 振動 河川水質 野鳥 潮流		
昭和63		トカゲハゼ 生態系調査	<u>環境調査</u>	横浜市等へ計画提示・調 整・ <u>現況調査</u>
平成元	工事実施計画認可(高崎 ～軽井沢)・工事着手	港湾計画改訂 ↓ 準備書作成	↓	↓ 準備書作成・電調審
2				
3	工事実施計画認可(軽井 沢～長野)・工事着手	評価書作成・公有水面埋 立免許出願・工事着工	都市計画案・準備書作成 ↓ 評価書作成・都市計画決 定	評価書作成 許可手続 工事着工
4				
平成5				
6				
平成7				

_____は、環境調査

資料13 主要諸国におけるスクリーニングの概要

国	スクリーニングの概要
アメリカ	連邦政府が行うあらゆる政策、事業の実施、許認可及び補助金の交付が対象となるが、あらかじめ連邦政府機関が定めた除外リストにあてはまるものは、原則として除かれる。また、環境保護庁（EPA）が環境保全のために策定する施策はNEPAの適用が原則として除外され(functional equivalency)、個別法に除外規定がある場合等にもNEPAは適用除外となる。なお、当該連邦行為が環境影響評価の対象になるか否かは、その目標を達成するための1つの以上の代替案について判断が可能な計画段階においてなされる（NEPAR規則第1508条第23項）。 行為が除外されない場合は、環境影響評価書が必要かどうかを検討するために、予備的な環境影響評価（EA）を行う（いわゆるスクリーニング手続き：NEPA規則第1508条第9項）。その結果、主導連邦機関が環境への影響がないと判断する場合、その旨を宣言する簡易な図書(Finding of No Significant Impact, FONSI) が作成され、公表される（公示により集まった意見により、主導連邦機関は環境影響評価書を作成するかどうかの判断を変更することができる）。
カナダ	連邦政府が提案する事業、財政的支援、管理又は利用する土地の売却及び賃貸等の他、CEAAの施行規則の法律リストに掲げられた許認可が環境影響評価の対象となる（ただし、施行規則の除外リストに掲げられた事業については除く）。環境影響評価の実施にあたっては、主務省庁が施行規則の包括調査リスト等に従い、スクリーニング、クラススクリーニング等の簡易な手法を用いる事業、包括的調査（詳細な環境影響評価）を行う事業との仕分けを行っている。 なお、CEAAにおける事業とは、建設・供用・解体・廃棄等の「物理的作業」(physical work)、または物理的作業に関係しない「物理的行為」(physical activity：施行規則の対象リストで規定) と施行規則で定義している。
EC指令	対象事業を環境影響評価の必要性に応じて2つに分類（付属書IとII）している。付属書Iの事業は必ず評価の対象となり（第4条1項）、付属書IIの事業は、「加盟国がその性格上必要と考える場合」に対象となる（第4条2項）。 加盟国は、どの事業を対象とすべきかを定めるために事業のタイプの特定化、あるいは判断基準や対象規模を設定できるとしている。（第4条2項） なお、改正案では、付属書IIの事業について、環境影響評価が必要な場合の基準を明示、およびこの基準をふまえて加盟国がスクリーニングを行うという手続きの明確化を規定している。
イギリス	都市・農村計画規則では、対象事業が、環境影響評価が必ず必要な事業（付属書1事業）と、環境に著しい影響を及ぼすと判断される場合に必要となる事業（付属書2事業）に分類されている。事業者は、実施する事業が付属書1または2に該当するかどうかを判断するが、事業者はこの点について地方計画庁に見解を求めることができる（都市・農村計画規則第5条第1項）。その場合には、事業者は、事業の実施個所を明示した図面や事業の概要、目的、考えられる環境への影響などの資料を地方計画庁へ提出する（都市・農村計画規則第2項）。 見解を求められた地方計画庁は、事業者との合意がない限り3週間以内に見解を示すこととされている（都市・農村計画規則第5条第4項）。地方計画庁は、当該事業による環境影響評価が必要という判断をした場合には、理由を付した文書で見解を示さなければならず、事業者がこれに不服がある場合には、担当大臣（イングランドでは環境大臣）に申し立てを行うことができる（都市・農村計画規則第5条第6項）。

国	スクリーニングの概要
オランダ	環境影響評価令において具体的な対象事業が定められているが、それらは、 ・ 付属書C事業（幹線道路建設、パイプラインの敷設等27種69の公共・民間事業） ・ 付属書D事業（森林伐採、食品工場設置等、30種68の公共・民間事業） に分類されている。前者については必ず環境影響評価を実施する事業とされている。後者については、事業者の届け出を受け所管官庁（許認可官庁）が下記の基準をもとに、環境影響評価の実施の必要性について判断している。 ・ 事業の性質と規模 ・ その地点における他の事業との累積的影響 ・ 当該地域または周辺地域に、特に重要な地域、既に環境が汚染されているまたは汚染されつつある地域の有無 ※判断用のチェックリストが用意されている。
フランス	自然保護法により、環境影響評価の対象となるのは、原則として以下の3つの事業である（自然保護法第2条）。 ・ 公共事業 ・ 公的機関の許認可を必要とする民間事業 ・ 都市計画決定 さらに、これらの事業は、自然保護施行令第3条、第4条及びその付属書I～IVによって、想定される環境への影響の程度や性質に応じて次の3つに分類され、それぞれレベルの異なる環境影響評価手続きが義務づけられており、事業者が判断している。 ①環境影響評価の手続きが免除される事業 ②環境説明（簡易な環境影響評価）の手続きを義務づけられる事業 ③影響調査（フルスケールの環境影響評価）の手続きを義務づけられる事業
イタリア	スクリーニングに関する規定はない。 環境適合性認可規則により、事業が具体的に定められている。
ドイツ	環境影響評価法では、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業計画を環境影響評価の対象としており（連邦環境影響評価法第3条）、具体的な施設等を指定している（産業設備の設置等16事業種）。 なお、新規の事業だけでなく、環境に大きな影響を与えるような事業の大幅な変更も対象となり、環境影響評価の必要性は、以上を考慮して事業者が判断している。
中国	環境影響評価の形式には、簡単な環境影響報告表と環境影響報告書の2種類が予定されている。 環境影響がかなり小さい大規模・中規模の事業、一定金額を超える技術改良事業は、省の環境保護部局の同意を得て、環境影響報告表を作成することで足りる。小規模な事業、一定金額以下の技術改良事業も環境影響報告表を作成することで足りる。
韓国	スクリーニングに関する規定はない。 環境影響評価法第4条には、16種類の事業が列記されており、対象事業の範囲は施行令付属書1により、具体的に定まっている。

資料14 地方アセスにおける対象事業一覧

	地方制度の対象事業種	対象数	対象事業の限定要件	制度数	国の対象
道 路	高速自動車国道	40			○
	自動車専用道路	30	4車線以上 2車線以上 すべて その他（4車線10km以上、地域によって規模が異なる等）	9 3 8 10	△
	一般国道等	40	4車線10km以上 4車線で10km未満（すべて～5km以上） 地域による特別の規模要件 （住宅地・自然保護地域等）	30 9 10	○
	県道・市道等又は道路一般	31			
	農道又は林道を特に規定	9			
河 川 工 事	ダム	33	1級河川・湛水面積200ha以上 湛水面積200ha以上 200ha未満の面積要件（20ha～100ha） その他の規模要件（貯水量300万t以上、堤の高さ15m・30m以上） 自然公園法の特別地域等で30ha以上	7 16 9 3 3	○
	湖沼開発	4	土地改変面積100ha以上	4	○
	放水路	18	土地改変面積100ha以上 その他 （幅30m・長さ1km以上、20ha・50ha以上）	15 3	○
	堰	3	堰長200m・300m以上		
鉄 道	新幹線	34			○
	新幹線以外	23	鉄道・軌道等で限定要件あり （1～10km以上、市街化区域等） 鉄道・軌道等で限定要件なし その他（索道、モノレール、高架化、操車場等）	11 12 3	
飛 行 場	滑走路を有する飛行場	34	原則2500m以上 その他（2000m・2150m・1ha等） すべて	14 5 15	○

対象事業の限定要件別の数には重複があり、その合計が対象数と一致しない場合がある

	地方制度の対象事業種	対象 数	対象事業の限定要件	制度 数	国の 対象
飛行場	ヘリポート	6			
埋立干拓	埋立・干拓	36	50haを超える 50ha以下（すべて～30ha、15ha以上が6） 地域・上物による特別の規模要件 （港湾区域・自然公園内等、工場等立地）	18 17 4	○
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	40	30ha以上 30ha未満（0.9～20ha、10ha以上が11） 容量要件（5万～25万㎡以上） 地域による特別の規模要件 （海域・自然保護地域・緑地保全地域等） 廃棄物の種類による特別の規模要件（一廃3ha・産廃2ha、遮断型0.1ha・管理型0.3ha）	11 29 4 3 4	○
	ごみ処理施設	39	100～450t／日以上、20t／日以上が17 敷地・建築物要件	37 2	
	し尿処理施設	32	100～300kl／日以上、100kl／日以上が10 敷地・建築物要件	30 2	
	産業廃棄物中間処理施設	17	すべて 焼却施設のみ 排水量、排出ガス量要件	9 7 1	
	産業廃棄物処理施設整備 促進法の特定施設	1	10ha以上		
各種土地造成事業	土地区画整理事業	32	100ha以上 100ha未満（20～50ha以上、50ha以上6） 地域・上物による特別の規模要件（樹林地・草地、自然公園地域、住宅・工場等）	19 11 7	○
	新住宅市街地開発事業	16	100ha以上 40ha以上	14 2	○
	新都市基盤整理事業	14	100ha以上 40ha以上 すべて	12 1 1	○
	流通業務団地造成事業	31	100ha以上 100ha未満（すべて～50ha、10ha以上5）	16 15	○

	地方制度の対象事業種	対象数	対象事業の限定要件	制度数	国の対象
各種土地造成事業	市街地再開発事業	1	20ha以上		
	住宅街区整備事業	1	20ha以上		
	工業用地・工業団地造成事業	42	100ha以上 100ha未満 (すべて～70ha、20ha・50ha以上が各々7) その他の規模要件 地域によって特別の規模要件 (工業地域・自然公園地域)	14 28 6 2	△
	宅地・住宅団地造成事業	45	100ha以上 100ha未満(1～50ha、50ha以上が9) その他の要件(戸数、人口)	20 23 3	△
	農用地造成事業	16	農用地整備公団が行う農用地の造成 最大団地面積500ha以上 団地面積 500ha以上 団地面積 100ha以上 土地改良法による農用地の造成 最大団地面積500ha以上 団地面積 500ha以上 最大団地面積100ha以上 団地面積 100ha以上	11 3 1 8 3 1 2	○
電気工作物	火力発電所	32	15万kw以上 その他(すべて3、出力2、施設・排出量7)	20 12	○
	地熱発電所	15	1万kw以上 その他(すべて2、出力1、施設・排出量2)	10 5	○
	原子力発電所	27	すべて その他(出力1、施設・排出量5)	21 6	○
	水力発電所	31	3万kw以上 その他(すべて3、出力1、施設2)	25 6	○
	送電線	3	1km・17万V以上		
	変電所	1	3ha以上		
その他	レクリエーション施設	45	ゴルフ場 スキー場 都市計画法の第2種特定工作物 (野球場、遊園地その他の運動・レジャー施設又は墓園で1～50ha以上のもの)	45 19 19	

	地方制度の対象事業種	対象 数	対象事業の限定要件	制度 数	国の 対象
そ の 他	レクリエーション施設 (続き)		その他のスポーツ・レクリエーション施設 自然公園事業 (50・100ha以上) 都市公園事業 (20・100ha以上) 別荘団地・リゾートマンション・ホテル	18 4 6 5	
	製造業等の工場	37	(面積・排ガス・排水・重油使用量要件)		
	下水道終末処理	27	(面積・処理人口・排水量要件)		
	ガス工作物	25	(面積・排ガス・排水・重油使用量要件)		
	熱供給施設	22	(面積・排ガス・排水・重油使用量要件)		
	土石採取	23	50ha以上 その他 (3～30ha以上)	7 16	
	港湾計画・港湾施設	12	港湾計画 (埋立・掘込300ha以上が4) 港湾施設 防波堤 埠頭	7 2 2 1	
	畜産施設	9	豚舎 (5000～1万頭、3000～2万㎡以上) 牛舎 (500頭、23500・25000㎡以上) 鶏舎 (3.3万㎡以上) 放牧施設等	8 5 1 1	
	複合開発事業	7	規模要件以下の対象事業を複数実施し、合計面積40～100ha以上		
	大規模・高層建築物	8	床面積3万～10万㎡以上、高さ45～100m以上		
	都市計画法の許可対象開発行為	5	1～50ha以上		
	学校用地	3	20～30ha以上		
	研究所・団地、鉱物採掘、墓地、浄水・配水施設			3	
	エネルギー備蓄基地、石油貯蔵所、石油パイプライン、卸売市場、駐車場、自動車テストコース、発生土処分場、地下利用施設			2	

注1) 「[国の対象]」の欄の○印は国制度の対象事業と同一であることを表し、△印は国制度の対象事業が含まれることを表す。

注2) 埼玉県は新条例に基づく対象事業の規模等の規定が未制定であるため、旧要綱に従って整理してある。

出典：地方公共団体における環境影響評価制度の実施状況等に関する調査報告書（環境庁／平成7年9月）

資料15 地方アセスにおいて地域要件を加味して対象事業の
規模を定めている例

地 域 要 件	対象事業種等	対 象 事 業 の 規 模 等
自然公園特別地域、都市計画区域、樹林地等	ゴルフ場、第二種特定工作物、宅地造成	・敷地面積が20ha以上のもの（自然公園特別地域内及び県自然環境保全地域特別地区内は、10ha以上のもの）：三重県、類似規定：埼玉県、滋賀県、京都市、神戸市 ・敷地面積が80ha以上のもの。ただし、当該敷地に都市計画区域が含まれる場合については、当該敷地に都市計画区域に係る敷地面積が50ha以上のものとする：長野県、類似規定：横浜市 ・事業区域が40ha以上のもの。ただし、事業区域に樹林地等を15ha以上含む場合にあっては、事業区域20ha以上のもの：東京都
	道路（林道等を含む）	・4車線以上の道路の新設または4車線以上の道路の改築で10km以上のもの、自然公園の特別保護地区または特別地域における2車線道路の新設または2km以上のもの：滋賀県、類似規定：北海道、千葉県、長野県、三重県、兵庫県、長崎県、千葉市、京都市、神戸市
	ダム	・湛水面積面積 200ha（特別地域等（自然公園特別地域等）にあっては30ha以上）：北海道、類似規定：埼玉県、長野県
標高	一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業	・施行する土地の区域の面積が40ha以上のもの（標高1,500m以上の土地においては、5ha以上のもの）：岐阜県

* 類似規定とは、地域要件を加味しつつ規模要件が異なるもの

資料16 地方アセスにおいてその他の要件を加味して対象事業の規模を定めている例

特 別 な 要 件	対象事業種等	対 象 事 業 の 規 模 等
建設戸数・人口規模	宅地・住宅団地造成	・住宅戸数が1,000戸以上のもの：東京都 ・1団地の敷地面積が1ha以上、または、計画人口500人以上のもの（第1種及び第2種住居専用地域については300人以上のもの）：川崎市
建築物の面積（延べ床）	ごみ処理施設	・建築面積が3,000㎡以上のもの：東京都、類似規定：川崎市、横浜市、京都市
	工場・事業場	・建築面積が3,000㎡以上のもの：名古屋市、類似規定：東京都、川崎市、
	リゾートマンション	・延べ面積50,000㎡以上のもの：静岡県、類似規定：新潟県
	大規模・高層建築物	・延べ面積100,000㎡以上のもの（高さ100m）：東京都、川崎市、滋賀県、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市
排水量、排ガス量、重油使用量	工場、ガス工作物、熱供給施設、下水道終末処理施設	・1日あたり排水量（m³）、時間あたり排ガス量（Nm³）、時間あたり重油使用量（kl）：岐阜県他29
処理能力	ごみ焼却施設	・1日あたり処理能力（t）：東京都他34
	し尿処理施設	・1日あたり処理能力（kl）：東京都他27
長さ	堰	・200m以上のもの：神奈川県：類似規定：岐阜県、三重県
頭数	畜産施設	・豚舎、牛舎、鶏舎における所有頭数：群馬県他4

*類似規定とは、特別な要件を加味しつつ規模要件が異なるもの

資料17 閣議アセスの対象事業とその規模要件一覧

国制度の対象事業一覧

① 道路

- ・ 高速自動車国道の新設又は改築（インターチェンジの追加等の小規模な改築を除く）
- ・ 一般国道及びそのバイパスに関する次の事業
 - 4車線・10km以上の一般国道の新設
 - 一般国道の4車線・10km以上のバイパスの設置
 - 新たに4車線以上を付加し、付加部分が10km以上の一般国道の拡幅
- ・ 自動車専用道路に関する次の事業
 - 4車線以上の首都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速道路の新設又は改築（ランプの追加等の小規模な改築を除く）

② 河川工事

- ・ 湛水面積 200ha以上の一級河川に係るダムの新築
- ・ 土地改変面積 100ha以上の湖沼開発
- ・ 土地改変面積 100ha以上の放水路の新築

③ 新幹線

- ・ 新幹線鉄道の建設
- ・ 新幹線鉄道の本線路の新設、増設（1 停車場構内限りの本線の増設以外のもの）又は移設（停車場の新設、移設又は廃止を伴うもの）

④ 飛行場

- ・ 2500m以上の滑走路を有する飛行場の設置
- ・ 2500m以上の滑走路の増設
- ・ 滑走路の 500m以上の延長であって延長後の長さが2500m以上のもの

⑤ 埋立・干拓

- ・ 面積が50haを超える公有水面の埋立又は干拓（上物を除く）（閣議決定要綱）
- ・ 公有水面の埋立又は干拓（上物を含む）（埋立法手続）

⑥ 廃棄物最終処分場

- ・ 面積30ha以上の一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の設置
- ・ 一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の規模の変更で、変更後の面積が30ha以上になるもの

⑦ 土地区画整理事業

- ・ 面積 100ha以上の「土地区画整理法」に規定する土地区画整理事業

⑧ 新住宅市街地開発事業

- ・ 面積 100ha以上の「新住宅市街地開発法」に規定する新住宅市街地開発事業

⑨ 工業団地造成事業

- ・ 面積 100ha以上の特定の法律（注）に規定する工業団地造成事業
（注）「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」及び「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」

⑩ 新都市基盤整備事業

- ・ 面積 100ha以上の「新都市基盤整備法」に規定する新都市基盤整備事業

⑪ 流通業務団地造成事業

- ・ 面積 100ha以上の「流通業務市街地の整備に関する法律」に規定する流通業務団地造成事業

⑫ 特殊法人が行う土地造成事業

- ・ 住宅・都市整備公団が行う面積 100ha以上の宅地の造成
- ・ 地域振興整備公団が行う面積 100ha以上の宅地又は鉱工業用地の造成
- ・ 環境事業団が行う面積 100ha以上の工業用地の造成
- ・ 農用地整備公団が行う農用地の造成であって、事業施行区域内の最大の団地の面積が 500ha以上のもの

資料18 国制度に基づく環境影響評価対象事業量と全体事業量の比較

事業	対象年度	7ヶ所対象事業量（件数）	全体事業量（件数）	事業量(件数)(%)
道路	S61～H6	3,450.9km (188)	8,435.8km —	41.0 (—)
高速自動車国道	S61～H6	2,010.6km (90)	2,010.6km (90)	100 (100)
都市内 自動車専用道路	S61～H6	161.2km (22)	161.2km (22)	100 (100)
一般国道(注2)	S61～H6	1,279.1km (76)	6,887 km —	18.6 (—)
ダム (注3)	S61～H6	4,506 ha (11)	12,745.3ha (185)	35.4 (6.0)
湖沼開発	S61～H6	—	実績なし	—
放水路 (注4)	S61～H6	300 ha (1)	580 ha (55)	51.7 (1.8)
新幹線	S61～H6	308 km (8)	308 km (8)	100 (100)
飛行場	S61～H6	11,500 m (11)	34,800 m (41)	33.0 (26.8)
埋立・干拓(注5)	S61～H5	2,310.4ha (15)	14,955.2ha (4,310)	15.5 (0.4)
廃棄物最終処分場	S62～H4	383.8ha (5)	2,652.1ha (1,762)	14.5 (0.3)
土地区画整理 (注6)	S61～H6	7,274.1ha (36)	53,644 ha (2,170)	13.6 (1.7)
新住宅市街地開発 (注7)	S61～H6	389 ha (2)	389 ha (2)	100 (100)
工業団地造成	S61～H6	123.0ha (1)	728 ha (14)	16.9 (7.1)
新都市基盤整備	S61～H6	—	実績なし	—
流通業務団地造成	S61～H6	105.0ha (1)	105.0ha (1)	100 (100)
住宅都市整備公団 (注8)	S61～H6	1,929.3ha (9)	3,800 ha (44)	50.8 (20.5)
地域振興整備公団 (注9)	S61～H6	1,933.0ha (9)	2,613.0ha (17)	74.0 (52.9)
環境事業団(注10)	S61～H5	0	280.3ha (86)	0
農用地整備公団	S61～H5	0	4,513 ha (178)	0

発電所	S61～H6	3,816.6万kw (38)	3,953.7万kw (126)	96.5 (30.2)
火力発電所	S61～H6	2,834.7万kw (20)	2,907.9万kw (27)	97.5 (74.1)
地熱発電所	S61～H6	31.3万kw (8)	31.3万kw (8)	100 (100)
原子力発電	S61～H6	603.9万kw (5)	603.9万kw (5)	100 (100)
水力発電所	S61～H6	346.7万kw (5)	410.6万kw (86)	84.4 (5.8)

(注)

「全体事業量」とは、環境影響評価の対象事業量を含む当該事業種全体の事業量であり、すなわち、環境影響評価の対象事業に規模要件がない事業にあっては、(アセス対象事業量) = (全体事業量) となり、規模要件がある事業については、全体事業量とアセス対象事業量の差が、規模要件未満のために環境影響評価の対象とならない事業量となる。ただし、環境影響評価実施後、事業の実施・竣工までにはかなりのタイムラグがあるため、全体事業量とアセス対象事業量は同期間をとっても本来対応するものではなく、したがって、この比較は一応の目安である。

- 1) アセス対象事業量は、当該事業に係る「評価書」が環境庁へ送付された時点を基に集計。
- 2) 一般国道事業における全体事業量は、最近の9年間の管理延長の伸びより集計。なお、件数については、把握困難なため未記入。
- 3) ダム事業における全体事業量は、農林水産省所管分(事業着工したもの) 1,474.3ha/33件及び建設省所管分 11,271ha/152件の合計、事業量単位は、湛水面積。
- 4) 放水路事業における全体事業量は、事業着工したもの。
- 5) 埋立・干拓事業における全体事業量は、農林水産省所管分(事業着工したもの) 3,550ha/1件、運輸省所管分6,689.5ha/1,686件及び建設省所管分(免許時点で集計) 4,715.7ha/2,623件の合計。
- 6) 土地区画整理事業における全体事業量は、事業認可ベース。(ただし、住宅・都市整備整備公団及び地域振興整備公団施行を含む)
- 7) 新住宅市街地開発及び工業団地造成事業における全体事業量は、事業認可ベース。
- 8) 住宅都市整備公団事業におけるアセス対象事業量は土地区画整理事業(再掲)、全体事業量は、施行地区ベース。
- 9) 地域振興整備公団事業におけるアセス対象事業量は土地区画整理事業(再掲)。
- 10) 環境事業団事業における全体事業量は、環境事業団法第18条第1項第1号及び同法附則第18号に規定する業務のうち対象年度内に譲渡契約が締結されたもの。

資料19 環境影響評価対象事業の平均規模と平均的な事業規模の比較

事業	7ヶ所平均事業規模	アセス規模要件	平均事業規模
道路	・・・	・・・	・・・
高速自動車国道	***	***	***
都市内 自動車専用道路	***	4車線以上	***
一般国道	(16.8km)	10km以上	件数不明
ダム	409.6ha	200ha以上	68.9ha
湖沼開発	実績なし	100ha以上	実績なし
放水路	300.0ha	100ha以上	10.5ha
新幹線	***	***	***
飛行場	・・・	・・・	・・・
埋立・干拓	154.0ha	50ha以上	3.5ha
廃棄物最終処分場	76.8ha	30ha以上	1.5ha
土地区画整理	202.1ha	100ha以上	24.7ha
新住宅市街地開発	194.5ha	100ha以上	194.5ha
工業団地造成	123.0ha	100ha以上	52.0ha
新都市基盤整備	実績なし	100ha以上	実績なし
流通業務団地造成	105.0ha	100ha以上	105.0ha
住宅都市整備公団	214.4ha	100ha以上	86.4ha
地域振興整備公団	214.8ha	100ha以上	153.7ha
環境事業団	実績なし	100ha以上	3.3ha
農用地整備公団	実績なし	最大団地 500ha以上	25.4ha

発電所	・・・	・・・	・・・
火力発電所	141.7万kw	15万kw以上	107.7万kw
地熱発電所	3.9万kw	1万kw以上	3.9万kw
原子力発電	***	***	***
水力発電所	69.3万kw	3万kw以上	4.8万kw

(注)

- 1) この表の対象年度は、昭和61～平成6年度（一部対象事業を除く）。
- 2) 「アセス平均事業規模」とは、資料18のアセス対象事業量をその件数で割ったもの、「平均事業規模」とは、資料18の全体事業量をその件数で割ったもの。
- 3) ・・・は規模要件複数のため、***は規模要件がないため未記載

資料20 閣議アセスの対象外事業種をその対象としている 地方アセスの状況

1. 道路

- 自動車専用道路（道路法第48条の2規定される一般国道、都道府県道又は市町村道であって、歩行者や自転車は通行できず、専ら自動車のみ通行できる道路として、道路管理者が指定したもの）
- 都道府県道又は市町村道（道路法第3条に定めるもので、都道府県知事又は市長村長が認定したもの）
- △農業用道路（土地改良法に基づき建設される農道）、林道（森林の開発の目的で森林地帯に設けられる道路）

2. 河川工事

- ダム（2級河川に係るもの）

△堰

3. 鉄道

- 在来鉄道

△索道（ケーブルカー・ロープウェイ）、モノレール、鉄道の高架化、操車場

4. 飛行場

△ヘリポート

5. 廃棄物処理施設（廃棄物最終処分場を除く）

- ◎ごみ焼却施設

- し尿処理施設

- 産業廃棄物中間処理施設

6. 土地造成事業（法律に規定される事業、又は特別の法律により設立された法人によって行われるものを除く）

- ◎工業用地・工業団地造成事業

- ◎宅地・住宅団地造成事業

7. 電気工作物

- 火力発電所、●地熱発電所、○原子力発電所、○水力発電所

△送電線

8. 港湾計画・港湾施設

△港湾計画

△港湾施設（防波堤・埠頭を含む）

9. その他

◎ゴルフ場

●スキー場

●都市計画法の第二種特定工作物（野球場、陸上競技場、遊園地、動物園、墓地・墓園）

△別荘団地・リゾートマンション・ホテル

△大規模・高層建築物（一定の面積、高さを有するもの）

○工場・事業場（製造業）

○下水道終末処理施設

○ガス工作物

●熱供給施設

○土石採取

△畜産施設（豚舎・牛舎・鶏舎・放牧施設）

△研究所（団地）

△浄水・配水施設

△エネルギー備蓄基地・石油貯蔵所・石油パイプライン

△卸売市場

△駐車場

△地下利用施設

*制度を有する50団体のうち、◎－75%以上、○－50%以上、●－25%以上、△－25%未満の団体が制度を有するもの

資料21 地方公共団体における環境影響評価の実施件数

(昭和56～平成5年：13年間)

事業	件数	事業	件数
道路	129	発電所	26
(地方道)	(22)	レクリエーション施設	317
(一般有料道路)	(15)	(ゴルフ場)	(297)
ダム	15	(スキー場)	(11)
鉄道・軌道	60	工場・事業場	38
(普通鉄道)	(48)	港湾施設・港湾計画	35
飛行場	20	下水道終末処理施設	16
埋立・干拓	64	土石採取	7
廃棄物処理施設	52	その他の施設	93
(ごみ処理施設)	(28)	(高層ビル)	(28)
(一般廃棄物最終処分場)	(15)	(マンション)	(14)
各種土地造成	192	計	1,064
(工業団地造成事業)	(65)		
(土地区画整理事業)	(55)		
(住宅団地造成事業)	(46)		

() 内は件数の多い主なもの

資料22 主要諸国での対象事業

国	設定の考え方		対 象 事 業	
日 本	国の制度	① 土地の形状の変更、工作物の新設等の事業 ② 規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼす恐れがある事業 ③ 国が実施し、又は免許等で関与する事業		高速自動車国道、特定の自動車専用道路、国道、1級河川に係るダム、湖沼開発、放水路、新幹線、飛行場、埋立・干拓、廃棄物最終処分場、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、特定の工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、特殊法人が行う面的開発事業、発電所
	地方の制度	① 国制度の対象事業と同一事業 ② 国制度の対象事業より小規模な事業 ③ 国制度の対象事業種以外の事業		国の対象事業 ゴルフ場、宅地・住宅団地造成、工業用地・工業団地造成、ごみ処理施設、工場等、地方道、自動車専用道路一般、し尿処理施設、1級河川以外のダム、下水道終末処理施設、ガス工作物、熱供給施設、鉄道・軌道等、土石採取、スキー場、都市計画法の第二種特定工作物等
E C 指 令		① 建設作業その他の設備又は計画の実施、若しくはは鉱物資源の採取によるものを含む自然環境及び景観に対するその他の影響を及ぼす恐れのある事業 ② 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業 ③ 公的及び私的事業	付属書Ⅰ	原油精製施設、石炭等ガス・液化施設、火力発電所、原子力発電所、放射性廃棄物貯蔵・処分施設、鉄精錬施設、アスベスト関連工場、自動車専用道路、高速道路、長距離鉄道交通路線、空港、港、水路、有毒・危険廃棄物処理施設
			付属書Ⅱ	農業・林業・養殖・畜産関係事業、採掘産業、エネルギー産業、金属加工処理、ガラス製造業、化学産業、食品産業、繊維・皮革・木材・製紙産業、ゴム産業、インフラ事業等
アメリカ		① 立法の提案等の行為 ② 人間環境の質に著しい影響を及ぼす行為 ③ 連邦政府機関の行為		◎対象事業の列記はない
カナダ		① 建設・改修・解体・廃棄等の物理的作業又は特定の物理的行為 ② 法律上明確でないが、環境影響があるものを対象 ③ 連邦政府機関が提案、財政的支援、管理する土地の売却、許認可等を行うもの	包括的調査の対象	野生鳥獣保護地区・国立公園内の事業、発電所、送電線、ダム、石油・ガスの採掘・精製・パイプライン、鉱山、原子力施設、運河、鉄道、港湾施設、飛行場、廃棄物処理施設
中国		① 建設事業 ② 環境に影響を及ぼす可能性のある事業 ③ 対象事業は事業所管・環境行政機関の承認が必要		工業、交通、水利、林業、商業、衛生、文化・教育、科学研究、観光、行政等において環境に影響をおよぼす可能性のあるすべての建設事業、技術改造事業及び地域開発事業
韓国		環境に有害な影響を及ぼす恐れがある事業		都市開発、産業立地・工場団地造成、エネルギー開発、港湾開発、道路、水資源開発、鉄道、空港、河川の利用・開発、埋立・開墾、観光団地、体育施設、山地開発、特定地域開発、廃棄物処理施設、軍事施設

資料23 閣議アセス対象事業種とほぼ同じと考えられる

事業種別の規模要件の比較

(1/3)

事業種別 主要諸国		道 路	鉄 道	飛 行 場
日 本		高速自動車 国道 一般国道 一般国道のバイパス } 4車線以上、10km以上 首都高速道路 阪神高速道路 } 4車線以上 指定都市高速道路	新幹線鉄道（時速200kmを超えるもの）	飛行場：滑走路2500m以上 滑走路の増設：2500m以上 滑走路の延長：500m以上（延長後2500m以上であるもの）
アメリカ		対象事業の列記はない		
カナダ		高速道路 { 野生動物生息地域及び渡り鳥禁猟区におけるもの 全季節型公共高速道路 { 50kmを超えるもの { 全季節型公共高速道路の通過していない地域へ通じるもの	鉄道軌道 { 野生動物生息地域及び渡り鳥禁猟区におけるもの 鉄道：32kmを超えるもの 平均時速200kmを超える列車のために設計された鉄道	飛行場若しくは滑走路 { 野生動物生息地域及び渡り鳥禁猟区におけるもの 飛行場：都市の人家密集地帯に位置するもの 空港 全天候型滑走路の建設、解体、拡張 ・1500m以上
EU	付属書 1	自動車専用道路 高速道路	長距離鉄道交通路線	空港：基本滑走路2100m以上
	付属書 2	道路（付属書 1 のものを除く）	乗客輸送に使用される路面鉄道、高架鉄道、地下鉄、ロープウェイ、特別な種類の類似の鉄道	飛行場（付属書 1 のものを除く）
イギリス	付属書 1	特殊道路	長距離鉄道輸送用の線路	空港：基本滑走路2100m以上
	付属書 2	道路（付属書 1 のものを除く）	乗客輸送に使用される路面鉄道、高架鉄道、地下鉄、ロープウェイ、特別な種類の類似の鉄道	飛行場（付属書 1 のものを除く）
	個別規則	【幹線道路規則】 自動車専用道路 幹線道路 { 全長10kmを超えるもの { 環境保全上重要な区域内、又はその区域内から100m以内のゾーンを1km以上通過するもの { 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある改修	該当なし	該当なし
オランダ	付属書 C	幹線道路 高速道路 道路：4車線以上、市街地外の5km以上 バス専用道路 { 市街地外及び地方計画の未指定地域で、指定された保護区域に5km以上	国有鉄道 上記以外の鉄道、路面電車、地下鉄 { 市街地外及び地方計画の未指定地域で、指定された保護区域に5km以上	飛行場の建設、整備、使用 ・滑走路1800m以上 滑走路の位置の変更、滑走路の延長、拡張、飛行場の使用頻度の増加 { 滑走路1800m以上、又は航空法の騒音地域の境界を変更する場合
	付属書 D	バス専用道路（付属書 C のものを除く） { 市街地外及び地方計画の未指定地域で、指定された保護区域に5km以上	鉄道、路面電車、地下鉄（付属書 C のものを除く） { 市街地外及び地方計画の未指定地域で、指定された保護区域に5km以上 鉄道線路の拡幅：地方計画の未指定地域で、指定された保護区域内5km以上	該当なし
フランス	付属書 3	該当なし	旅客、商用の駅の創設、用地拡大 ・総工費1200万フラン以上	該当なし
	付属書 4	該当なし	該当なし	該当なし
	合同命令法	幹線道路 } 国家事業：1億フラン、地域事業：2500万フランを超えるもの 自動車道路 }	鉄 道 { 国家事業：1億フラン、地域事業：2500万フランを超えるもの	該当なし
イタリア		幹線道路 高速道路	長距離鉄道	空港：基本滑走路2100m以上
ドイツ		連邦長距離道路	連邦鉄道 市街路面軌道	飛行場
中 国		対象事業の列記はない（建設事業と総称）		
韓 国		道 路 { 4km以上の新設（都市計画区域内で幅25m以上） { 2車線以上で10km以上の拡張	鉄道：1km以上 都市鉄道：1km以上 索道、軌道（モノレールを含む）：2km以上	飛行場 滑走路：500m以上 上記以外の空港開発事業：20ha以上

- （備考） 1 EUにおいて、「付属書 1」とは、必ず環境影響評価が必要な事業を、「付属書 2」とは、加盟国がその性格上必要と考える場合に環境影響評価の対象とすることができる事業を示している。
- 2 イギリスにおいて、「付属書 1」とは、必ず環境影響評価が必要な事業を、「付属書 2」とは、重大な環境影響があると判断される場合にのみ環境影響評価が必要な事業を示している。
- 3 オランダにおいて、「付属書 C」とは、必ず環境影響評価が必要な事業を、「付属書 D」とは、個別にスクリーニングを行い環境影響評価が必要かどうかを判断する事業を示している。
- 4 フランスにおいて、「付属書 3」とは、総工費が1200万フランを下回るものであってもフルスケールの環境影響評価が必要な事業を、「付属書 4」とは、手続が簡易化された環境影響評価が必要な事業を示している。

事業種別 主要諸国		土地造成事業、都市開発	埋立・干拓（廃棄物に係るものを除く）	廃棄物処理
日 本		土地区画整理事業 新住宅市街地開発事業 工業団地造成事業 流通業務団地造成事業 特別の法律により設立された法人によって行われる土地の造成 ・100ha以上、ただし農用地については500ha以上 対象事業の列記はない	公有水面の埋立、干拓 ・埋立区域の面積が50haを超えるもの 土地改良事業として行われる埋立、干拓 ・埋立区域の面積が50haを超えるもの	一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場 ・設置又は変更後の面積が30ha以上
アメリカ		該当なし	該当なし	廃棄物管理施設 〔・野生動物生息地域及び渡り鳥禁猟区におけるもの 有害廃棄物の処理、焼却、処分、又はリサイクルを目的として利用される施設の建設、解体、廃棄、拡張 〔・拡張は結果として生産能力35%を超えて増加するもの
E U	付属書1	該当なし	該当なし	有害及び危険廃棄物の焼却、化学処理又は陸上埋立処分のための廃棄物処理施設
	付属書2	産業用地開発事業 都市開発事業 田園地帯の農耕地の構造改善に関する事業 集約的農業を目的とする非耕作地及び準自然地域の利用に関する事業 別の種類の土地利用への転換を目的とする耕地化	農業に係る海の干拓・埋立	産業及び家庭廃棄物の処理施設（付属書1のものを除く） スラッジ堆積場、くず鉄置き場
イギリス	付属書1	該当なし	該当なし	特殊廃棄物の焼却又は化学処理を目的とした廃棄物処理施設 特殊廃棄物の埋立、特殊廃棄物の貯蔵用として利用するための土地用途変更 産業及び家庭廃棄物の処理施設（付属書1のものを除く）
	付属書2	産業用地開発事業 都市開発事業 田園地帯の農耕地の構造改善に関する事業 集約的農業を目的とする非耕作地及び準自然地域の利用に関する事業 別の種類の土地利用への転換を目的とする耕地化	農業に係る海の干拓・埋立	スラッジ堆積場、くず鉄置き場
個別規則		該当なし	該当なし	該当なし
オランダ	付属書C	住宅の建設 〔・連続した地域に2000軒以上 ・複数自治体に4000軒以上 工業団地の建設：100ha以上 農村地域の開発	埋立、排水、干拓：200ha以上	工業その他の発生源から発生する家庭ごみ、廃車その他の廃棄物の処理 廃棄物の焼却・処理・加工・分解のための設備の建設（化学廃棄物、廃油は除く） ・年間処理能力25000t以上 廃棄物の埋立処分設備の建設（化学廃棄物、廃油は除く）：埋立量50万m ³ 以上 化学廃棄物又は廃油の処理、加工のための設備の建設、転換 化学廃棄物又は廃油の埋立処理施設の建設
	付属書D	温室地区の造成：100ha以上 都市計画 〔・20ha以上又は2000ha以上の住居建設に関する場合 ・20万m ² 以上の工場の建設に関する場合 土地を別目的で利用するための森林伐採 ・20ha以上	該当なし	該当なし
フランス	付属書3	農地の整理統合（関連工事を含む） 許可が義務付けられている開墾：25ha以上 土地の分譲：建築本体外の敷地0.5ha以上 商業用の土地の建設 ・建築本体外の敷地1haを超えるもの	該当なし	該当なし
	付属書4 合同命令法	許可が義務付けられている開墾：25ha未満 該当なし	該当なし 該当なし	該当なし 該当なし
イタリア		該当なし	該当なし	焼却、化学処理、又は地上保存による有害な廃棄物の処理工場
ドイツ		該当なし	該当なし	廃棄物処理施設の設置及び運転、並びに当該施設又は運転上の重大な変更 廃棄物の再利用又は処理のための施設
中 国		対象事業の列記はない（建設事業と総称）		
韓 国		土地区画事業、敷地造成事業、宅地開発事業、都市再開発事業、住宅地造成事業、市街地造成事業、アパート地区開発事業 ・30ha以上、アパート地区開発事業は25ha以上 国家及び地方工業団地造成事業、農工団地造成事業、中小企業団地造成事業、輸出自由地域造成事業、工場、工業用地造成事業：15ha以上 農地開墾：100ha以上 流通団地造成事業、旅客自動車ターミナル、貨物ターミナル：20ha以上 市場（都市計画事業）：15ha以上 山地における墓地、草地の造成 ・墓地25ha以上、草地30ha以上 学校：30ha以上	公有水面の埋立 〔・面積30ha以上。ただし、指定港湾又は自然保護地域内では3ha以上	一般廃棄物処理施設のうち埋立施設 ・30ha以上又は容積330万m ³ 以上 特定廃棄物処理施設のうち埋立施設 ・5ha以上又は容積25万m ³ 以上 焼却処理施設：処理能力1日100t以上

事業種別		治水工事、利水工事、運河・内水路等
主要諸国		
日本		ダム（1級河川に係るもの）：湛水面積200ha以上 湖沼開発、放水路：土地改変面積100ha以上
アメリカ		対象事業の列記はない
カナダ		ダム、堤防、貯水池又は水流を変更するための他の構造物 ・野生動物生息地域及び渡り鳥禁猟区におけるもの 運河、水門：野生動物生息地域及び渡り鳥禁猟区におけるもの 運河、水門又は付帯する構造物の建設、解体、廃止 既存の航行可能な水路の水量を制御するための水門又は付帯する構造物の建設、解体、廃止 ダム又は堤防の建設、解体、廃止、拡張 〔・結果として湛水面積年間平均1500ha以上の貯水池ができる場合 ・湛水面積が35%を超えて増加する拡張 海洋、湖沼、河川から別の海洋、湖沼、河川に水を移転させる施設の建設、解体、廃止、拡張 〔・移転能力年間1000万 m^3 以上 ・移転能力が35%を超えて増加する拡張 地下水を汲み上げる施設の建設、解体、廃止、拡張 〔・汲み上げ能力年間20万 m^3 以上 ・汲み上げ能力が35%を超えて増加する拡張
EU	付属書1	内水路：1350tを超える船舶の航行が可能なもの
	付属書2	運河開設、洪水軽減のための工事 ダム及び長期間にわたり水を溜め又は貯えるよう設計されたその他の施設 長距離水道施設 農業のための水管理事業
イギリス	付属書1	内水路：1350tを超える船舶の航行が可能なもの
	付属書2	運河開設、洪水軽減のための工事 ダム及び長期間にわたり水を溜め又は貯えるよう設計されたその他の施設 長距離水道施設 農業のための水管理事業
	個別規則	【陸上排水改良工事規則】 土地排水改善事業
オランダ	付属書C	運河の建設、拡張、浚渫、水路変更 〔・1350t以上の船舶が航行可能なもの ・水面面積が20%以上増加する拡張 ・土壌移動500万 m^3 以上かつ地下水底層の浸透を伴う浚渫 堤防の建設：全長5km、横断面積250 m^2 以上 ダムの建設：全長2km、横断面積250 m^2 以上 貯水池の建設：100ha以上 地下水の汲み上げ、土壌への水の浸透：年間300万 m^3 以上 東シェルデ、ヴェーゼル湖等の水位の変更：16cm以上 地表水の水位の構造的低下 ・16cm以上、面積200ha以上かつ指定された保護区域又は鳥類保護区 水道管幹線の敷設：直径1m以上、市街地外10km以上 飲料・工業用水供給基盤の拡大
	付属書D	付属書Cの規制を受けない地表水の目標水位に対する構造的変更 ・水位変更が10cm以上、面積200ha以上かつ指定された保護区域又は鳥類保護区
フランス	付属書3	ダム（地下ダム、半地下ダムを除く）
	付属書4	河川の公共領域で実施される建設、開発工事：1200万フラン未満 農業用水道工事：総費用600～1200万フラン
	合同命令法	運河：国家事業：1億フラン、地方事業：2500万フランを超えるもの ダム
イタリア		内水路：1350t以上の船舶が航行可能なもの ダム、長期間水を保持、調整及び蓄積するよう設計された施設 ・高さ10mを超えるもの、又は容積1万 m^3 を超えるもの
ドイツ		堤防設備の建造、取り壊し及び重大な改造 ダム設備の建造、取り壊し及び重大な改造
中国		対象事業の列記はない（建設事業と総称）
韓国		運河（都市計画事業） 河川工事：長さ10km以上 ダム、河口堰堤、農業用堰、貯水池、遊水池の建設 ・満水時面積200ha以上、又は総貯水量2000万 m^3 以上

資料24 我が国と欧米諸国の環境影響評価の実施状況の比較

国		年間の件数	GDP 当たりの数 件／10億ドル	人口当たりの数 件／100万人	国土面積当たりの数 件／1,000平方キロ
日本		168	0.05	1.35	0.44
国制度		61	0.02	0.49	0.16
地方制度		107	0.03	0.86	0.28
アメリカ	EIS	228	0.04	0.90	0.02
	E A	40,000	7.05	158.30	4.08
フランス		5,500	4.61	96.41	9.97
ドイツ		1,000	0.64	15.60	4.02
イギリス		189	0.19	3.29	0.77
スペイン		143	0.27	3.66	0.28
オランダ		67	0.23	4.45	1.64
アイルランド		49	1.12	13.91	0.70
ベルギー		43	0.21	4.37	1.41
イタリア		28	0.02	0.49	0.09
ルクセンブルグ		15	1.72	40.21	5.80
ポルトガル		12	0.20	1.13	0.13
デンマーク		6	0.05	1.17	0.14

(注)

1)年間件数のうち、日本は1990・1991年度の実績の平均、アメリカは1991年のE I S総数から推計、環境評価は政府担当者からのヒヤリング結果により推計したものであり、欧州各国は1993年E C指令実施報告書の1991年の推定値である。

2)各国のGDP（国内総生産）、人口、国土面積は、「世界の統計1994年」（総務庁）の1991年の数値を利用。

3)アメリカのE A（環境評価）は、詳細なE I S（環境影響評価書）を作成するかどうかを判断するため、環境影響評価の対象とならないものとして除外リストに掲げられている行為を除く、すべての連邦行為に対して作成される文書である。なお、日本の環境影響評価書はE I Sに当たるものである。

資料25 住民等との紛争が生じた開発事業

環境庁では、地方環境調査官が各地の環境問題の発生状況を新聞情報等により報告（平成元年1月～6年9月、報告数約10万件）しており、この中から開発事業に係る住民等との紛争情報（約4700件、事業数として約1500）をピックアップし、事業種毎に分類するとともに、報告に表れたキーワードを問題の状況に掲げる。

事業種類	問題事業数	記事数10回以上の事業数	問題の状況
① ゴルフ場	約 550	2 8	農薬汚染、地下水影響、タマカエルのカスミオオサンショウウオ・ヘビツチカメムシ・ホタル・ハッチョウトンボ・シマフクロウ・クマゲラ・オオタカ・クマタカ・サキスゲ 保護、湿原・森林保護、文化財保護、洪水・災害の危険性等
② 産業廃棄物 処理施設	約 160	6	汚水、地下水影響、PCB、トリクロロエチレン、悪臭、文化財保護、汚泥流失等
③ リゾート開発・ 施設	約 120	2	水源影響、ホタル・イヌワシ・サンゴ・マツ・ブナ保護、森林保護、景観・眺望、漁場汚染、残土処理等
④ 一般廃棄物 処理施設	約 7 5	1	排煙、水質汚濁、悪臭、野鳥保護、干潟等
⑤ 高速道・自動車 専用道・国道	4 3	6	大気汚染、騒音、振動、クマタカ・ヒシクイ・ヤマモミシ・ブナ 保護、建設構造（土盛、架橋、トンネル、インターチェンジ）
⑥ ダム	4 2	2	水源影響、動植物保護、土砂採取
⑦ マンション	3 5	0	夜間騒音、駐車場騒音、眺望・美観、日照
⑧ 工場設置	3 1	1	排水、地下水汚染、悪臭
⑨ 埋立・干拓	3 0	2	トカゲ・ハゼ・野鳥保護、干潟、漁業補償
⑩ 地方道	2 9	0	カッコー・イヌワシ・ツグ 保護、景観、渋滞問題
⑪ 原子力発電所	2 3	1 0	放射線、防災対策、核燃料輸送、漁業補償
⑫ 河川工事	2 1	0	アユ・コシホリヤソマ・ミスハシヨウ・ケヤキ保護
⑬ 空港	2 0	3	騒音、サンゴ保護、文化財保護
⑭ その他の発電所	1 9	1	排煙、排水、海岸侵食、石炭灰埋立
⑭ 港湾・海岸整備	1 9	0	サンゴ保護
⑭ 林道	1 9	0	イヌワシ・クマタカ・ブナ・ツグ 保護
⑭ スキー場	1 9	0	イヌワシ保護
⑮ 森林伐採	1 7	0	マツ・ブナ・クルミ・天然杉保護

資料26 主要諸国におけるスコーピングの概要

国	スコーピングの概要
アメリカ	スコーピングは、環境影響評価書作成のポイントを明確にするなどを目的として、環境影響評価書の準備を決めたあとできるだけ早期に主導連邦機関が関係機関や公衆等の意見を聞いて行う。 具体的な評価項目は、担当省庁や環境保護庁、コンサルタントによって作成された環境影響評価書起草のためのチェックリスト等に示されている。
カナダ	事業に含まれる行為の範囲及び主務省庁が考慮すべき要因の範囲は、主務省庁がスコーピングにより決定するが、事業が調停人（mediator）もしくは審査委員会（review panel）に付託された場合には、環境大臣が主務省庁と協議の上決定する（CEAA第15条1、16条3）
E C 指令	事業計画の直接的及び間接的影響を、個々の事案を考慮し、適当な方法で特定し、記載し、評価しなければならないとされている。 なお、改正案では、意見が聴取される機関（利害関係を持つ可能性がある環境部局）と事業者の意見を聴取のうえ、事業者が提供する必要がある情報を担当部局が明確にするとされている。
イギリス	スコーピングにおいては、地方計画庁と十分な事前協議を行うよう指導されている（さもないと、申請の際に地方計画庁から追加資料が要求されるおそれがある）。また、法定協議機関（statutory consultees）、場合によっては住民と事前に相談するよう指導されている。
オランダ	個別の案件ごとに、アドバイザー、環境影響評価委員会の意見等を基にスコーピングが行われ、事業主体が調査・予測すべき環境要素・項目や検討すべき複数の代替案が明確に示されたスコーピングガイドラインが所管官庁から提示される。このガイドラインの作成に当たっては、何人（any persons）も主務省庁に意見を提出することができる。
フランス	環境要素の調査範囲については、事業者、民間コンサルタント、様々な行政機関等が参加した非公式な協議の場で決定されている。
イタリア	事業者によって環境影響調査の実施が環境省に通知されると、環境省はオブザーバーとしてEIA委員会の委員を指名し、事業者からの文書だけで、予備的かつ概略的な審査を行い、事業者に意見が提出する。これは、非公式なスコーピングとしての機能を含んでいる。
ドイツ	環境項目とその範囲（程度）は、事業者と所管官庁が協議（スコーピング）により決定している（この時、必要に応じて他省庁や専門家、第三者の意見を聞くことがある）。また、所管官庁は、環境影響評価の範囲や提出すべき報告書の種類と範囲について事業者に通知することとし、的確な評価項目の選定を期している。
中国	環境影響報告書を作成する者が、建設事業の種類、規模、立地等に応じて、建設項目環境保護管理便法附表一に示す概要の中から選択して作成作業を行うことができる。
韓国	対象事業の特性等を考慮し特に必要と認める場合は、環境処長官が重点的に評価しなければならない項目を定め告示することができる。

資料27 地方公共団体における環境要素マトリックスの例

「環境影響要因と環境要素の関連表」（山形県）

環境要素 環境影響要因	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	気象	地形・地質	植	動物	景観	国土保全	野外レクリエーション地
	樹木の伐採	土地の改変	河川（湖沼）の改変	工事用資材の搬入	工事用機械の使用	工作物の存在	自動車の走行	機械の使用	施設の使用	地下水の採取	有害物質の使用	農薬・肥料の使用	動物の飼育	廃棄物の処理
工														
事														
存在														
活														
動														

備考：1 環境影響要因の欄に掲げたものは、単に例示であるので、事業計画の内容に基づき可能な限り具体的に把握すること。

2 現状調査のみ行う環境要素には○印、予測・評価でを行うものは◎印を付すなどして整理すること。

別記書式 行為・要因と予測・評価項目との関連表

(対象事業の種類)

区分	予測・行為・要因	予測・評価項目	大気汚染	悪臭	騒音	振動	低周波空気振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤沈下	地形・地質	水文環境	植物・動物	日照障害	電波障害	風害	景観	史跡・文化財
													陸上植物	陸上動物	水生生物			
工事の施行中																		
工事の完了後																		

備考 (1) 行為・要因欄に記載した項目ごとに予測・評価を行う必要があると認められる予測・評価項目について、その欄に○印を付すこと。

(2) いずれの行為・要因の欄においても選定されなかった予測・評価項目について、その理由を明らかにすること。

環境影響要因－環境項目関連表

様式第1

環境項目 環境影響要因	大気						水														土壌汚染				騒音	振動	地盤沈下	悪臭	植物	動物	景観	地形	地質	水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	揮発性有機化合物	窒素化合物	一酸化炭素	浮遊塵埃	有害物質		水質										底質				水生生物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
							生物化学的汚染	化学的汚染	栄養塩汚染	水質汚濁	浮遊物質	大腸菌数	浮遊物質	有害物質	全リン	全窒素	農薬成分	有機物	強熱性	水生生物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
工事の進行中	水竹の伐採																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</

（備考） 1 表頭の環境影響要因は、事業計画内容等を勘案し、もれなく挙げること。

2 表頭の環境項目は、環境影響要因ごとに事業計画内容、地域特性等を勘案し、もれなく予測・評価項目を挙げ、「環境項目」欄の該当箇所を丸印を付すこと。ただし、表中にないものについては適宜追加し、不要なものについては削除すること。

「開発事業・環境影響行為等関連表」及び「環境影響行為等・環境影響評価項目関連表」
(山口県)

別表1 開発事業・環境影響行為等関連表

開発事業番号	環境影響行為等 開発事業名	自然改変	施 工	供 用
		地形・海岸線の改変 河川改修・河川敷の改変 湖沼の干拓・埋立 樹木の伐採等	資材・土砂の運搬 機器・土砂の集積 切土・盛土 削孔・爆破 基礎工事 杭打ち 構造物の建設	ばい煙等の発生 排出ガス・自動車の排出 騒音・振動の発生 地下水の採取 悪臭の発生 廃棄物の発生
1	道 路 建 設	○ ○	○○○○○○○○○○	○○○
2	ダ ム 建 設	○ ○ ○	○○○○○○○○	
	河 川 工 事	○○○○○	○○○○○○○○	
3	鉄 道 建 設	○ ○	○○ ○○○	○
4	飛 行 場 建 設	○	○○ ○○○○	○ ○
5	公 有 水 面 埋 立	○○○○○	○○ ○○○	○○○○ ○
6	工 業 団 地 造 成	○ ○○○	○○○ ○○○	○○○○○ ○
7	工 場 ・ 事 業 場 建 設	○ ○	○○ ○○○	○ ○○○ ○
8	土 地 区 画 整 理 事 業	○ ○○○	○○○ ○○	○○○○ ○
9	住 宅 団 地 造 成	○ ○ ○	○○○ ○○○	○○○ ○
10	流 通 業 務 団 地 造 成	○ ○	○○○ ○○○	○○○ ○
11	発 電 所	○○○○○	○○○○○○○○	○ ○○○○○○
12	レクリエーション施設建設	○ ○	○○○ ○○○	○○○ ○
13	下水道終末処理場建設	○ ○	○○○ ○○○	○ ○○ ○○
14	廃棄物処理施設建設	○○ ○○	○○○ ○○○	○○○○○○○
15	農 用 地 の 造 成	○ ○○○	○ ○ ○	

注) 表の利用に当たっては、事業内容等を勘案して、適宜加減を行うこと。

別表2 環境影響行為等・環境影響評価項目関連表

環境影響評価項目		大分類	公 害							自 然 環 境						
		中分類	大気質	水質	土壌汚染	騒音	振動	低周波空気振動	地盤沈下	悪臭	生 物			地形・地質等	自然景観	
											植物	動物	水生生物			
区分	環境影響行為等															
自然 改 変	地形（陸）の改変											○	○	○	○	○
	海岸・海底地形改変			○								○	○	○	○	○
	河川の改修・改変			○								○	○	○	○	○
	湖沼の改変			○								○	○	○	○	○
	樹林の伐採等						○					○	○	○		○
施 工	資材・土砂の運搬		○				○	○				○	○	○	○	
	機器・資材の集積			○	○		○	○			○	○	○	○	○	
	切土・盛土		○	○			○	○				○	○	○	○	○
	削孔・爆破						○	○				○	○	○		
	基礎工事掘削		○	○			○	○		○		○	○	○		
	杭打ち						○	○				○	○	○		
	構造物の建設		○	○			○	○				○	○	○		
	舗装		○				○	○								
供 用	ばい煙等の発生		○		○							○	○	○		
	排出ガス（自動車等）		○									○	○	○		
	排水			○	○						○	○	○	○	○	
	騒音・振動の発生						○	○				○	○	○		
	地下水の採取									○						
	悪臭の発生										○					
	廃棄物の発生		○	○	○						○	○	○	○		

注）表の利用に当たっては、事業内容等を勘案して、適宜加減を行うこと。

「活動要素設定マトリックス」及び「環境要素設定マトリックス」（千葉市）

表－3

活 動 要 素 設 定 マ ト リ ッ ク ス

対象事業番号 対 象 事 業		段 階		自 然 改 変				施 工							供 用、 操 業								
		活 動		樹林の伐採等	河川改修 改変	地形（陸）の改造	海岸海底地形改造	湖沼干潟の改造	資材・廃土の運搬	機器資材の集積	切土・盛土	削孔・煤破	基礎工事掘削	杭打	コンクリート工事	舗装	ばい煙等の発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音・振動の発生	地下水採取	悪臭の発生	廃棄物の発生
1	道 路 建 設	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		
2	河 川 工 事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
3	鉄 道 建 設	○		○					○	○	○	○	○	○					○				
4	飛 行 場 建 設	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	発 電 所 建 設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○
6	埋立及び干拓事業		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
7	港 湾 計 画		○	○	○	○										○	○	○	○	○	○	○	○
8	土地区画整理事業	○	○	○		○	○	○	○			○	○				○	○	○	○			○
9	新住宅市街地開発事業	○	○	○		○	○	○	○			○	○					○	○	○			○
10	工業団地造成事業	○	○	○		○	○	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○	○
11	新都市基盤整備事業	○	○	○		○	○	○	○			○	○					○	○	○			○
12	流通業務団地造成事業	○	○	○		○	○	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○	○
13	宅 地 開 発 事 業	○	○	○		○	○	○	○			○	○					○	○	○			○
14	廃棄物最終処分場	○			○		○	○	○			○	○					○	○	○		○	○
15	モノレール建設							○				○	○	○						○			
16	工 場 建 設			○			○	○				○	○				○		○	○	○	○	○
17	終 末 処 理 場		○				○	○	○			○	○				○		○	○		○	○
18	し 尿 処 理 場						○	○	○			○	○				○		○	○		○	○
19	廃 棄 物 焼 却 施 設						○	○	○			○	○				○	○	○	○		○	○
20	レクリエーション施設 用地造成事業	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○	○	○			○
21	砂 採 業	○		○			○		○	○							○		○	○			
22	複 合 開 発 事 業	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○	○

表-4

環境要素設定マトリックス

環境項目			段階		自然改変					施 工							供 用 ・ 操 業						
			樹林の伐採等	河川改修改変	地形（陸）の改造	海岸・海底地形改造	湖沼干潟の改造	資材廃土の運搬	機器資材の集積	切土・盛土	削孔・爆破	基礎工事掘削	杭 打 ち	コンクリート工事	舗 装	ばい煙等の発生	排出ガス（自動車等）	排水 水	騒音・振動の発生	地下水採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	
大分類	中分類	小 分 類																					
公 害	大 気 質	硫黄酸化物 窒素酸化物 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 有害物質 炭化水素類（非メタン炭化水素） 光化学オキシダント	○		○				○	○						○	○					○	
		水 質	化学的酸素要求量（COD）、 生物化学的酸素要求量（BOD）、 水素イオン濃度（PH）、溶存 酸素量（DO）、大腸菌群数、 n-ヘキサン抽出物質（油 分等）、浮遊物質（SS）、 有害物質、全リン（T-P） 及び全窒素（T-N）、透明度、 塩分量、その他の水質項目、 水温	○	○	○	○	○		○	○		○					○				○	
			底質	有害物質 有機物質等		○	○	○	○		○	○		○					○				○
	土壌汚染	土 壌 汚 染							○	○		○				○		○				○	
	騒 音	騒 音	○						○	○	○	○	○	○	○				○				
		低周波空気振動																	○				
	振 動	振 動						○		○	○	○	○	○	○				○				
	地盤沈下	地 盤 沈 下											○							○			
	悪 臭	悪 臭								○							○	○			○	○	
	自 然 環 境	地形・表層地質・土壌・特異な自然現象		○	○	○	○	○			○							○					
生 物		植 物	○	○	○	○	○			○	○	○				○	○	○		○		○	
		動 物	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○		○	○		○	
		水 生 生 物	○	○	○	○	○			○		○						○		○		○	
		生 態 系	○	○	○	○	○			○	○	○		○		○	○	○	○	○		○	
景 観		景 観	○	○	○	○	○			○				○		○						○	

資料28 国及び地方公共団体の制度において原則として予測・評価の対象とされている環境要素

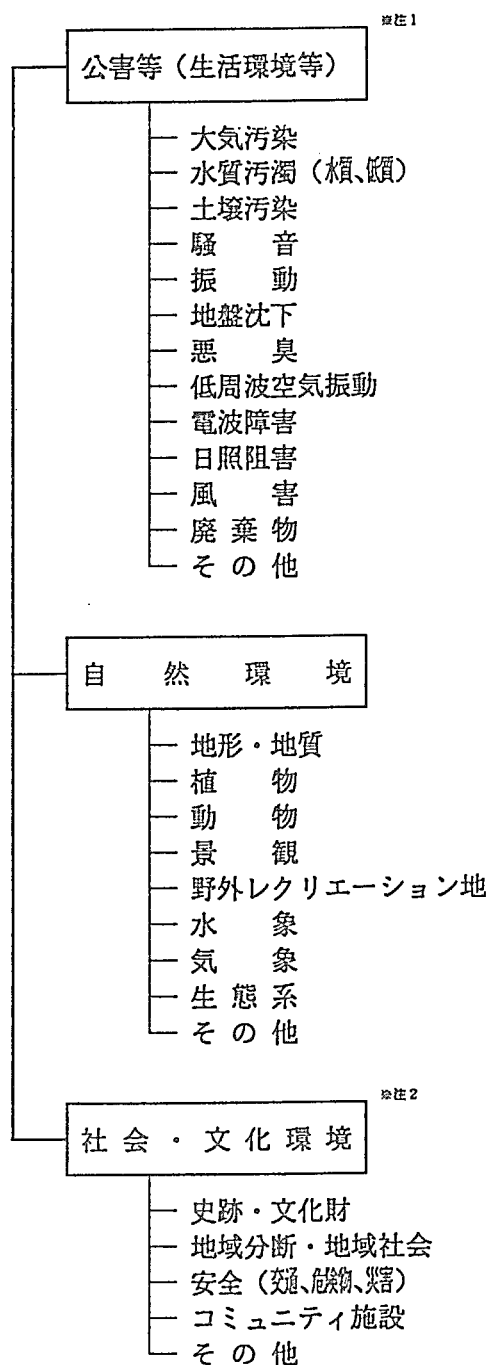
(平成7年12月末現在)

環境の要素	公害の防止										自然環境の保全					その他の																		
	大気汚染	水質汚濁	地下水	底質汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	地形・地質	植・動物	景観	野外レジャー地	低周波空振動	生態系	日照障害	電波障害	風害	史跡・文化財	廃棄物	気象	水象・水文等	地域分断・地域社会	コミュニティ施設	安全ハ交通・危険物・災害V	災害	国土保全	土地利用	地域人口	緑地	樹林地	地球環境			
区分																																		
個別法等	閣議決定要綱	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	整備五新幹線	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●			●	●				●													
電所	火力・原子力	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●							●						
	水力		●			●	●				●	●	●	●					●	●								●						
地方公共団体	北海道	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	宮城県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
都	秋田県	●	●				●	●	●	●	●	●	●																					
	山形県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●							●							
道	福島県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	茨城県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																			
府	栃木県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																				
	群馬県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
県	埼玉県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●														
	千葉県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																			
市	東京都	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●												
	神奈川県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
政令市	新潟県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	富山県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																				
市	石川県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						●	●		●												
	福井県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
市	山梨県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	長野県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
市	岐阜県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●						●															
	静岡県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
市	愛知県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	三重県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●													
市	滋賀県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●													
	京都府	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●															
市	大阪府	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
	兵庫県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●											
市	和歌山県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	鳥取県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
市	島根県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	岡山県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●															
市	広島県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																			
	山口県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●														
市	徳島県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	香川県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																				
市	愛媛県	●	●		●	●	●				●	●	●	●					●															
	高知県	●	●		●	●	●				●	●	●	●							●													
市	福岡県	調査・予測及び評価項目の規定なし																																
	長崎県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●												
市	宮崎県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	鹿児島県	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
市	沖縄県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
	千葉市	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
市	横浜市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
	川崎市	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
市	名古屋市	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	京都市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●															
市	大阪市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
	神戸市	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●													
市	広島市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																				
	北九州市	●	●		●	●	●			●	●	●	●	●					●															

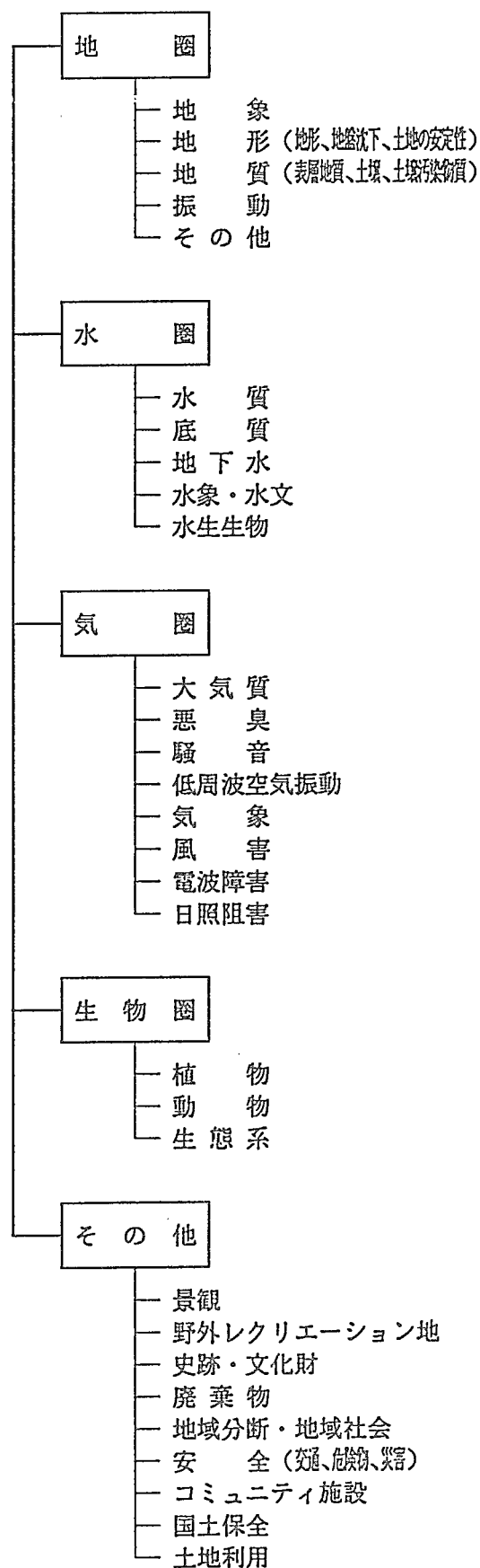
(備考) 1 「生物」を予測・評価の対象としている地方公共団体については、「植物」及び「動物」を対象としているものとして扱っている。
 2 大阪府では、「地下水」は「土壌汚染」の項目として扱っている。
 また、「地球環境」として①資源消費量、②エネルギー消費量、③二酸化炭素排出量を対象としている。

資料29 国内の制度における環境影響評価の対象要素の設定類型

I. 公害・自然区分型



II. 環境圏型



※注 1：地方公共団体により大項目の名称は次の通り様々である。

- ・人の健康の保護並びに生活環境
- ・地域生活環境
- ・生活環境（公害等）

※注 2：史跡・文化財については歴史的環境に分類されている場合もある。

資料30 環境影響評価の対象となる環境要素

	環境要素	項 目
気 圏	大 気 質	硫酸酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、炭化水素類、光化学オキシダント、ふんじん、ばいじん、アスベスト、有害物質、その他必要な物質〔ダイオキシン、農薬、水銀等〕
	悪 臭	悪臭防止法指定物質、臭気強度、臭気濃度、臭気指数、指定物質以外の物質、その他必要な項目
	騒 音	環境騒音、道路交通騒音、新幹線鉄道騒音、在来鉄道騒音、工場事業場騒音、建設作業騒音、その他〔発破騒音、スピーカー騒音、雑踏騒音等〕
	低周波空気振動	道路交通、鉄道、航空機、工場事業場、建設作業等に伴う低周波空気振動
	気象・気候	風向、風速、霧の発生、積雪、飛砂、気温への影響
	風 害	強風の発生、通風障害
	電波障害	テレビ受像への障害
	日照阻害	日照時間等への影響
地 圏	振 動	道路交通振動、新幹線鉄道振動、在来鉄道振動、工場事業場振動、建設作業振動、その他〔発破振動等〕
	地形・地質	自然環境保全上貴重な／重要な地形・地質の改変 特異な地形・地質の改変、特異な自然現象の改変
	土 壌	法規制物質による土壌汚染、環境基準項目による土壌汚染 亜鉛ニッケル等による土壌汚染、土地の生産性への影響
	地 盤	地盤沈下、地盤変形、地下水位への影響
	国土保全	溪流荒廃、山腹崩壊等
	その他	国土保全、溪流荒廃
水 圏	水 質 公共用水域 〔河川 湖沼 海域〕 底質 地下水	BOD、COD、SS等の生活環境項目に関する汚濁 健康項目、有害物質に関する汚濁、水温、濁度、透明度・透視度、塩分・イオン濃度、フェノール等特殊項目への影響、農薬等 PCB等有害物質、硫化物、油分、COD等による汚染 有害物質、農薬等による汚染、薬液注入工法による汚染等
	水資源	水量、水温、利水への影響
	水象・水文	流量、水位、流速、流況、流域・湖沼水収支、潮流、潮汐、波浪湧水、地下水位等への影響
生 物 圏	生態系共通	種の多様性の低下、希少種・絶滅危惧種への影響、食物連鎖の破壊、野生生物の渡り移動の阻害、生産性への影響
	植 物	自然環境保全上貴重な／重要な植物種及びその生育環境の改変、植物相、緑の量、緑地面積等への影響
	動 物	自然環境保全上貴重な／重要な動物種及びその生育環境の生息数の減少、最上位捕食者、大型、長寿妙種への影響、
そ の 他	景 観	自然環境保全上貴重な／重要な自然景観、眺望への影響、主要展望地点への影響、地域景観への影響、地域の醸し出す雰囲気への影響、文化的・歴史的景観への影響
	野外レクリエーション地／レクリエーション資源	自然環境保全上貴重な／重要な野外レクリエーション地への影響、レクリエーション施設への影響、レクリエーション資源への影響
	史跡・文化財	史跡・文化財・文化遺産等への影響
	廃棄物	種類、発生量
	地域分断	地域分断、コミュニティ施設への影響、地域の組織への影響、交通機関・経路への影響
	安全	危険物、斜面崩壊、治水への影響、交通安全への影響
	土地利用	土地利用の形態への影響

下線は閣議決定要綱の対象を示す。

資料31 主要諸国における環境影響評価における環境要素

国・機関名	環 境 要 素
ア メ リ カ	一義的には決められていない。しかし、国家環境法施行規則第1508条第8項では、影響として生態系的、美的、歴史的、文化的、経済的、社会的衛生的影響を挙げている。
カ ナ ダ	一義的には決められていない。しかし、カナダ環境影響評価第2条では、健康、社会経済条件、物理的、文化的遺産、伝統的な目的のために原住民が現在利用している土地及び資源、歴史的・考古学的もしくは古生物学的に重要な構造物、敷地もしくは物事への影響を含むとしている。
オ ラ ン ダ	一義的には決められていない。一般的には、環境の範囲として人間（公衆衛生）、植物、動物、物資、水、土壌、大気、文化的・歴史的遺産、自然、景観等への影響が含まれている。
E C 指 令	E C 指令第3条において、人間・動物及び植物、土壌・水・大気・気象及び景観、以上の要因間の相互作用、物的資産及び文化的遺産を挙げている。
イ ギ リ ス	都市農村計画規則の付属文書3の第2項において、人間、植物相、動物相、土壌、水、大気、気候、景観、各要素の相互作用、有形資産、文化遺産を挙げている。
ド イ ツ	環境影響評価法第2条第1項において、人間、動物、植物、土壌、水、大気、気候、景観並びに文化財、その他の物的財産を挙げている。
フ ラ ン ス	自然保護法施行令第2条第1項において、動物及び植物、風景及び景観、土壌、水、大気、気象、自然環境、生物学的均衡、個人の財産及び文化遺産の保護、近隣の快適さ（騒音・振動・悪臭・光害）、衛生・安全及び公衆衛生を挙げている。
イ タ リ ア	環境影響調査書の作成及び環境適合性判断の形成に関する技術的規則付属書Iにおいて、大気、水環境、土地・地下、植物・植物相・動物相、生態系、人々の健康、騒音・振動、イオン化・非イオン化放射、景観を挙げている。
中 国	建設項目環境保護管理弁法附表一に、事業地周辺の地域の環境調査及び事業が周辺地域と環境に与える短期的・長期的影響について分析、予測する内容を挙げている。
韓 国	環境影響法施行規則付属書1に、気象、地形・地質、動・植物相、海洋環境、水利・水文、土地利用、大気質、水質、土壌、廃棄物、騒音・振動、悪臭、電波障害、日照障害、娯楽・景観、公衆衛生、人口、住居、産業、公共施設、教育、交通、文化財の23項目が定められている。

資料32 環境基準等の設定状況

	法 令 等	項 目 等
大気	環境基本法に基づく環境基準	・二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素
	大気汚染防止法に基づく排出基準	・ばい煙 硫黄酸化物、ばいじん ・ばい煙（有害物質） 鉛、鉛化合物、他8項目 ・特定物質（28項目） アンモニア、他27項目 ・一般粉じん ・特定粉じん（石綿） ・自動車排出ガス 一酸化炭素、他4項目
	トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染の防止について（大気環境指針（暫定値））	・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
	光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について	・炭化水素
騒音	環境基本法に基づく環境基準	・環境騒音 ・環境騒音（道路に面する地域） ・航空機騒音（離発着回数が10回／日を超える） ・新幹線鉄道騒音
	騒音規制法に基づく規制基準	・特定工場等において発生する騒音 ・特定建設作業騒音 ・道路交通騒音
	小規模飛行場環境保全暫定指針	・航空機騒音（離発着回数が10回／日以下）
	在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針	・在来鉄道騒音
振動	振動規制法による規制基準	・特定工場等において発生する振動 ・特定建設作業振動 ・道路交通振動
	環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策	・新幹線鉄道振動
悪臭	悪臭防止法に基づく悪臭の排出基準	・アンモニア、メチルメルカプタン、他20物質 ・臭気指数
水質	環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準	・人の健康の保護に関する環境基準（23項目） カドミウム、全シアン、他21項目 ・生活環境の保全に係る環境基準（9項目） 水素イオン濃度、BOD、COD、他6項目 ・要監視項目（25項目）
	水質汚濁防止法に基づく排出基準	・有害物質（24項目） カドミウム、全シアン、他22項目 ・その他の排出水の汚染状態（16項目） pH、BOD、COD、他13項目
	農業用水基準	・水素イオン濃度、COD、他7項目
	水産用水基準	・有機物及び栄養塩類、溶存酸素、他8項目
	水道水質に関する基準	・健康に関する項目（29項目） 一般細菌、大腸菌群、カドミウム、他26項目 ・水道水が有すべき清浄に関する項目（17項目） 亜鉛、鉄、銅、他14項目
	ゴルフ場で使用される農薬の指針値	・イソサチオン、イソフェンホス、他28項目
	公共用水域等における農薬の水質評価指針	・イプロジオン、イミダクロプリド、他16項目
	底質の暫定除去基準	・水銀、PCB
	水底土砂に係る判定基準	・アルキル水銀化合物、他32項目
土壌	環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準	・カドミウム、全シアン、有機燐、他22項目
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく指定要件	・カドミウム及びその化合物、他2項目

資料33 自然環境保全に係る環境保全目標の例

表－1 環境保全目標の設定例（3段階）

ランク	価値内容	保 全 目 標
A	全国的価値に相当するもの	当該自然環境の構成要素を努めて保全する
B	都道府県的価値に相当するもの	当該自然環境の構成要素を相当程度保全する
C	市町村的価値に相当するもの	当該自然環境の構成要素への影響を努めて最小化する

表－2 環境保全目標の設定例（4段階）

ランク	価値内容	保 全 目 標
A	全国的価値に相当するもの	当該自然環境の構成要素を全体として保全する
B	地方的価値に相当するもの	当該自然環境の構成要素中主要なものを保全する
C	都道府県的価値に相当するもの	当該自然環境への影響を可能な限り最小化する
D	市町村的価値に相当するもの	当該自然環境の構成要素中主要なものへの影響を可能な限り最小化する

資料34 主要諸国における代替案の検討状況

	ア メ リ カ (NEPA)	カ ナ ダ (CEAA)	E C 指 令	イ ギ リ ス	オ ラ ン ダ
位 置 付 け	代替案の検討は、NEPAによって規定されている(NEPA 第1502条14項)。 NEPAによると、代替案は、EISの核心とされ、提案行為と代替案の比較検討により問題点を明確にしなくてはならない。 また、代替案の検討は、適切な案を選択するための明確な基盤を提供するとされている。	代替案の検討は、CEAAによって規定されている。 スクリーニング、包括的調査のいずれにおいても、主務省庁は事業の代替案(alternative to)を検討しなければならない。包括的調査の場合はさらに、事業を実施する上で技術的かつ経済的に実施可能な代替手段(alternative means)と、その環境影響についても検討しなければならない。	代替案の検討は、EC指令付属書Ⅲによって規定されている。 代替案の記述は、「適当な場合には」という前提条件付きで、すべての場合に義務付けられているものではない。 なお、改正案では、すべての場合に代替案についての記述を評価書に盛り込むことが規定されている。	イギリスでは評価書への代替案の記述は義務づけられておらず、規則においても追加情報として「申請者、政府当局によって調査された主な代替案の概要、及び環境への影響に配慮する中で、提案された事業を選択した主な理由」を含むことができるとしているに留まる。また、環境省の「環境評価書の中に含めるよう検討すべき事項のチェックリスト」の中でも、代替案及び最終案決定の理由が挙げられているが、評価書記載事項は個別案件ごとに決定されるため、全ての事業に義務付けられるものではない。	環境保護法(第7.10条)では、最低限の2つの案について検討することが義務づけられている。 代替案は、オランダの環境影響評価制度の中で、環境を改善する実的なやり方として重要視されており、提案事業に関して無駄な議論をできるだけ省く上でも効果的であるとされている。従って、主要な代替案に関して検討を加えることが、環境影響評価の中心的作業であると認識されている。
代 替 案 の 内 容	代替案は、目的に合致した合理的な範囲内で代替案を設定することとされており、比較のために「何もしないという案」を含むものとされている。また「主導連邦機関が好ましいと判断する代替案」、「環境上好ましい代替案」がある場合にそれを明記することとされている(NEPA規則に関する40の主要質疑応答集No 3・4 a、6 a、b)。 ○“何もしない”代替案 “何もしない”代替案は比較のための基準を提供し、意思決定者に様々な代替案による環境影響の大きさの比較を可能にする(NEPA規則に関する40の主要な質疑応答集No 3)。 ○“主導連邦政府機関が希望する”代替案 主導連邦政府機関が経済上、技術上、環境上ならびにその他要因を考慮しながら、その法定の任務と責任を充足させると考える代替案である(NEPA規則に関する40の主要な質疑応答集No 4 a)。 ○“環境的に好ましい”代替案 通常これは環境に対しての影響を最小に抑え、自然と文化的資源を最大限保護する代替案のことを意味する(NEPA規則に関する40の主要な質疑応答集No 6 a、b)。	a 事業実施方法の代替手法(alternative means) 事業を実施する上での代替手法“alternative means”は、同様の技術的特徴をもった手段か、機能的に同一の手段を指している。原子力発電プラントを例にとれば、“alternative means”としては別の敷地を選択するとか、より小規模なプラントをいくつか建設するとか、既存のプラントを拡張するなどが考えられる。 b 事業の代替案(alternatives to) 事業の代替案“alternatives to”は、同一の結果を得るための機能的に異なる手段を指す。同じく原子力発電プラントを例にとれば、“alternative to”としては電力を輸入するとか、水力発電用ダムを建設するとか、エネルギーを備蓄するとか、再生可能な資源からエネルギーを得ることなどが考えられる。	特に規定はなく、事業者が決定する。	特に規定はなく、地方計画庁との事前協議を通じて、事業者が決定する。	環境に好ましい代替案(Most Favorable Alternative)を選ぶためにより多くの代替案について検討される。 ー環境に好ましい代替案 ー現在の環境及びその推移(なにもない状況、Zero Alternative) EIA委員会によれば、スコーピングプロセスにおいて、代替案は以下のような3つの観点から作成される。 ー実行段階の代替案(埋立てや廃棄物処理プラントのエディケーション方法) ー政策レベルの代替案(廃棄物処理の技術、飲料水の供給など) ー立地点の代替案(自動車道路のルート、滑走路の立地、地下水の抽出地点) オランダでは、スコーピングガイドラインの中で主務大臣から事業者に対して検討すべき代替案が示される。スコーピング段階では事業者が当初考えていた案に加え、公衆やEIA委員会からの提案された代替案が追加される。これらの様々な提案を踏まえ、最終的に検討すべき代替案を決定するのは所管官庁である。
比 較 検 討 に 関 する 事 項	真の代替案とその環境への影響を重要視すること: NEPAプロセスは、真の選択に焦点を合わせ、EIS本文の中に、実際考慮される代替案の範囲について記述することを要求している(1502条2項e)。また、他の代替案との比較に必要な程度の代替案の分析を行うものとする(1502条14項b)。計画決定権者は、EISに記述された代替案について考慮し(1502条1項)、環境の見地から好ましい代替案と、そうでないものを決定し(1505条2項b)、計画決定段階で、調整をした環境要因について説明し(1502条2項b)、環境上の悪影響を避けるため、代替案から選択された実際的な手段が採用されたかどうか、されなかった場合は、その理由を述べる(1502条2項c)。	a 事業実施方法の代替手法(alternative means) 技術的かつ経済的に実施可能な“alternative means”は、包括的調査、調停、委員会審査においては必ず検討されなければならないが、スクリーニングの場合は任意である。 b 事業の代替案(alternatives to) “alternatives to”の検討は、スクリーニングでは主務省庁の自己裁量で行われるが、包括的調査、調停、委員会審査では主務省庁の助言により環境大臣が行う。	適当な場合には、環境上の影響を考慮に入れた上で、開発事業者によって研究された主要な代替案の概要及び当該開発事業者が行う選択の主要な理由の表示を記載することとなっている。 改正案では、環境上の影響を考慮に入れた上で、予想される主要な代替案の概要及び当該開発事業者が行う選択の主要な理由の表示を記載することとなっている。	開発予定地域の自然的・社会経済的特性や事業規模、内容等を考慮して、ケースバイケースの審査が行われるため、事業によっては検討がなされる。 ※1990年のECによる実施状況レビューによれば、イギリスでは代替案について考慮している例は少数で、代替案を検討する余地はないとしている例もある。ただし、幹線道路やUnion Railwayの場合には、代替案の検討が行われている。	EIA委員会の報告書によると、環境影響評価書では4～6の代替案が比較検討されており、ほとんどの環境影響評価書には、比較検討のためのマトリックスが添付されている。

	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	ド イ ツ	中 国	韓 国
位置付け	環境配慮の観点から、事業者が妥当なプロジェクト計画を選定する過程である。	代替案の検討は、環境適合性認可規則によって規定されている。	代替案の検討は、連邦環境影響評価法によって規定されている。 環境影響評価が必要とされる事業で、その事業の性格から必要性が高いと認められ、かつ事業者による提出が認められる場合に検討される。	法制度による代替案の検討の義務の規定はない。また、実際にも代替案の検討は行われていない。	代替案の検討は、環境影響評価法施行令によって規定されている。 なお、事業計画の代替案の検討は必須とはされていない。
代替案の内容	特に規定はなく、事業者が決定する。	法に規定はなく、事業者が決定する。	特に規定はなく、必要に応じて事業者が決定する。		特に規定はなく、必要に応じて事業者が決定する。
比較検討に関する事項	自然保護法施行令第2条第3項によると、影響調査書第3部において、考えられる選択肢の中で、提出されたプロジェクトが採用された理由を記載することとなっている。 法文上、評価の対象とならない案に関しては言及する必要はないが、様々な案が調査された場合には、それを影響調査書または影響説明書に記述しなければならない、またそれらの案の中から選択を行った理由を明確かつ十分に示さなければならない。("Etudes D'impact", p27-28)。	主な代替案を考慮して、空間的及び地域的な影響の範囲に関する建造物、工場又は設備の位置を記載することとなっている。(環境適合性認可規則第2条第3項) 代替案の検討については、審査の基準も存在せず、現実的にはまだ一般的でない(平成5年度の環境省ヒアリングより)	環境影響調査報告書に事業者が審査した事業計画の最も重要な代替案の概要及び主な選択理由(環境影響評価法第6条4項3号)を記載することとなっている。 代替案は、個別法に限定している場合のみ義務付けられる。公的な事業の場合、原則的に調査範囲に予定されている時のみ適用を受ける(平成3年度の環境省ヒアリングより)。		評価書案に「事業計画に対する代替案がある場合はそれに対する分析及び評価」(環境影響評価法施行令第3条第1項第4号)を記載することとなっている。

資料35 主要諸国における不確実性や情報の限界の考慮

国	規定の内容
アメリカ	連邦政府政府機関は、現在の科学で不明な部分を、環境影響評価書の中で言及する場合は、その部分についての情報が欠如しているか、不明確である旨を、明らかにするものとしている（NEPA施行規則1502条第22項）。
カナダ	CEAA主務省庁ガイドでは、スクリーニング及び包括的調査において主務省庁が記載の必要を認めた場合、報告書中の専門的知見を有する部局との協議という項目の中に、協議過程で議論された未解決の問題及びその論点について記載されるとしている（The Responsible Authority's Guide to the Canadian Environmental Assessment Act）。
EC指令	特に規定はない。
イギリス	環境評価書の内容についての情報をまとめる上で、直面した技術上の欠陥、ノウハウの欠陥などの困難について環境評価書中に入れることができる（都市、農村計画規則付属書3g）。
オランダ	環境の現況及び影響、影響を決定し説明するに当たって取った方法に関し、必要情報が不足したために、以上の説明において欠落した内容についての説明が環境影響評価書に含まれるとしている（環境保護法7.10条第1項g）。
フランス	環境影響調査書には、プロジェクトが環境に及ぼす影響の評価のために利用される方法の分析と、その評価を確立するために直面する可能性のある技術的側面または科学的側面における困難の記載が規定されている（環境保護施行令第2条第5項）。
イタリア	環境影響調査書には、情報を収集する上で生じた全ての困難と技術的欠陥及び知識の欠如についての要約の添付が規定されている。（環境影響調査書の作成及び環境適合性判断の形成に関する技術的規則第2条第2項）
ドイツ	環境影響評価が必要とされる事業で、その事業の性格から必要性が高いと認められかつ事業者による提出が合理的と認められる場合に、報告のまとめに際して生じた問題点の記述を含めるものとしている（環境影響評価法第6条第4項）。
中国	特に規定はない。
韓国	特に規定はない。

国名	アメリカ	カナダ	E U	イギリス	オランダ
根拠	NEPA規則第1502.10項(推奨様式)	CEAA第16条(1)及び(2)	EC指令第5条2項	都市・農村計画規則付録3	環境管理法第7.10条
記載事項	・表紙(1ページ、責任機関の名称、事業の名称及び事業が実施される州・都の名称、連邦政府機関の説明担当官の名前、住所、電話番号、DEISかFEISかについての報告書の指定、概括的に説明する一文、意見提出期限) ・要約(15ページを超えないもの、報告を的確に要約した概要書の添付) ・目次 ・目的と行為の必要性(主導連邦政府機関によって提案された行為を含む代替案の提案の目的と必要性を簡単かつ明確に記述) ・提案行為を含む代替案(すべての合理的な代替案の環境影響を比較可能な形で提示、代替案の検討はEISの核心部分) ・影響を受ける環境(検討中の代替案によって影響が生じる地域の環境を記述) ・影響の結果(環境影響評価の結果、環境保全対策) ・作成者名簿(2ページを超えないもの、作成に関する第一責任者等の氏名、資格) ・環境影響評価の写しを送付する諸機関、関係団体、個人の一覧表(連邦政府の許可、免許、その他資格のリストアップ) ・索引 ・付録(ある場合のみ)	・事業内容の解説(事業の目的、内容、スケジュール、規模等、場所のリスト) ・事業実施方法の代替方法(技術的、経済的に実行可能な代替手法の解説、代替手法の環境影響、代替手法を採用しなかった場合の根拠、理由) ・事業及び評価の範囲の決定に関する議論及び論点 ・環境の状況(調査区域内の環境要素等) ・事業が及ぼす環境影響の要約(誤動作・事故等によるもの、累積的影響、複合的影響、当該事業から派生的に生じる影響) ・再生資源の容量についての現在及び将来の需要に対する影響 ・すべての環境保全対策のリスト及び緩和される環境影響 ・環境への悪影響が著しいもしくは不明であるかについての見解 ・環境影響評価の結論についての見解とその根拠 ・専門的知見を有する部局との協議 ・公衆からの意見等 ・フォローアップ計画 ・詳細情報の照会先、電話番号等 ・補足的情報	・当該事業の場所、設計及び規模に関する情報を含む当該事業の記述 ・重大な悪影響を回避し、減少させ、かつ可能な場合には回復するために予想される措置の記述 ・当該事業が環境に対してもたらす可能性のある主要な影響を、特定しかつ評価するために必要なデータ ・以上3つの項目に述べられる情報のわかりやすい要約(non-technical summary)	・開発の詳細(開発の場所、計画、規模に関する情報を含む) ・開発が環境に及ぼす影響を評価するのに必要となるデータ ・開発が直接的に及び間接的に環境に及ぼす重大な影響の詳細 ・環境に関する著しい悪影響を防止、減少、改善するために実施しようとしている対策 ・上記情報に関する技術的でない要約 ・追加情報 - 提案された開発の自然特性、建設及び使用段階の土地利用に当たって要求される条件 - 利用する材料の性質等生産過程の主な特徴 - 提案された開発事業の運営の結果、生ずると考えられる残留物、排出物の種類と量 - 事業者、当局によって検討された代替案、環境に考慮した上で提案された開発が選ばれた主な理由 - 提案された開発が直接的及び間接的に及ぼす重大な影響のうち、天然資源の使用、汚染物質の排出、有害物質の創造、廃棄物の排出が原因となるもの - 上記の影響を評価するために使用した予測手法 - これらの情報をまとめる上で直面した技術上の欠陥、ノウハウの欠如などの困難	・計画事業の目的 ・計画事業及び事業の実施方法並びにその代替案 ・評価書作成指示、並びに計画事業及び記載する代替案に係わる過去に政府機関が行った決定 ・計画事業または代替案が環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、当該環境の現況の記載、並びに当該事業及び代替案のいずれも施行しない場合に予想される当該環境の推移の記載 ・計画事業及び記載する代替案がそれぞれ及ぼすおそれのある環境影響の記載、並びにその影響を確定し、記載する方法の根拠 ・何もしない場合の環境の状態と、計画事業及び代替案を実行した場合の環境影響の対比 ・上記2項に基づいて記載すべき事項のうち必要な情報を欠いているために記載しなかった点の要約 ・環境影響評価書並びにそこに記載する計画事業及び代替案の環境影響を公衆が評価できるような情報の要約
特記事項	環境影響評価本文の分量を減らす目的で、資料を参考として環境影響評価に組み入れる(NEPA規則第1502.21項)	CEAA第16条(1)はすべてのスクリーニングもしくは包括的調査及びすべての調停もしくは委員会審査において主務省庁が考慮すべき要因として規定((2)はスクリーニングを除く)	各加盟国は指令の附属書IIIで示される情報について、開発事業者から適当な形で提供されるよう必要な措置をとることとされている(第5条第1項)	環境評価書に何を記載するかについては、実際は、個別の案件ごとに事業者と地方計画庁との事前協議の中で決定しており、このための手引きとして、環境省の作成した「環境評価書に盛り込むべき内容を検討する際のチェックリスト」が作成されている	具体的な調査項目や方法、検討すべき代替案は、個別案件ごとに、環境省及び農業省等のアドバイザー、公衆の意見、EIA委員会のアドバイスを聞いて主務大臣が定めるガイドラインによって提示される

国 名	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	ド イ ツ	中 国	韓 国
根 拠	自然保護法施行令第2条	環境適合性認可規則第2条第3項	環境影響評価法第6条3項第	建設項目環境保護管理弁法付表1	環境影響評価法施行令第3条及び第8条
記 載 事 項	・環境の現状分析（事業用地及びその環境の現状分析） ・環境影響の分析（事業の環境に対する直接的、間接的、一時的及び永続的な影響） ・事業の選択理由（提出された事業が採用された理由） ・影響の防止・緩和・補償措置（事業が環境に与える損害の抑止、緩和のため、及び可能な場合には補償するために、検討された措置または必要な費用の見積） ・評価方法（技術的側面または科学的側面における困難さの言及を含む） ・非技術的な要約の作成	・空間的及び地域的な影響の範囲に関する当該建築物、工場または設備の位置、天然資源に対する影響の範囲、その服従及び相対的基準及び景観、考古学的遺跡、国家財産及び水地質学の側面に関係する全ての基準 ・液状の排出物の明示及び実施された相対的基準に従うため方策提案及び最終的な液体処理の変更の結果の列挙 ・生成する個体の廃棄物及び実施された相対的基準に従った処理方法の列挙 ・大気中への排出物の汚染濃度を、利用可能な最高の技術を考慮して、空気の質の相対的基準に従った列挙 ・予想される騒音の程度及び騒音を減少させるための方策の列挙 ・事業、最良の利用可能な方策、技術的及び経済的側面からの問題などから、環境に対する被害を減らし補償するために適用される方策の記述 ・当該の事業の建設及び操業段階において環境の被害を防止する計画 ・実施された相対的基準または当該の事業における特別な要求事項から引き出され列挙されたことに従った環境監視計画 ・上記全ての項目に関する非技術的要約	・立地、種類及び規制並びに敷地及び土地の必要量についての報告を伴う事業計画の記載 ・予想される排出物及び残留物、特に大気汚染物質、廃棄物及び排水の発生の種類及び数量の記載並びに事業計画による重大な環境被害を確認し、かつ、判定することが可能なために必要とされるその他の報告 ・重大な環境被害を回避し、軽減し、又は可能な場合には補填する措置並びに自然及び計画に対する補填不能で、かつ、優越する侵害の際の代償措置の記載 ・一般的な知識水準及び一般に認められた評価方法を考慮に入れた上での、事業計画の環境への予測される重大な影響の記載 ・要約の添付	・環境影響評価の概要（作成目的、事業提案書の内容、環境影響評価計画書等） ・建設事業の概要 ・建設事業の周辺地域の環境状況調査 ・事業が周辺地域及び環境に与える短期的、長期的影響の分析と予測（建設中、稼働中、営業中の正常・異常状態を含む） ・環境監視体制のの提案 ・環境影響についての簡単な費用便益分析 ・結論 - 環境の質に与える影響 - 事業の規模、性質、立地が合理的か、環境保護の規定に適合しているか - 防止、管理措置が技術的に実施可能で、経済的に合理的か - さらなる環境影響評価が必要か - 課題と提案	＜評価書案＞（施行令第3条） ・事業の概要 ・環境影響評価の対象地域の設定 ・環境現況の調査内容 ・事業計画に対する代替案がある場合はそれに関する分析及び評価 ・環境影響に関する分析及び低減方策の内容 ・不可避な環境影響の分析（公衆の生活環境及び財産上の環境汚染被害とその低減方策を含む） ＜評価書＞（施行令第8条） ・評価書案の内容に関する具体的な分析及び評価 ・関係する公衆、関係行政機関の長等の意見と公聴会の開催結果に対する分析及び評価 ・環境影響評価結果に基づき作成した事業計画案の内容 ・事後環境影響調査が必要な事業についてはその計画（施行規則で定められた対象事業のみ記載）
特 記 事 項			環境影響評価法第6条第4項には、事業の性格から必要性の高いと認められかつ事業者による提出が合理的に期待できると認められる場合には、事業計画の施行者が検討した事業計画の最も重要な代替案の概要及び事業計画の環境への影響を特に考慮した上での、主な選択理由の報告などを含めるものとされている	管理弁法の付表2に環境影響報告表の書式が規定されており、事業の概要、汚染物質等の使用と管理、環境影響の分析の3表に行政部局のコメント用の1表を加えた簡単な書式となっている	

資料37 意見の提出者を広く認めている地方アセスにおける 準備書等への意見提出状況

神奈川県（上段：準備書に対する意見、下段：見解書に対する再意見）

案 件 名	総 数	内 訳		
		関係市町村	その他県内	県 外
池子米軍家族住宅建設事業	105,461 470	52,910(50.2) 424(90.2)	40,673(38.6) 42 (8.9)	11,878(11.3)* 4 (0.9)
第二東名自動車道事業	27,965 38,258	20,950(74.9) 31,591(82.6)	5,585(20.0) 4,588(12.0)	1,430 (5.1) 2,079 (5.4)
さがみ縦貫道路事業	25,791 25,726	22,417(86.9) 18,607(72.3)	2,972(11.5) 6,169(24.0)	402(15.6) 950 (3.7)
新湘南国道	35,789 1,095	10,394(29.0) 1,008(92.1)	17,712(49.5) 81 (7.4)	7,683(21.5) 6 (0.5)
厚木秦野道路（一般国道246号バイパス）事業	6,668 20,241	4,538(68.0) 14,585(72.1)	1,788(26.8) 3,997(19.7)	342 (5.1) 1,659 (8.2)
野比地区一般廃棄物最終処分場建設事業	10,229 6,437	8,877(86.8) 5,947(92.4)	812 (7.9) 328 (5.1)	540 (5.3) 162 (2.5)
湘南国際村計画基盤整備事業	7,817 4,452	4,941(63.2) 3,384(76.0)	2,571(32.9) 987(22.2)	305 (3.9) 81 (1.8)

* 国外573通(0.5%)を含む。

神戸市

案 件 名	総 数	内 訳		
		関係地域内	その他市内	市外
第二名神自動車道 （神戸国際港都建設計画道路）	119	87 (73.1)	22 (18.5)	10 (8.4)
神戸港に係る港湾計画の変更案	29	7 (24.1)	18 (62.1)	4 (13.8)

滋賀県

案 件 名	総 数	県 内	県 外
A ダム開発	27	25(92.6)	2(7.4)
B ゴルフ場開発	13	12(92.3)	1(7.6)

大阪府

案 件 名	総 数	内 訳		
		関係地域内	その他市内	府外
第二名神自動車道 （大阪府内区域）	約16,000	約10,900 (68)	約3,600 (23)	約1,500 (9)

資料38 地方アセスにおける準備書の公告・縦覧の実施者及び期間

縦覧期間 実施者	事業者	知事・市長
1 月	秋田県、山形県、福島県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、沖縄県（19）	埼玉県、長野県、京都府、大阪府、香川県、京都市、大阪市（7）
30 日	宮城県、岐阜県、兵庫県（3）	北海道、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、広島県、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、広島市（13）
4 5 日		神戸市（1）
事業種類によって異なる	鹿児島県（1月：第1種事業、2週間：第2種事業）	
縦覧の規定なし 周知の規定のみ	岡山県、長崎県（2）	
準備書の周知規定なし	愛媛県（1）	

資料39 地方アセスにおける評価書の公告・縦覧の実施者及び期間

実施者 縦覧期間	事業者	知事・市長
1 月	秋田県、山形県、福島県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、宮崎県、沖縄県（19）	長野県、京都府、大阪府、香川県、高知県、京都市、大阪府（7）
30 日	宮城県、岐阜県（2）	茨城県、栃木県、滋賀県、広島県、広島市（5）
3 週間		愛媛県（1）
15 日		千葉県、東京都、神奈川県、兵庫県、千葉市、横浜市、川崎市（7）
2 週間		埼玉県（1）
7 日		名古屋市（1）
45 日		
期間の限定なし		神戸市〔永久〕（1）
事業種類によって異なる	鹿児島県（1月：第1種事業、2週間：第2種事業）	
告示のみ縦覧なし		北海道（1）
評価書の周知規定なし	岡山県、長崎県（2）	

資料40 意見書の提出先が知事又は市長の場合の手続

	意見書の提出先	事業者の見解の聴取方法	見解書の周知手続の有無	事業者の見解の評価書への掲載
北海道	知 事	知事が開催する説明会への出席	—	な し
千葉県	知 事	見解書の提出	○	○
東京都	知 事	見解書の提出	○	○
神奈川県	知 事	見解書の提出	○	な し
滋賀県	知 事	公聴会へ出席	—	○
千葉市	市 長	見解書の提出	○	○
横浜市	市 長	評価書の提出	評価書の縦覧	—
川崎市	市 長	修正報告書の提出		—
名古屋市	市 長	見解書の提出	○	○
大阪市	市 長	見解書の提出	○	○
神戸市	市 長	見解書の提出	○	○
大阪府	知事又は事業者	見解書の提出	○	○
兵庫県	知事又は事業者	見解書の提出	な し	○

資料41 各種環境影響評価制度での準備書相当文書への 意見提出可能期間一覧

○ 国

閣議決定アセス	縦覧期間（１月）＋２週間
発電所アセス	縦覧期間（１月）＋２週間
都市計画決定手続に基づくアセス	縦覧期間（２週間）内

整備五新幹線アセスは期間についての定めがない。

○ 都道府県・政令市

北海道、宮城県、茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、岐阜県、滋賀県、広島県、横浜市、川崎市、名古屋市、神戸市、広島市（１４団体）	公告後４５日
秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山形県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、高知県、宮崎県、沖縄県、京都市、大阪市（２７団体）	縦覧期間（１月）＋２週間
鹿児島県（第１種事業）	縦覧期間（１月）＋２週間
（第２種事業）（１団体）	縦覧期間（２週間）＋１週間
千葉県、千葉市（２団体）	縦覧期間（３０日）＋１５日
兵庫県（１団体）	縦覧期間（３０日）内

岡山県、愛媛県、長崎県は、期間についての定めがない。

○ 諸外国

アメリカ	45日以上	各主管官庁が手続の期間設定を行うことができることとされているが、環境影響評価書案に対するコメント可能期間は、４５日より短くしてはならない
韓国	最低37日	評価書案の縦覧期間（３０日以上）の満了後７日以内に、住民は意見を提出する
オランダ	１月以上	環境影響評価書が公的審査に付されてから最低１ヶ月の期間をとって、公衆のコメントを求める
フランス		公聴手続法の適用を受ける場合は、１ヶ月以上、２ヶ月を超えない期間をとって意見を求める
ドイツ	１月以内	事業計画によって影響を受ける者は、１月の縦覧期間経過後２週間以内に、事業計画について所管官庁に意見を提出できる
イタリア	30日以内	事業計画の通知の公告から３０日以内に、すべての国民が意見を提出できる
イギリス	21日以内	計画申請に対し、申請から２１日以内に、意見のある者は意見を提出できる

カナダでは、特に、法文上意見の提出期間を定めてはいない。

資料42 アメリカ環境保護庁による

「環境影響評価書のランク付けシステム」

〈環境影響に係るもの〉

LO (Lack of Objections、異議なしのランク)

審査により、提案を大きく変えるべきいかなる環境への影響も見出さなかったもの。

EC (Environmental Concerns、環境上懸念ありのランク)

審査により、環境保全上避けるべき環境影響が見出されたもの、適切な保全措置又は代替案が要請されるため、EPAは主導政府機関と改善措置につき協議する。

EO (Environmental Objections、環境上異議ありのランク)

審査により、環境保全上回避すべき著しい環境影響が見出されたもの。提案されている代替案又は計画そのものの大幅な改訂を必要とする。EPAは主導政府機関と改善措置につき協議する。

EU (Environmental Unsatisfactory、環境上同意せずのランク)

審査により、人の健康又は環境への著しい悪影響が見出されたもの。EPAは主導政府機関と改善措置につき協議するが、最終EISまでに改善なされなかった場合はCEQへの申し立て手続きをとる。

〈情報の十分さに係るもの〉

1 (Adequate、十分のランク)

十分な情報を有しており、これ以上のデータの分析や改訂は必要ないもの。

2 (Insufficient、不十分のランク)

ドラフトEISとして十分な情報を有しておらず、あるいは適切な代替案の検討がなされていないもの。最終EISにはこれらの点についての情報が含まなければならない。

3 (Inadequate、不足のランク)

環境影響についての重要な分析・評価がなされておらず、あるいは行われるべき適切な代替案の検討がなされていないもの。したがって審査を行う以前にEISの大幅な改訂が必要であり、それらの新たな情報については公衆関与が必要である。場合によってはCEQへの申し立て手続の対象ともなり得る。

〈総合ランク〉

●LOのグループ

●EC-1、EC-2のグループ

●EO-1、EO-2のグループ

●EO-3、EU-1、EU-2、EU-3、3のグループ

資料43 環境庁長官意見（東京湾横断道路）

1 東京湾横断道路が接続する川崎側陸上部においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関して環境基準が未達成であり、環境庁としても種々の対策を講じ、大気汚染の改善に努めているところである。こうした現状にかんがみ、事業の実施に当たっては、換気塔において汚染物質の除去に努める等環境保全に最善を尽くす必要があること。

また、東京湾横断道路へのアクセス交通が川崎市及びその周辺の環境に対して悪影響を及ぼすことのないよう、道路計画の策定に当たっては環境保全に万全を期す必要があること。

2 工事の実施に当たっては、濁りの拡散防止のための効果的工法の導入を図る等水質汚濁防止について十分配慮する必要があること。

3 東京湾における干潟の重要性にかんがみ、事業の実施に当たっては、干潟の地形及び生物相の保全に十分配慮する必要があること。

4 工事に要する山砂等の入手に当たっては、採取及び運搬に係る事業計画、環境保全対策等を十分確認する等により、山砂等の採取及び運搬に伴う環境保全上の問題が生ずることのないよう最善を尽くす必要があること。

5 東京湾における水面の確保等の観点から、工事に伴い発生するしゅんせつ土砂、トンネル工事残土の処分に当たっては、処分先、処分方法について関係機関と調整を図り、埋立地における山砂の代替用材として活用するなど環境保全に最善を尽くす必要があること。

6 本事業の工事着手前、工事中及び工事完了後を通じ、関係地方公共団体と調整しつつ、十分な環境監視を行い、その結果に応じて適切な対策を講ずる必要があること。

7 今後の事業の具体化に当たっては、環境保全の観点から関係地方公共団体と十分調整する必要があること。

（昭和62年7月9日付け環企審第248号／建設大臣宛）

資料44 国内で実施された環境影響評価事例における

事後調査の実施状況（平成6年）

都道府県市に対し、平成6年に実施された環境影響評価について事後調査の計画状況を問い合わせた結果をとりまとめると以下のとおりである。

1 事後調査事例数

表－1に示すとおり、平成6年に環境影響評価がなされた177件の事例のうち、113件（約64％）の事例で事後調査が計画されている。このうちのほとんど（97％）が工事中の調査を計画しており、供用後の調査は67％である。また供用後の調査を計画している事例のほとんどは、工事中の調査を計画している。

事業別に見ると、発電所及び埋立・干拓ではほとんどの事例で事後調査の計画がある。

廃棄物処理施設、飛行場、土石採取、レジャー施設、その他の施設、宅地造成（各種土地造成）では、6～7割が計画している。道路、港湾施設・港湾計画においては、環境影響評価事例数の割には事後調査事例が少なかった。

表－1 環境影響評価の事後調査計画件数（平成6年（暦年））

事業種別 事後調査時期	道路	鉄道	飛行場	港湾計画・港湾施設	埋立・干拓	ダム	河川工事	宅地造成各種土地造成	廃棄物処理施設	下水道終末処理場	発電所	工場・事業場	土石採取	レジャー施設	その他の施設	合計	合計事例数に対する割合（％） 〔下段は事後調査事例に対する割合（％）〕
全事例件数	11	10	3	4	44	2	0	23	14	0	8	9	3	35	11	177	100％
工事中又は供用後いずれか調査	1 9％	3 30％	2 67％	0	38 86％	1 50％		14 61％	10 71％		8 100％	4 44％	2 67％	23 66％	7 64％	113	64％ (100％)
工事中調査	1 9％	3 30％	2 67％	0	38 86％	1 50％		14 61％	9 64％		8 100％	4 44％	0	23 66％	7 64％	110	62％ (97％)
供用後調査	1 9％	2 20％	2 67％	0	6 14％	1 50％		12 52％	10 71％		8 100％	4 44％	2 67％	22 63％	6 55％	76	43％ (67％)
工事中及び供用後とも調査	1 9％	2 20％	2 67％	0	6 14％	1 50％		12 52％	9 64％		8 100％	4 44％	0	22 63％	6 55％	73	41％ (65％)

事業別件数の下段％は、全環境影響評価事例件数に対する割合（％）

2 報告義務

調査結果の報告義務の有無は、表－２に示すとおりであり、工事中・供用後の調査とも半数以上が報告の義務を伴っている。

表－２ 結果報告義務別環境影響評価事例件数

	工 事 中 の 調 査	供 用 後 の 調 査
事後調査事例数	1 0 8	7 4
報告義務あり (求めに応じて報告 する場合も含む)	5 5 (5 1 %)	4 5 (6 1 %)

3 実施根拠

実施根拠別に見ると、表－３のとおり、工事中・供用後いずれの場合も約８割が評価書に記述されたものである。ただし、本調査は審査担当部局に対する照会結果であるのため、評価書・事後調査実施計画書等に記載の無い事後調査計画（「その他」に相当）は網羅されていない可能性がある。

表－３ 事後調査の実施根拠別環境影響評価事例数

		工 事 中 の 調 査	供 用 後 の 調 査
	事後調査事例数	1 0 8	7 4
実 施 根 拠	評価書等に記述 (評価書、資料編、見解を含む)	8 8 (8 1 %)	5 9 (8 0 %)
	事後調査計画書等に記述	1 9 (1 8 %)	1 6 (2 2 %)
	その他(事業者の自主判断、不明等)	2 (2 %)	—

注) 項目別に実施根拠が異なる場合があるので根拠別合計は事例数に一致しない場合がある。

資料45 地方アセスにおける国の制度との調整方法

○ 調整規定がある場合

調整方法	都道府県	政令指定都市	合計
国の制度で行われたものは、当団体の制度に基づいて行われたものと見なす	山形県, 福島県, 群馬県, 新潟県, 富山県, 山梨県, 静岡県, 愛知県, 京都府, 鳥取県, 山口県, 徳島県, 高知県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県 (16団体)	広島市, 北九州市 (2団体)	18団体
国の制度で行われたもののうち当団体の手続に相当するものは、当団体の制度に基づき行われたものと見なす	宮城県, 秋田県, 石川県, 福井県, 三重県, 島根県 (6団体)	(0団体)	6団体
国の制度で行われたものは、当団体の制度を適用しない	栃木県, 和歌山県 (2団体)	(0団体)	2団体
他の法令等による手続との調整を行う	茨城県, 埼玉県, 千葉県, 大阪府, 兵庫県 (5団体)	千葉市 (1団体)	6団体
知事（市長）と事業者との協議により定める	神奈川県, 岐阜県 (2団体)	名古屋市, 京都市, 神戸市 (3団体)	5団体

○ 調整規定がない場合

	都道府県	政令指定都市	合計
運用上調整している	北海道, 長野県, 滋賀県, 岡山県, 広島県, 香川県, 福岡県, 長崎県 (8団体)	横浜市, 大阪市 (2団体)	10団体
対象事業が異なるため、調整の必要がない	愛媛県 (1団体)	(0団体)	1団体
実施時期が異なるため、別々に評価を行っている	(0団体)	川崎市 (1団体)	1団体
事業者が調整している	東京都 (1団体)	(0団体)	1団体
実例がないため、調整方法を決めていない	(0団体)	(0団体)	0団体

注) 運用上調整している地方公共団体のうち、長野県、滋賀県、岡山県、広島県、横浜市は双方の制度を満たすよう調整を図っている。

出典：地方公共団体における環境影響評価制度の実施状況等に関する調査報告書（環境庁／平成7年9月）

資料46 地方アセスにおける国等が行う事業に関する調整方法

○ 調整規定がある場合

調整方法	都道府県	政令指定都市	合計
知事（市長）と国の機関等との協議により定める	下記以外の団体 (37団体)	下記以外の団体 (6団体)	43団体
国等の事業については、当団体の制度を適用しない	愛媛県 (1団体)	京都市 (1団体)	2団体

注) 国等との協議の結果要綱等に基づき環境影響評価を実施した実績がある地方公共団体は、東京都、三重県、滋賀県、横浜市、名古屋市である。

○ 調整規定がない場合

	都道府県	政令指定都市	合計
運用上調整している	福岡県 (1団体)	北九州市 (1団体)	2団体
当団体の制度を適用する	神奈川県 (1団体)	川崎市 (1団体)	2団体
対象事業に含まれておらず、調整の必要がない	(0団体)	(0団体)	0団体
実例がないため、調整方法を決めていない	和歌山県 (1団体)	(0団体)	1団体

出典：地方公共団体における環境影響評価制度の実施状況等に関する調査報告書（環境庁／平成7年9月）

資料47 地方アセスにおける都市計画決定手続との調整方法

○ 調整規定がある場合

調整方法	都道府県	政令指定都市	合計
都市計画決定手続に従って実施し、当団体の制度は適用しない	下記以外の団体 (26団体)	京都市、広島市、北九州市 (3団体)	29団
都市計画決定権者が当団体の制度による手続を併せて行う	茨城県、千葉県 滋賀県 (3団体)	千葉市 (1団体)	4団
当団体の制度の「事業者」を「都市計画決定権者」と読みかえて調整する	神奈川県、岐阜県 (2団体)	大阪市 (1団体)	3団
事業者が当団体の制度による手続を都市計画法の手続と併せて行う	宮城県、東京都、 大阪府 (3団体)	(0団体)	3団
当団体の制度による手続と都市計画法の手続との調整を図る	兵庫県 (1団体)	神戸市 (1団体)	2団

○ 調整規定がない場合

	都道府県	政令指定都市	合計
運用上調整している	北海道、愛媛県、福岡県、長崎県 (4団体)	横浜市、川崎市、名古屋市 (3団体)	7団
当団体の制度を適用する	岡山県 (1団体)	(0団体)	1団
実施時期が異なるため、別々に評価を行っている	(0団体)	(0団体)	0団
対象事業に含まれておらず、調整の必要がない	福島県 (1団体)	(0団体)	1団
実例がないため、調整方法を決めていない	(0団体)	(0団体)	0団

出典：地方公共団体における環境影響評価制度の実施状況等に関する調査報告書（環境庁／平成7年9月）

環境影響評価制度総合研究会委員名簿

50 音順・敬称略

浅野直人（福岡大学法学部教授	私法）
阿部孝夫（高崎経済大学地域政策学部教授	公法）
安橋隆雄（農林水産省農業総合研究所長	農業経済）
井手久登（東京大学大学院農学生命科学研究科教授	自然環境）
◎加藤一郎（成城学園名誉学園長	私法）
○小高 剛（名城大学法学部教授	公法）
猿田勝美（神奈川大学外国語学部教授	地方行政）
千秋信一（（財）電力中央研究所名誉特別顧問	土木工学）
田中和夫（（社）日本鉄道技術協会理事	鉄道工学）
田中信寿（北海道大学工学部教授	廃棄物処理）
田淵俊雄（前・東京大学農学部教授	農業工学）
中西 弘（大阪工業大学工学部教授	水質工学）
西谷 剛（横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授	公法）
春田尚徳（前・名古屋大学工学部教授	都市工学）
堀口孝男（東京都立大学名誉教授	港湾工学）
森地 茂（東京大学大学院工学系研究科教授	交通工学）
若杉隆平（横浜国立大学経済学部教授	経済学）

◎・・・会長、○・・・会長代行